

地方長官第一項ノ配給計畫ヲ定メタルトキハ遲滯ナク之ヲ農林大臣ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同

第三條 農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ用材ノ生産又ハ販賣ヲ爲ス者又ハ其ノ組織スル團體ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付農林大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト稱ス)ニ販賣シ若ハ販賣ノ委託ヲ爲シ又ハ統制機關ノ斡旋ニ依リ販賣ヲ爲スベキ用材ノ樹種、材種又ハ數量其ノ他販賣ニ關シ必要ナル事項ニ關シ前條ノ規定ニ依リ配給ヲ定ムベキコトヲ命ズルコトアルベシ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ地方長官ニ對シ前條ノ規定ニ依リ定メタル配給計畫ノ變更ヲ命ズルコトアルベシ

第四條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ配給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ配給計畫ノ指定ヲ受ケタル用材ノ生産又ハ販賣ヲナスモノニ對シ其ノ生産又ハ販賣ニ係ル用材ニ付當該配給計畫ニ從ヒ當該用材ノ配給又ハ販賣ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五條 統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ關東州、滿洲又ハ支那ニ輸出スル爲之ヲ買受ケルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

- 1 官廳ノ輸出ニ充ツル用材
- 2 博覽會ニ出品スル爲メ輸出ニ充ツル用材
- 3 販賣以外ノ目的ヲ以テスル輸出ニ充ツル用材ニシテ其ノ原價五〇圓ヲ超エザルモノ
- 4 合板及仕組板

第六條 統制機關ヨリ買受ケ若ハ其ノ斡旋ニ依リ買受ケ又ハ其ノ承認ヲ受ケタル用材ニ非ザレバ之ヲ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ニ該當スル用材ハ此ノ限ニ在ラズ

- 1 統制機關移出ニ係ル用材

- 2 官廳ノ移出ニ係ル用材
 - 3 博覽會ニ出品スル爲移出スル用材
 - 4 販賣以外ノ目的ヲ以テ移出シ且其原價五十圓ヲ超エザル用材
 - 5 合板及仕組板
- 第七條 統制機關ハ前二條ノ規定ニ依ル販賣若ハ販賣ノ斡旋ヲ爲シ又ハ前二條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲スベキ用材ノ樹種別計畫數量ニ付豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第八條 農林大臣又ハ地方長官用材ノ需給統制上特ニ必要アリト認ムルトキハ用材ノ生産、販賣又ハ買入ヲ爲ス者ニ對シ用材ノ配給先、販賣先、買入先、賣買方法其ノ他配給又ハ賣買ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十五年十月二十五日ヨリ施行ス

八、鐵鋼配給統制規則

昭和十三年六月二十日商工省令第三十三號
昭和十三年九月十二日商工省令第七八號
昭和十三年九月三十日商工省令第八四號
昭和十四年八月二日商工省令第四一號

第一條 本則ニ於テ鐵鋼トハ銑鐵(燐ノ含有量一萬分ノ三以下ノモノヲ除ク)、鑄鐵管及壓延鋼材(別表ニ掲グルモノヲ除ク)ヲ謂フ

第二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者(シャリング業者ヲ含ム以下同ジ)ハ官廳、公共團體又ハ商工大臣ノ指定シタル團體(以下統制團體ト稱ス)ニ於テ發行スル鐵鋼割當證明書ト引換フルニ非ザレバ鐵鋼ヲ使用スル者ニ對シ鐵鋼ヲ販賣(昭和十四年八月九日以前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ

但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 左ノ各號ノ一ニ該當スル鐵鋼ヲ販賣スルトキ

イ 御 料 品

ロ 官應ニ於テ購入スルモノ

ハ 公共團體ニ於テ購入スルモノ

二 天災事變其ノ他己ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ鐵鋼割當證明書ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業其ノ他鐵鋼ヲ使用スル事業ヲ營ム者其ノ事業ノ用ニ供スル鐵鋼ヲ購入セントスルトキハ當該事業ノ主務官應、地方長官又ハ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ交付ヲ受クベシ但シ軍用ノ工作物（建築物ヲ含ム以下同ジ）ノ築造用鐵鋼又ハ軍需品製造工場ニシテ陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ認定ヲ受ケタルモノノ軍需品製造用鐵鋼ノ購入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

官應又ハ公共團體ノ工作物ノ築造ヲ請負ヒタル者又ハ軍需品製造ノ注文ヲ受ケタル者ハ前項ノ鐵鋼割當證明書ノ外當該官應又ハ公共團體ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ交付ヲ受クベシ

第四條 前條第一項ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ヲ交付ヲ受ケタル者當該鐵鋼ヲ使用スル工作物ノ築造又ハ當該鐵鋼ヲ原料若ハ材料トスル製品ノ製造若ハ加工ヲ他人ニ請負ハシメタル場合ニ於テ當該請負人鐵鋼ヲ購入スルトキハ其ノ者ニ當該鐵鋼割當證明書ヲ交付スベシ

前項ノ場合ニ於テ注文者ハ請負契約ノ要旨ヲ記載シタル書面及鐵鋼割當證明書ノ寫ヲ自己ノ屬スル統制團體及請負人ノ屬スル統制團體ニ提出スベシ

第五條 土木建築用ノ鐵鋼ヲ購入セントスル築造主ハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ノ外土木建築請負業者ノ統制團體ヨリ鐵鋼割當證明書ヲ交付ヲ受クベシ但シ統制團體ニ屬スル者（土木建築請負業者ヲ除ク）ガ自

ラ土木建築工事ヲ執行スル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 土木建築請負業者又ハ機械器具製造事業者第三條第二項又ハ第四條ノ規定ニ依リ鐵鋼割當證明書ノ交付ヲ受ケタルトキハ第三條第一項ノ鐵鋼割當證明書ニ添附シ之ヲ鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ニ提出ス

ベシ

第七條 統制團體ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

公共團體ハ地方長官ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ鐵鋼ヲ購入シ又ハ鐵鋼割當證明書ヲ發行スルコトヲ要ス

第八條 鐵鋼割當證明書ト引換ヘ購入シタル鐵鋼ハ之ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商

工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ其ノ引換ヘタル鐵鋼割當證明書ヲ引換タル日ヨリ十五日以内ニ商工

大臣ノ指定シタル者又ハ團體ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ

第十條 鐵鋼ノ販賣業者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル帳簿ヲ備ヘ置クベシ

一 購入シタル鐵鋼ノ種類別數量及價格、約定及受入ノ年月日並ニ購入先ノ氏名名稱及住所

二 販賣シタル鐵鋼ノ種類別用途別數量及價格、鐵鋼割當證明書ノ發行者、約定及引渡ノ年月日、引渡地

並ニ販賣先ノ氏名名稱及住所

三 毎月末ニ於ケル鐵鋼ノ種類別在庫數量

第十一條 商工大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ鐵鋼ノ販賣業者ノ帳簿其ノ他ノ檢

査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 鐵鋼ノ製造業者又ハ販賣業者ハ鐵鋼割當證明書ト引換ヘ鐵鋼ヲ販賣シタルトキハ遲滞ナク鐵鋼ノ

販賣先、種類別數量及價格並ニ引渡ノ年月日ヲ當該鐵鋼割當證明書ヲ發行シタル官應、公共團體又ハ統制

團體ニ報告スベシ

附 則
本則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
別 表

- 電氣爐、坩堝爐又ハ酸性平爐ニ依リ材料トシテ製造シタル鋼塊、壓延鋼片、シートバー、ティンバー、ス
ケルプ又ハ壓延鋼材ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ
- 一 炭素ノ含有量千分ノ六乃至千分ノ十五ニシテ磷及硫黄ノ含有量各一萬分ノ三以下
 - 二 珪素又ハマンガノ含有量千分ノ八以上但シ珪素及マンガノ含有スル場合ハ其ノ合計含有量千分ノ
十五以上
 - 三 ニッケル、クロム、銅又ハアルミニウムノ含有量千分ノ四以上
 - 四 タングステン、モリブデン、ワナヂウム、コバルト、チタニウム、ジルコニウム、硼素、ベリリウム、
ウラニウム又ハタンタリウムノ含有量千分ノ二以上
 - 五 前二號ニ掲グル元素(銅ヲ除ク)二以上ヲ含有シ其ノ合計含有量千分ノ四以上

◎商工省告示第百六十九號
鐵鋼配給統制規則第九條ノ規定ニ依リ左ノ通會社及團體ヲ指定ス
昭和十三年六月二十九日

- 商工大臣 池 田 成 彬
- 一 普通銑鐵(鑄鐵管ヲ含ム)ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本製鐵株式會社
 - 一 普通壓延鋼材ニ關スル鐵鋼割當證明書ニ付テハ日本鋼材聯合會

◎商工省告示第百六十八號
鐵鋼配給規則第二條ノ規定ニ依リ左ノ通團體ヲ指定ス
昭和十三年六月二十九日

商工大臣 池 田 成 彬

(略)
茨城縣鐵工機械器具工業組合聯合會
(略)

九、土木建築用鐵鋼ノ配給統制ニ關スル措置

一三鑛局二五九號
昭和十三年五月六日

商工省鑛山局長 小 金 義 照

茨城縣知事殿

土木建築用鐵鋼ノ配給統制ニ關シテハ左記ノ通致度ニ付可然御措置相煩度此段及通牒候也

- 記
- 一 土木建築業者又ハ建築主ガ鐵鋼ノ註文ヲ爲サントスルトキハ日本土木建築請負業聯合會ノ證明書及建築
主ガ國若ハ公共團體ナルトキハ國若ハ公共團體ノ證明書又ハ建築主ノ鐵鋼統制機關アル場合ハ當該統制機
關(例ヘバ造船業ニ於ケル造船聯合會)ノ證明書ヲ附スルコト
 - 二 左ニ掲グル場合ニ於テハ日本土木建築請負業聯合會ノ證明書ヲ要セザルコト

- 1、軍直接ノ用ニ供スル土木建築物ニシテ軍用タルノ證明アル場合
- 2、建築主ニ於テ材料ヲ支給スル場合ニ於テ建築主ガ國及公共團體ナルトキ及建築主ノ屬スル鐵鋼配給統制團體ノ證明書アルトキ但シ此ノ場合ニ於テハ鐵鋼ノ種類、數量ヲ發註ト同時ニ日本土木建築請負業聯合會ニ通知スルコト
- 3、國、公共團體及鐵鋼統制ノ需要者團體ニ屬スル者ノ直營工事ノ場合但シ鐵鋼ノ種類、數量ヲ發註ト同時ニ日本土木建築請負業聯合會ニ通知スルコト
- 三 土木建築業者ハ日本土木建築請負業聯合會支部ニ加入スル様御措置相成度コト
- 四 日本土木建築請負業聯合會ノ證明書發行ハ六月一日ヨリ實施スル豫定ナルコト

十、木材統制法

(昭和十六年三月十三日
法律第六十六號)

- 第一條 本法ハ木材(薪炭ノ用ニ供セラルルモノヲ除ク以下同ジ)ノ生産ヲ確保シ其ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ルコトヲ目的トス
- 第二條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ立木ノ所有者ニ對シ價格ヲ指定シ其ノ所有スル立木ヲ地方木材株式會社(第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第三條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者ニ對シ樹種又ハ材種ヲ指定シ其ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ニ係ル木材ヲ日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ニ賣渡シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第四條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ヲ使用又ハ消費スル

- 者ニ對シ木材ノ樹種又ハ材種ヲ指定シテ其ノ使用又ハ消費スル木材ノ數量、用途其ノ他ノ事項ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 行政官廳木材ノ需給調整上必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ製材業者ニ對シ其ノ行フ製材ニ關シ材種其ノ他ノ事項ヲ指示スルコトヲ得
- 第六條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務製材業又ハ木材ノ原料若ハ材料トシテ使用スル業務ヲ行ハントスル者ニ對シ行政官廳ノ許可ヲ受クベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 第七條 行政官廳ハ前條ノ許可ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ得
- 第八條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ木材ノ生産、販賣、移入又ハ輸入ヲ業トスル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲スコトヲ得
- 第九條 日本木材株式會社ハ木材ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス
- 第十條 日本木材株式會社ノ資本ハ五千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得
- 第十一條 日本木材株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得
- 第十二條 日本木材株式會社ニ非ザルモノハ日本木材株式會社又ハ之ニ類似ノ名稱ヲ以テ其ノ商號ト爲スコ

トヲ得ズ

第十三條 日本木材株式會社ニ役員トシテ社長副社長各一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十四條 社長ハ日本木材株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ定款ノ定ムル所ニ依リ日本木材株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監査ス

第十五條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

木材事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本木材株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認めタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 社長、副社長及理事ハ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條 日本木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

- 一 木材ノ移入及移出
- 二 移入木材及輸入木材ノ買入及賣渡
- 三 移出木材及輸出木材ノ買入及賣渡
- 四 地方木材株式會社ニ對スル資金ノ融通又ハ投資
- 五 地方木材株式會社ニ對スル木材ノ生産ニ必要ナル資材ノ配給
- 六 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

七 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業

日本木材株式會社前項第六號又ハ第七號ニ掲グル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

日本木材株式會社ハ其ノ目的達成上必要アリト認めルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ地方木材株式會社ノ所

有ニ係ル木材ノ買入及賣渡ヲ爲スコトヲ得

日本木材株式會社ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ得

第十八條 日本木材株式會社ハ地方木材株式會社以外ノ株式會社ニシテ木材ヲ生産、販賣、使用又ハ消費ス

ルモノニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ資金ノ融通又ハ投資ヲ爲スコトヲ得

第十九條 日本木材株式會社ハ販賣ノ目的ヲ以テ買入ルル者ニ木材ヲ賣渡ストキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主

務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ木材ノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主務大臣ハ木材ノ配給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認めルトキハ日本木材株式會社ヨリ

販賣ノ目的ヲ以テ木材ヲ買入ルル者ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十條 日本木材株式會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ

社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超ユルコトヲ得ズ

社債ヲ募集スル場合ニ於テハ商法第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要セズ

第二十一條 日本木材株式會社社債ヲ募集セントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十二條 日本木材株式會社ノ社債權者ハ同會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受ク

ル權利ヲ有ス

前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グルコトナシ

第二十三條 日本木材株式會社ハ每營業年度ニ準備金トシテ資本ノ缺損ヲ補フ爲利益金額ノ百分ノ八以上ヲ

積立ツベシ

第二十四條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監督ス

第二十五條 日本木材株式會社借入金ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第二十六條 日本木材株式會社ノ定款ノ變更、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十七條 日本木材株式會社ハ每營業年度ノ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二十八條 主務大臣ハ日本木材株式會社ニ對シ木材ノ需給調整上必要ナル事業ヲ行フベキコトヲ命ジ其ノ他業務ニ關シ公益上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ業務ヲ監視セシム

第三十一條 日本木材株式會社ノ何時ニテモ日本木材株式會社ノ帳簿書類金庫其ノ他ノ物件ヲ検査スルコトヲ得

日本木材株式會社監理官必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ日本木材株式會社ニ命ジ業務ニ關スル諸般ノ計算及狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

日本木材株式會社監理官ハ株主總會其ノ他諸般ノ會議ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十二條 主務大臣ハ日本木材株式會社ノ決議又ハ役員ノ行爲ガ法令、法令ニ基キテ爲ス處分若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ役員ヲ解任スルコトヲ得

第三十三條 日本木材株式會社ノ每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ達セザルトキハ政府ハ初營業年度及爾後五年間ヲ限り之ニ達セシムベキ金額ヲ補給スベシ

但シ其ノ額ハ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

每營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ先ヅ之ヲ前項ノ規定ニ依ル補給金ノ償還ニ充ツベシ

初營業年度及爾後五年間ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ二分ノ一ヲ配當準備ノ爲別ニ積立ツベシ

第二項ノ規定ニ依リ補給金ヲ償還シ尙殘餘アリタルトキハ之ヲ前項ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年百分ノ四ノ割合ヲ超過シタル當該營業年度ノ利益金ト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル積立金ハ後營業年度ニ於ケル第一項ノ規定ニ依ル補給金ノ計算ニ付テハ之ヲ配當シ得ベキ利益金ト看做ス

第三十四條 地方木材株式會社ハ地方的ニ木材ノ生産並ニ其ノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業ヲ行フコトヲ目的トスル株式會社トス

地方木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモノトス

一 立木ノ買入及伐採

二 立木ノ生産

三 木材ノ買入及賣渡並ニ販賣ノ受託

四 前各號ノ事業ニ附帶スル事業

五 前各號ノ外會社ノ目的達成上必要ナル事業

地方木材株式會社前項第四號又ハ第五號ニ掲ゲル事業ヲ營マントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

本法ニ依リ設立シタル地方木材株式會社ニ非ザレバ其ノ商號中ニ地方木材株式會社ナルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ

地方木材株式會社ノ社長及副社長ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期
ヲ四年トス

第十一條、第十三條、第十四條、第十五條第二項乃至第四項、第十六條、第十九條、第二十條第二項、第
二十一條乃至第二十九條及第三十二條ノ規定ハ地方木材株式會社ニ之ヲ準用ス

地方木材株式會社ノ商號及資本ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 第十九條第二項（前條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ
一年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十六條 第二條、第三條又ハ第二十八條（第三十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル
命令ニ違反シタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十七條 第四條又ハ第五條ノ規定ニ依ル處分ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
二 第八條ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

第四十條 法人又ハ人ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ
第三十五條乃至第三十八條又ハ前條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出
デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルルコトヲ得ズ

第四十一條 第三十五條乃至第三十八條及第三十九條第一號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役
其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ
營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ニ處スルコトヲ得ズ

第四十三條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ
行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ五千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理
事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
二 第十七條第一項又ハ第三十四條第二項ノ規定ニ依ラズシテ業務ヲ營ミタルトキ
三 第二十條第一項ノ規定ニ違反シ社債ヲ募集シタルトキ

四 第二十九條（第三十四條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第四十四條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ノ社長、副社長又ハ理事第十六條（第三十四條第六項
ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十五條 第十二條又ハ第三十四條第四項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第四十六條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七條 主務大臣ノ指定スル株式會社（以下指定會社ト稱ス）ハ命令ノ定ムル所ニ依リ商法第三百四十
三條ニ定ムル株主總會ノ決議ヲ以テ日本木材株式會社ト爲ルコトヲ得

指定會社前項ノ決議ヲ爲シタルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四十八條 主務大臣前條ノ認可ヲ爲シタルトキハ設立委員ヲ命ジ指定會社ヲ日本木材株式會社ト爲ス爲ニ
必要ナル事務ヲ處理セシム

前項ノ設立委員ノ中少クトモ二人ハ指定會社ノ取締役中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス
設立委員ノ任命アリタル後ハ指定會社ノ取締役ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ會社ノ常務ニ屬セザ

ル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第四十九條 設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第五十條 前條ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ總株式ヨリ指名會社ノ株式ニ引當テラルベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第五十一條 株式申込證ニハ商法第七十五條第二項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ノ外定款認可ノ年月日ヲ記載スベシ

第五十二條 設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ検査ヲ受クベシ

第五十三條 設立委員ハ前條ノ検査ヲ受ケタル後遲滞ナク各新株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

第五十四條 前條ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

第五十五條 創立總會ニ於テハ第十五條ノ規定ニ準ジ理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本木材株式會社社長ニ引渡スベシ

第五十七條 日本木材株式會社ノ成立ニ因リ指定會社ハ之ニ吸收セララルモノトシ指定會社ノ權利義務ハ日本木材株式會社ニ於テ之ヲ承繼ス

第五十八條 前條ノ規定ニ依リ指定會社ガ日本木材株式會社ト爲リタルトキハ法人税法、營業税法及臨時利得税法ノ適用ニ關シテハ指定會社ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ト看做シ日本木材株式會社ハ之ヲ合併ニ因リテ設立シタル法人ト看做ス

日本木材株式會社ガ設立ノ登記ヲ爲スルトキハ其ノ拂込株金額中指定會社ノ拂込株金ニ相當スル部分ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第五十九條 商法第六十七條、第八十一條及第八十五條ノ規定ハ日本木材株式會社ノ設立ニハ之ヲ適用セズ

第六十條 第四十七條乃至前條ニ規定スルモノヲ除クノ外指定會社ガ日本木材株式會社ト爲ル場合ニ於テ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 第四十七條第一項ノ決議ナキ場合又ハ其ノ決議ガ効力ヲ生ゼザル場合ニ於テ日本木材株式會社ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ地方木材株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

創立總會ニ於テハ第十五條及第三十四條ノ規定ニ準ジ社長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ

第五十一條乃至第五十四條、第五十六條及第五十九條ノ規定ハ地方木材株式會社ノ設立ニ關シ之ヲ準用ス

第六十三條 本法施行ノ際現ニ日本木材株式會社若ハ之ニ類似ノ名稱又ハ地方木材株式會社ナルコトヲ示スベキ文字ヲ以テ商號ト爲ス會社ハ本法施行後六月以内ニ其ノ商號ヲ變更スルコトヲ要ス

第十二條及第三十四條第四項ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ同項ニ掲グル者ニ適用セズ

木材統制法施行期日 (昭和十六年五月二十九日勅令第六三八號)

木材統制法ハ昭和十六年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

十一、木材統制法施行令 (昭和十六年五月二十九日勅令第六三九號)

第一條 地方長官軍需其ノ他農林大臣ノ定ムル需要ニ充ツル爲テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ立木ノ所有者ニ對シ森林法第九條又ハ第六十九條ノ三ノ施業案ニ基キ其ノ所有スル伐期ニ達シタル立木ニ必要ナル事項ヲ指示シ伐採ヲ勸奨スルコトヲ得

一九九

第二條 前條ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ガ其ノ勸奨ニ從ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方木材株式會社ハ（木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム）當該立木ノ所有者ニ對シ其ノ立木ノ讓渡ニ關シ協議ヲ爲スコトヲ得

第三條 前條ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ農林大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ木材統制委員會ノ議ヲ經テ立木ノ所有者ニ對シ價格其ノ他讓渡ニ關シ必要ナル事項ヲ指定シ其ノ立木ヲ地方木材株式會社（木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム）ニ讓渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ立木ノ價格ハ當該立木ヨリ生産セラルベキ素材ノ最寄市場價格ヨリ伐採費、運搬費其ノ他ノ經費ヲ控除シタル額ヲ基準トス

第四條 木材ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各營業所毎ニ當該營業所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラズ農林大臣ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第五條 製材業ヲ行ハントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各工場毎ニ當該工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル者ハ此ノ限ニ在ラズ

農林大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ拘ラズ農林大臣ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

附 則

本令ハ木材統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

當分ノ内地方長官ハ第一條ノ施業案ノ存セザル立木ニ付テハ立木伐採計畫ニ基キ同條ニ準ジ伐採ヲ勸奨スルコトヲ得

第二條及第三條ノ規定ハ前項ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ニ付之ヲ準用ス

第二項ノ立木伐採計畫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ施業案ノ存セザル立木ニ付地方木材統制委員會ノ議ヲ經テ地方長官之ヲ定ム

地方木材統制委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ前項ノ規定ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

地方木材統制委員會ハ道府縣ニ之ヲ置キ當該道府縣ノ名ヲ冠ス

地方木材統制委員會ハ會長一人及委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

會長ハ會務ヲ總理ス

地方木材統制委員會ニ幹事及書記ヲ置ク地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理シ書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

地方木材統制委員會ニ要スル費用ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

本令ニ定ムルモノヲ除ク外地方木材統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

本令施行ノ際現ニ第四條又ハ第五條ノ許可ヲ受クベキ業務ヲ行フモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ各第四條又ハ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

日本木材株式會社ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内木材統制法第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ムコトヲ得

木材統制法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル株式會社（以下指定會社ト稱ス）同條同項ノ決議ヲ爲シ之ニ付農林大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ二週間以内ニ決議ノ日ニ於ケル財産目錄及貸借對照表ヲ

作成シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

日本木材株式會社ノ設立委員ハ指定會社ノ株式ニ對シテハ之ト額面及拂込金額ヲ同ジクスル日本木材株式會社ノ株式ヲ引當ツベシ

木材統制法第四十九條ノ定款ニハ商法ニ規定スル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 前項ノ規定ニ依リ指定會社ノ株式ニ引當ツベキ株式ノ數及拂込金額

二 指定會社ノ木材統制法第四十七條第一項ノ決議ノ日ニ於ケル財産ノ概況

木材統制法第五十四條ノ創立總會ニ關シ商法第八十條第二項第三項及第二百二十四條第三項ノ規定ヲ適用スルニ付テハ日本木材株式會社ノ株式會社ノ株式ノ引當テヲ受ケタル指定會社ノ株主ハ之ヲ株式引受人ト看做ス

日本木材株式會社ノ設立登記ヲ爲シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テ指定會社ノ登記用紙ニ其ノ事由ヲ記載シテ之ヲ閉鎖スベシ

指定會社ノ最終ノ營業期ニ於ケル利益ノ配當ハ之ヲ爲サズ但シ日本木材株式會社ノ初營業年度ニ於ケル利益ノ配當ヲ爲スニ當リテハ指定會社ノ株式ニ引當テタル株式ニ對シテハ指定會社ノ最終ノ營業期ノ初ヨリ日本木材株式會社ニ其ノ株式存在シタルモノト看做シテ配當スベキ金額ヲ算定スベシ

前項ニ規定スル株式以外ノ株式ニ對スル利益ノ配當ハ會社成立ノ日以後ノ期間ニ付其ノ金額ヲ算定スベシ

十二、木材統制法施行規則

(昭和十六年五月三十一日
農林省令第四十六號)

第一條 木材統制法施行令第一條ノ規定ニ依ル勸奨ハ左ニ掲グル事項ヲ指示シテ之ヲ爲スベシ

一 伐採スベキ立木

二 伐採及造材ノ方法及期間

三 搬出ノ方法、期間及場所

四 其ノ他必要ナル事項

第二條 地方長官前條ノ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ガ其ノ立木ノ全部又ハ一部ノ伐採ヲ爲サザルトキハ其ノ旨ヲ地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ通知スベシ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ伐採ヲ完了セザル立木ニ付其ノ立木ノ所有者ト木材統制法施行令第二條ノ協議ヲ爲スベシ

第三條 地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)前條第二項ノ協議調ハザルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ事情ヲ具シ其ノ旨ヲ遲滯ナク地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ意見ヲ具シ左ニ掲グル事項ヲ遲滯ナク農林大臣ニ報告スベシ

一 第一條各號ニ掲グル事項

二 勸奨ニ從ハザル事情

三 協議ノ顛末

前項ノ報告ハ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ノ意見書ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ

第四條 農林大臣前條第二項ノ報告ニ基キ木材統制法第二條ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ニ付豫メ木材統制委員會ノ議ヲ經ルモノトス

一 命令ヲ爲スコトノ可否

二 立木ノ價格、受渡時期其ノ他讓渡ニ關シ必要ナル事項

前項ノ立木ノ價格ハ別ニ定ムル算式ニ依リ之ヲ算出ス

第五條 木材統制法第二條ノ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル賣渡令書ヲ發シ當該立木ノ所有者ニ交付シテ之ヲ爲ス但シ所有者ニ交付スルコト能ハザル場合又ハ交付スルコト著シク困難ナル場合ニ於テハ權限ニ基キ當該立木占有スル者ニ交付シ又ハ官報ニ公告シテ之ヲ爲ス

一 賣渡スベキ立木

二 立木ノ賣渡先

三 立木ノ賣渡價格

四 立木ノ受渡時期

五 其ノ他立木ノ讓渡ニ關シ必要ナル事項

第六條 農林大臣前條ノ賣渡令書ヲ發シタルトキハ其ノ旨ヲ當該立木ノ買入ヲ爲スベキ地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ニ通達ス

第七條 木材統制法第二條ノ命令ヲ受ケタル立木ノ所有者賣渡スベキ立木ニ付前條ノ地方木材株式會社(木材統制法第十七條第四項ノ場合ニ於ケル日本木材株式會社ヲ含ム)ヨリ賣渡令書ニ定ムル價格、受渡時期其ノ他ノ取引條件ニ依リ買入契約ノ申込アリタルトキハ遲滯ナク契約ヲ締結スルコトヲ要ス

第八條 木材(丸太、柚角、一般板類、ベニヤ單板、合板、仕組板、挽割類及挽角類)ノ買入若ハ賣渡又ハ其ノ代理若ハ媒介ノ業務(以下木材業ト稱ス)ヲ行ハントスルモノハ農林大臣ノ指定スル者ヲ除クノ外資本金(出資總額株金總額又ハ出資總額及株金總額ノ合計ヲ謂フ以下同ジ)十萬圓以上ノ會社又ハ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ有スル者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ハ各營業所毎ニ許可ヲ受クベシ
第九條 木材業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ之ヲ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベキ者ニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノ者ニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ
一 氏名及住所(法人ニ在リテハ名稱及主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所)
二 營業所ノ位置(他ノ營業所在ナルトキハ其ノ位置ヲ併セ記載スベシ)
三 業務ノ態様(卸賣業、小賣業、代理業又ハ媒介業人別)
四 木材ノ卸小賣別、用途別及材種別ノ年取扱豫定數量(農林大臣ノ指定スル特殊樹種ノ取扱ヲ爲ス者ニ在リテハ其ノ年取扱數量ヲ併セ記載スベシ)

許可ヲ受ケントスルモノ法人ナルトキハ前項ノ書類ノ外定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添付スベシ
前二項ノ外農林大臣又ハ地方長官ハ認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十條 製材業(合板製造業及仕組板製造業ヲ含ム)ヲ行ハントスルモノハ各工場毎ニ其ノ設備ノ原動力五十馬力以上ノモノニ在リテハ農林大臣其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

第十一條 製材業ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書ニ事業計畫書、設備要領書及左ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添付シ之ヲ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受クベキモノニ在リテハ農林大臣、其ノ他ノモノニ在リテハ地方長官ニ提出スベシ

一 氏名及住所（法人ニ在リテハ名稱及主タル事務所ノ所在地並ニ代表者ノ氏名及住所）

二 工場ノ位置（他ノ工場在ルトキハ其ノ位置併セテ記載スベシ）

三 當該工場ニ於テ製材業以外ノ事業ヲ兼營スル場合ニ於テハ其ノ事業ノ概要許可ヲ受ケントスル者法人ナルトキハ前項ノ書類ノ外定款、登記簿ノ謄本、財産目錄及貸借對照表ヲ添附スベシ

前二項ノ書類ノ外農林大臣又ハ地方長官ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 前條第一項ノ事業計畫書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 材種別ノ年製材豫定數量

二 原料材ノ入手區分別ノ年使用豫定數量

三 従業員ノ職種別ノ員數

四 起業費ノ收支概算

五 事業ノ收支概算

六 事業開始ノ豫定年月日

七 附帶事業ノ概要

第十三條 第一項ノ設備要領書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 建物ノ種類及面積並ニ構造ノ概要

二 製造機械ノ種類、大サ、所要馬力及員數

三 原動力ノ種類、馬力及員數

四 原料材及製品ノ貯造設備ノ種類及構造ノ概要並ニ收容能力

五 乾燥其ノ他ノ附帶設備ノ概要

前項ノ設備要領書ニハ敷地内ノ建物及設備ノ配置圖並ニ敷地附近ノ概況圖ヲ添附スベシ

第十四條 木材業又ハ製材業ノ許可ノ期間ハ五年以内トス

第十五條 木材業ノ許可ヲ受ケタルモノ（以下木材業者ト稱ス）又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者（以下製材業者ト稱ス）左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ許可ヲ受ケタル行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

一 木材業者ガ會社ナル場合ニ於テ其ノ資本金ヲ變更セントスルトキ

二 木材業者ガ業務ノ態様ヲ變更セントスルトキ

三 製材業者ガ許可ヲ受ケタル工場ニ付製造機械ノ種類、大サ若ハ員數又ハ原動力ノ種類馬力若ハ員數ヲ變更セントスルトキ

變更セントスルトキ

第十六條 地方長官ヨリ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラズ新ニ農林大臣ヨリ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受クベシ

一 木材業者ガ會社ナル場合ニ於テ其ノ資本金ヲ十萬圓以上ニ變更セントスルトキ

二 製材業者ガ許可ヲ受ケタル工場ノ設備ノ原動力ヲ五十馬力以上ニ變更セントスルトキ

地方長官ヨリ木材業ノ許可ヲ受ケタル者ガ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ設置セントスルトキハ新ニ各營業所

毎ニ農林大臣ヨリ木材業ノ許可ヲ受クベシ

第十七條 木材業者又ハ製材業者正當ノ事由ナクシテ事業ヲ開始セザルトキ又ハ其ノ事由ヲ休止シタルトキ

ハ農林大臣又ハ地方長官ハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ木材業又ハ製材業ノ許可ハ其ノ効力ヲ失フ但シ第一號ノ場合ニ於テ其ノ

相續人が引續キ其ノ事業ヲ行フトキハ被相續人ニ對シテ爲シタル木材業又ハ製材業ノ許可ハ爾後相續人ニ

對シ第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

一 木材業者又ハ製材業者死亡シ又ハ解散シタルトキ

二 許可ヲ受ケタル營業所又ハ工場ニ付其ノ事業ヲ廢止シタルトキ

三 許可ヲ受ケタル工場全部滅失シタルトキ

前項但書ノ場合ニ於テハ相續人ハ相續アリタルコトヲ證スル書類ヲ具シ相續ノ日ヨリ三十日以内ニ許可ヲ爲シタル行政官廳(相續ニ因リ二以上ノ道府縣ニ營業所ヲ有スルニ至リタル場合ニ於テハ農林大臣)ニ其ノ旨ヲ届出ズベシ

第十九條 日本木材株式會社及地方木材株式會社ハ木材業及製材業ノ許可ヲ受ケルコトヲ要セズ

第二十條 左ニ掲グル場合ニ於テハ木材業者又ハ製材業者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ届出ズベシ

一 氏名又ハ住所(法人ニ在リテハ名稱又ハ主タル事務所ノ所在地)ヲ變更シタルトキ

二 法人其ノ定款又ハ組織ヲ變更シタルトキ

三 法人ノ代表者ニ變更アリタルトキ

四 事業ヲ開始シタルトキ

五 引續キ一月以上事業ヲ休止シ又ハ休止シタル事業ヲ再ビ開始シタルトキ

六 事業ヲ廢止シタルトキ

七 工場ノ全部又ハ一部滅失シタルトキ

八 許可ヲ受ケタル營業所又ハ工場ニ於テ木材業又ハ製材業以外ノ事業ヲ新ニ兼營シタルトキ

第二十一條 木材業者及製材業者ハ毎年二月末日迄ニ前年ノ事業報告書ノ許可ヲ受ケタル行政官廳ニ提出スベシ

第二十二條 第九條、第十一條、第十五條、第十八條、第二十條又ハ前條ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ主タル營業所ノ所在地又ハ工場ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第二十三條 木材統制法第八條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム

一 木材ノ買入ヲ業トスル者

二 木材ノ買入又ハ賣渡ノ代理又ハ媒介ヲ業トスルモノ

第二十四條 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社木材統制法第十九條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケントスルトキハ申請書ニ指示セントスル事項及其ノ事由ヲ記載シタル書類ヲ添附シ之ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十五條 日本木材株式會社ハ其ノ事業執行ニ關スル業務規定ヲ定メ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更

セントスルトキ亦同ジ

左ニ掲グル事項ハ業務規定ニ之ヲ定ムベシ

一 買入及賣渡並ニ販賣ノ受託ニ關スル事項

二 資金ノ融通及投資ニ關スル事項

三 資材ノ配給ニ關スル事項

四 受渡ニ關スル事項

五 代金決済ニ關スル事項

六 取引ノ違約ニ關スル事項

木材統制法第十七條第四項ノ規定ニ依リ木材統制法第三十四條第二項ニ掲グル事業ヲ營ム場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ノ外第二十九條第二項第一號及第二號ニ掲グル事項ヲ定ムベシ

第二十六條 日本木材株式會社ハ毎月十五日迄ニ其ノ前月ニ於ケル業務ノ狀況ヲ農林大臣ニ報告スベシ

日本木材株式會社ハ每營業年度ニ於ケル業務ノ狀況ヲ其ノ營業年度經過後遲滯ナク農林大臣ニ報告スベシ

第二十七條 日本木材株式會社ハ定時總會ノ會日ヨリ二週間前迄ニ商法第二百八十一條ニ掲グル書類及株主名簿ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十八條 日本木材株式會社ハ株主總會終結後遲滯ナク其ノ議事録ノ謄本ヲ農林大臣ニ提出スベシ

第二十九條 地方木材株式會社ハ其ノ事業執行ニ關スル業務規定ヲ定メ日本木材株式會社ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

左ニ掲グル事項ハ業務規程ニ之ヲ定ムベシ

- 一 立木ノ買入及伐採ニ關スル事項
- 二 木材ノ生産ニ關スル事項
- 三 木材ノ買入及賣渡並ニ販賣ノ受託ニ關スル事項
- 四 受渡ニ關スル事項
- 五 代金決済ニ關スル事項
- 六 取引ノ違約ニ關スル事項

日本木材株式會社第一項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三十條 第二十六乃至第二十八條ノ規定ハ地方木材株式會社ニ之ヲ準用ス但シ第二十六條ニ於テ農林大臣

トアルハ農林大臣及日本木材株式會社トス

第三十一條 地方木材株式會社ハ計畫審査會ヲ設置スベシ

左ニ掲グル事項ニ付テハ計畫審査會ノ意見ヲ徵スベシ

- 一 事業計畫
 - 二 其ノ他木材需給調整上地方木材株式會社ガ爲スベキ重要事項
- 計畫審査會ニ關シ必要ナル事項ハ計畫審査會規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ
- 前項ノ計畫審査會規程ヲ定メントスルトキハ農林大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ
- 第三十二條 地方木材株式會社商法第二百三十四條若ハ第三百三十五條ノ株主總會又ハ理事會若ハ監事會招

集ヲ爲サントスルトキハ會日ヨリ一週間前ニ農林大臣ニ通知スベシ

第三十三條 地方木材株式會社ガ木材統制法又ハ本則ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ日本木材株式會社ヲ經由スベシ

日本木材株式會社前項ノ書類ノ提出ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ農林大臣ニ進達スベシ

第三十四條 地方木材株式會社日本木材株式會社ヨリ業務ニ關シ報告ヲ求メラレタルトキハ遲滞ナク之ヲ爲スベシ

第三十五條 日本木材株式會社ハ每營業年度少クトモ一回地方木材株式會社ノ帳簿書類其ノ他ノ業務ニ付實

地檢査ヲ爲スベシ

地方木材株式會社ハ前項ノ檢査ヲ拒ムコトヲ得ズ

日本木材株式會社第一項ノ檢査ヲ爲シタル場合ハ遲滞ナク農林大臣ニ檢査ノ結果ヲ報告スベシ

附 則

第三十六條 本令ハ木材統制法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ハ森林法施行規則第二章ノ規定ニ準據シ左ニ掲グ

ル事項ニ付市町村又ハ之ニ準ズベキモノノ區域ニ依リ之ヲ定ムベシ

- 一 伐採率及年伐量
 - 二 計畫期間内ニ伐採セラルベキ面積
 - 三 計畫期間内ニ於ケル主伐及間伐ノ材積
 - 四 伐採面積ノ更新方法
 - 五 其ノ他施行上必要ナル事項
- 第三十八條 木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ハ農林大臣ノ指定スル樹種ニ付テハ森林ニ非ザル

立木ニ付テモ之ヲ定ムコトヲ得

第三十九條 第一條乃至第七條ノ規定ハ木材統制法施行令附則第二項ノ立木伐採計畫ニ基キ勸奨ヲ受ケタル立木ノ所有者ニ付之ヲ準用ス

第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者及其ノ包括承繼人ニシテ木材統制法施行令施行ノ日ヨリ二月内ニ第八條又ハ第十條ニ準ジ届出ヲ爲シタル者ハ木材統制法施行令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者トミナス

一 木材統制法施行令施行ノ際現ニ三月(被包括承繼人ノ業務ヲ行ヒタル期間ヲ通算ス)以上引續キ木材業ヲ行ヒツツアル者

二 木材統制法施行令施行ノ際ニ製材業ヲ行ヒツツアル者及製材業ヲ行フ目的ヲ以テ製材工場ヲ有スル者

三 森林組合又ハ工業組合ニシテ木材統制法施行令施行ノ際現ニ工場ノ建設工事ヲ實施シツツアルモノ

第四十一條 前條ノ届出ハ左ニ掲ゲル事項ニ付之ヲ爲スベシ

一 第九條第一項各號又ハ第十一條第一項各號ニ掲ゲル事項

二 最近二年間ニ於ケル事業ノ概況

三 前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ工場ノ建設工事ニ着手シタル年月日、其ノ工事進捗ノ程度及事業開始ノ豫定年月日

第四十二條 當分ノ内左ニ掲ゲル場合ヲ除クノ外木材業又ハ製材業ノ許可ハ之ヲ爲サズ

一 木材業又ハ製材業ノ許可ヲ受ケタル者ガ其ノ事業ヲ廢止スルト共ニ合同シテ木材業又ハ製材業ヲ行ハントスル場合ニ於テ其ノ組織スル法人又ハ團體ガ木材業又ハ製材業ノ許可ヲ申請シタルトキ

二 木材業ヲ行フ者ノ從業者トシテ引續キ二十年以上木材業ニ従事シタル者ガ地方長官木材配給上特ニ必要ト認メタル地域ニ於テ木材ノ小賣業ヲ營ム爲木材業ノ許可ヲ申請シタルトキ

三 木材ノ需給調整上特ニ必要アリト認メタルトキ

第四十三條 木材統制法第四十七條第一項ノ規定ニ依リ農林大臣ノ指定スル株式會社ハ日本木材株式會社ト爲ルベキ旨ヲ議決スルコトヲ要ス

前項ノ決議ハ木材統制法施行後三月以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

木材統制法第四十七條第一項ノ規定ニ依ル株式會社指定

(昭和十六年五月三十一日)
農林省告示第三二八號

東京市麴町區有樂町一丁目十一番地 日本木材統制株式會社

木材統制法施行規則第八條ノ規定ニ依ル木材業ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザル者指定

(昭和十六年五月三十一日)
農林省告示第三二九號

道府縣

一 道府縣

二 森林組合及森林組合聯合會

十三、臨時農地等管理令

(第十六年二月一日 勅令第四百十四號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十三條第一項及第三項ノ規定ニ依ル食糧農產物等ノ生産ヲ確保スル爲ニ爲ス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ管理ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權限ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 國又ハ道府縣ガ權利者タル場合
 - 二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ニヨリ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス事又ハ施設ノ爲ニ農地ヲ使用スル場合
 - 三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用シタル場合ニ於テ當該收用又ハ使用ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合
 - 四 第五條ノ規定ニ依ル許可ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供スル場合
 - 五 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合
- 第五條 農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲其ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル者ハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ地方長官(農林大臣特ニ定メタルトキハ農林大臣)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

- 一 國又ハ道府縣ガ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合
 - 二 主務大臣又ハ地方長官ノ命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ニシテ農林大臣ノ定ムルモノニ依リテ爲ス工事又ハ施設ノ爲ニ農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合
 - 三 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用セントスル場合
 - 四 前各號ノ外農林大臣ノ定ムル場合
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ在リテハ農林大臣ト協議シ、其ノ他ニ在リテハ其ノ事項ノ主務大臣ヲ經由シ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ但シ軍機保護上支障アル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 行政應國ガ權利者タル農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合
 - 二 行政應國ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合
 - 三 行政官廳土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地又ハ之ニ關スル權利ノ收用又ハ使用ニ付事業ノ認定ヲ爲シ又ハ許可ヲ爲サントスル場合
 - 四 主務大臣又ハ地方長官第四條第二號又ハ第六條第二號ニ規定スル命令、免許、許可、認可其ノ他ノ處分ヲ爲サントスル場合
- 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ農地ノ面積五千坪ヲ超ユルトキハ北海道廳長官又ハ府縣知事ハ農林大臣ノ定ムル事項ニ付農林大臣ノ承認ヲ受クベシ
- 一 道府縣ガ權利者タル農地ヲ道府縣ガ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合

二 道府縣其ノ事業又ハ施設ニ關シ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スル爲農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスル場合

前二項ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ハ農林大臣ノ定ムル場合ニハ之ヲ要セズ

第八條 地方長官必要アリト認ムルトキハ道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ヲシテ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告セシムルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ其ノ農地ヲ地方長官ノ適當ト認ムル者ヲシテ耕作セシムル爲貸貸其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令アリタル場合ニ於テハ農地ノ權利者ハ貸貸料其ノ他ノ事項ニ關シ前項ノ者ト協議スベシ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ地方長官ノ裁定スル所ニ依ルベシ

第九條 前條ノ規定ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付之ヲ準用ス

第十條 農林大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ農地ノ權利者ニ對シ一般的ニ農作物ノ種類、地域其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

地方長官必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ定ムル所ニ依リ特定ノ農地ノ權利者ニ對シ農作物ノ種類其ノ他ノ事項ヲ指定シテ作付ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 農林大臣又ハ地方長官ハ第三條若ハ第五條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分又ハ第八條第二項(第九條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル命令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ道府縣農地委員會

ノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス
前條ノ規定ニ依ル命令ニシテ事業ノ重要ナルモノニ付テハ農林大臣ニ在リテハ農林計畫委員會、地方長官ニ在リテハ道府縣農會其ノ他地方長官ノ適當ト認ムルモノノ意見ヲ聽キ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ第十條第二項ノ規定ニ定ル處分ニ因ル通當生ズベキ損失トス

第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ農地若ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十五條 第八條乃至第十條ノ規定又ハ之ニ基ク命令ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ農地又ハ耕作ノ目的ニ供スルコトヲ得ル土地ノ權利者ノ承繼人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第十六條 第七條第一項及第二項中五千坪トアルハ臺灣ニ在リテハ一甲トス

第八條第一項中道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹又ハ邑面長、臺灣ニ在リテハ市長又ハ街庄長、樺太ニ在リテハ支廳又ハ市町村長、南洋群島ニ在リテハ支廳長トス

第十一條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

本令中主務大臣トアルハ朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官ノ所管事項ニ關シテハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス本令中農林大臣トスルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアリ又ハ北海道廳長官又ハ府縣知事トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方廳トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年二月二十日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第十三條第一項及第三項

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條若ハ第十四條ノ規定ニ依ル處分、第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通若ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令又ハ第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國家總動員ニ關スル件ナリ

十四、臨時農地等管理令施行規則

(昭和十六年二月一日 農林省令第十一號)

第一條 臨時農地等管理令(以下令ト稱ス)第三條及第五條ノ許可ノ申請ハ當該農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユル場合又ハ當該農地ガ二府縣以上ニ涉ル場合ニ於テハ農林大臣ニ之ヲ爲スベシ

第二條 令第三條及第五條ノ許可ハ一構ノ建築物又ハ同一ノ事業若ハ施設ノ爲ノ工作物其ノ他ノ設備ノ用地ニ供セラルル一團ノ農地ニ付之ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 令第三條ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ガ時局ニ緊要ナラザルモノナルトキ

二 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ著シク被害ヲ及ボス處アルトキ又ハ當該農地ノ耕作者ノ生活ノ安定ヲ著シク害スル處アルトキ

三 當該農地ガ國又ハ道府縣ノ助成ヲ受ケ造成又ハ改良セラレタルモノ又ハ農地調整法ノ規定ニ依ル自作農創設維持事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタルモノナルトキ

第四條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方長官(第一條ノ場合ニ於テハ農林大臣)ニ提出スベシ

一 申請人ノ氏名、住所及職業(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所)

二 當該農地ノ所在地番、地目(土地臺帳ノ地目ガ土地ノ現況ト異ルトキハ土地臺帳ノ地目及現況ニ依ル地目以下同ジ)及面積並ニ利用狀況及普通收穫高

三 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ノ概要及建築物其ノ他ノ工作物ヲ設置セント

スル場合ニ於テハ其ノ規模ノ概要

- 四 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル時期及期間
- 五 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ及ボスコトアルベキ被害ノ防除施設ノ概要

- 六 當該農地ノ耕作者ノ離作ニ對シ採ラントスル處置
- 七 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第五條 令第四條第二號及第六條第二號ノ處分ハ別表ニ掲グルモノトス
 第六條 令第四條第五號ノ場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 當該農地ノ面積五十坪以下ナルトキ
- 二 當該農地ガ焼畑又ハ切替畑ナルトキ
- 三 當該農地ガ耕地整理其ノ他土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スル爲ニ耕作以外ノ目的ニ供セラルルトキ
- 四 當該農地ガ土地區劃整理ヲ施行シタルモノ又ハ施行中ノモノナルトキ
- 五 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ一時當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令第三條ノ許可ヲ受クル暇ナキトキ

第七條 令第五條ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一ニ該當セザル場合ニ限り之ヲ爲スコトヲ得但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 第三條各號ノ一ニ該當スルトキ
- 二 所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得シタル後相當期間内ニ當該農地ガ一定ノ目的ニ供セラルル見込ナキトキ

第八條 前條ノ申請ヲ爲サントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該農地ノ在ル道府縣ノ地方

長官(第一條ノ場合ニ於テハ農林大臣)ニ提出スベシ

- 一 第四條各號ノ事項
- 二 當該農地ニ付所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ノ氏名、住所及職業(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所)

第九條 令第六條第四號ノ場合ハ第六條第一號乃至第四號ノ一ニ該當スル場合トス
 第十條 令第七條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ協議シ又ハ承認ヲ受クベキ事項左ノ如シ

- 一 當該農地ノ所在地番、地目及面積並ニ利用狀況及普通收穫高
- 二 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ノ概要並ニ時期及期間
- 三 當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ及ボスコトアルベキ被害ノ防除施設ノ概要

四 當該農地ノ耕作者ノ離作ニ對シ採ラントスル處置
 第十一條 令第七條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ヲ要セザル場合ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 都市計畫法第三條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲サントスルトキ
- 二 令第七條第一號又ハ第二號ニ該當スル場合ニ於テ其ノ事業又ハ施設ガ既ニ都市計畫法第三條ノ規定ニ依ル決定又ハ令第七條第一項第三號若ハ第四號ノ規定ニ依ル協議若ハ承認ヲ經タルモノナルトキ
- 三 令第七條第一項第一號ニ該當スル場合ニ於テ既ニ同條同項第二號ノ規定ニ依ル協議又ハ承認ヲ經タルモノナルトキ
- 四 令第七條第一項第三號ニ該當スル場合ニ於テ既ニ令第五條ノ規定ニ依リ農林大臣ノ許可ヲ受ケタルモノナルトキ又ハ令第七條第二項第二號ノ規定ニ依リ農林大臣ノ承認ヲ受ケタルモノナルトキ

五 法令ニ依リ測量、検査、工事等ノ爲ニ一時他人ノ土地ヲ使用スルコトニ付許可ヲ爲サントスルトキ
六 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ一時當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令
第七條第一項ノ規定ニ依ル協議ヲ爲シ又ハ承認ヲ受クル暇ナキトキ

第十二條 令第七條第三項ノ規定ニ依リ同條第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受クルコトヲ要セザル場合ヲ定ムル
コト左ノ如シ

一 第五條ニ掲グル處分ニ依リテ爲ス事業又ハ施設ノ爲ニ當該農地ヲ使用シ又ハ當該農地ノ所有權、賃借
權、地上權其ノ他ノ權利ヲ取得セントスルトキ

二 土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用又ハ使用シタル場合ニ於テ當該收用又
ハ使用ニ係ル農地ヲ其ノ目的ニ供シ又ハ土地收用法其ノ他ノ法令ニ依リ農地又ハ之ニ關スル權利ヲ收用
又ハ使用セントスルトキ

三 令第七條第二項第一號ニ該當スル場合ニ於テ既ニ同條同項第二號ノ規定ニ依ル承認ヲ受ケタルモノナ
ルトキ

四 天災事變其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ一時當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル場合ニ於テ令
第七條第二項ノ規定ニ依ル承認ヲ受クル暇ナキトキ

第十三條 令第八條第二項(令第九條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ基キテ爲ス命令ハ令書ヲ發
シテ之ヲ爲スベシ

第十四條 令第八條第三項(令第九條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定スル協議調ヒタルトキハ當事
者連署ノ上契約書ノ寫ヲ添ヘ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第十五條 令第八條第三項(令第九條ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ裁定ヲ受ケントスルト
キハ左ノ事由ヲ記載シタル申請書ノ正本ニ相手方ノ員數ニ相當スル數ノ副本ヲ添ヘ之ヲ地方長官ニ提出ス

ベシ

一 申請人及相手方ノ氏名、住所及職業(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ
代表者ノ氏名及住所)

二 申請ノ目的及事由
地方長官前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ副本ヲ相手方ニ送付シ其ノ指定スル期間内ニ答辯書ヲ差出サ
シムベシ

前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出サザルトキハ地方長官ハ申請書ノミニ依リテ裁定ヲ爲スコトヲ得

第十六條 地方長官必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ職權ヲ以テ裁定ヲ爲スコトヲ得

第十七條 地方長官裁定ヲ爲シタルトキハ裁定書ニ理由ヲ附シ當事者ニ送付スベシ

第十八條 令第九條ノ規定ニ依リ令第八條ノ規定ヲ準用スルコトヲ得ル土地ハ法令又ハ法令ニ基ク處分ニ依
リ耕作ヲ爲スコトヲ得ザル土地ヲ除クノ外一定ノ用途ニ供スルコトナク放置セラルル土地ニシテ耕作ノ目
的ニ供スルコトヲ得ルモノトス

第十九條 令第十條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ガ作付ヲ命ズルコトヲ得ル農作物ノ種類ハ農林大臣之ヲ指
定ス

第二十條 令第十一條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ガ意見ヲ聽クコトヲ要スルモノハ道府縣農會又ハ道府縣
ニ於ケル經濟更生ニ關スル事項ヲ調査審議スル機關トス

第二十一條 令第十條第二項ノ規定ニ依ル處分ニ因ル損失ノ補償ヲ請求セントスル者ハ損失ノ生ジタル日ヨ
リ六月以内ニ損失補償請求書ヲ當該農地ノ在ル市町村ノ市農會又ハ町村農會ヲ經由シ地方長官ニ提出スベ
シ

地方長官損失補償請求書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ農林大臣ニ之ヲ申達スベシ

第二十二條 損失補償請求書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 當該農地ノ所在地番、地目及面積
 - 二 當該農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者ノ氏名及住所（法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ氏名及住所）
 - 三 補償請求ノ事由
 - 四 補償請求額
 - 五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 前項ノ損失補償請求書ニハ損失補償額算出明細書ヲ添附スベシ
- 第二十三條 令第十四條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ別記様式ニ依ル
- 第二十四條 本則ノ規定ニ依リ農林大臣ニ提出スベキ書類ハ道府縣ヨリ提出スルモノヲ除クノ外地方長官ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ臨時農地等管理令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（別 表）

- 左ニ掲グル法令ノ規定ニ基ク處分
- アルコール專賣法第七條及第三十二條
- 運河法第二條、第三條第二項、第五條及第九條汚物掃除法施行規則第二十四條ノ規定ニ依ル廳府縣ノ定メタル命令
- 河川法第九條、第十條第一項、第十一條第一項、第十七條、第十八條、第十九條、第二十條、第二十二條、第三十八條、第四十五條、第四十六條第一項及第五十一條

- 家畜市場法第二條第一項
- 花柳病豫防法第二條第一項
- 瓦斯事業法第五條及第六條第二項
- 軌道法第五條第一項及第八條第一項
- 救護法第七條
- 漁業法第三十三條及第三十七條第二項
- 軍用電氣通信法第七條ノ三、第七條ノ六及第七條ノ七
- 輕金屬製造事業法第三條第一項、第六條及第十八條
- 結核豫防法第六條
- 下水道法第二條及第十一條
- 鑛業法第七十二條第一項及第七十四條第一項
- 航空法第二十一條、第二十三條ノ二第二項、第二十三條ノ三第一項及第二十四條第一項
- 航空機製造事業法第二條、第五條第二項及第十七條第一項
- 工作機械製造事業法第三條第一項、第六條、第十九條第二項及第二十條
- 耕地整理法第三條第一項、同條第二項、同條第三項、第五十條及第五十四條第一項
- 國際通信株式會社法第二條、第十二條第一項及第十二條ノ五
- 國立公園法第四條第二項、同條第三項、第八條第二項及第九條第一項
- 史蹟名勝天然紀念物保存法第四條第一項
- 砂鑛法第十六條ノ三
- 砂防法第八條及第二十九條

產金法第三條第一項、第六條及第八條第一項
 種馬統制法第二條第二項
 自動車交通事業法第六條第二項、第七條、第十一條第一項、第十一條第十六條ノ五、第十九條第一項、第二十一條、第二十五條、第二十六條及第三十一條第二項
 自動車製造事業法第三條第一項、第十三條、第十六條第二項及第十七條
 重要礦物增產法第二條第三項、第三條、第十四條及第十六條第一項
 人造石油製造事業法第二條第一項、第十三條、第十六條第二項及第十七條
 水道條例第二條、第三條、第四條第二項、第八條及第二十一條
 製絲業法第二條第一項
 製鐵事業法第三條第一項、第五條、第二十條第二項及第二十一條
 石油業法第一條第一項、第二條及第七條第二項
 石油資源開發法第八條第一項
 造船事業法第二條及第十五條第一項
 地方鐵道法第十一條、第十三條、第十六條、第十七條第二項及第二十三條第二項
 中央卸賣市場法第二條、第四條、第五條及第十七條
 帝國礦業開發株式會社法第二十三條及第二十四條
 電氣事業法第四條第一項
 電信線電話線建設條例第三條第一項
 電力管理法第四條第一項
 都市計畫法第三條

屠場法第二條
 道路法第二十一條乃至第二十四條、第二十六條、第五十一條第一項、第五十二條及第五十三條
 度量衡法第六條
 日本產金振興株式會社法第二十四條及第二十五條第一項
 日本發送電株式會社法第二十四條
 農業倉庫業法第六條
 肥料取締法第二條第一項
 不良住宅地區改良法第四條及第七條第一項
 保健所法第三條第三項
 牧野法第一條ノ八
 無線電信法第二條、第七條及第二十八條ノ三
 有機合成事業法第三條第一項、第六條、第十八條第二項及第十九條
 酪農業調整法第五條
 陸上交通事業調整法第二條第二項
 硫酸アンモニア増産及配給統制法第七條第一項及同條第二項
 臨時資金調整法第四條及第四條ノ二
 明治四年太政官布告第六百四十八號
 河川豫定地制限令第四條及第五條
 河川附近地制限令第一條及第四條
 大正二年內務省令第六號第十三號

軌道法施行規則第十一條
 索道事業規則第四條、第二十三條及第三十九條
 私設電信規則第四條及第六條
 私設無線電信電話規則第五條
 專用鐵道規程第二條及第十條
 地方鐵道法施行規則第十七條及第二十五條
 度量衡施行細則第十條
 放送用私設無線電信電話規則第七條
 保健所法施行規則第一條
 墓地及埋葬取締規則第一條
 木造建物建築統制規則第一條、第二條、第五條及第六條

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A7ト)
 (シ中央點線ノ所ヨリニツ折ト爲ス)

(表面)

臨時農地等管理令第十四條ノ規定ニ依ル證票

(裏面)

第	昭	年	月	日	交付
號	和				
官 當該官廳印 職氏 名					
國家總動員法第三十一條 令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場 所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシム	國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢 査ヲ拒ミ妨グ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓 以下ノ罰金ニ處ス	臨時農地等管理令第十四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國 家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ農地若ハ耕作ノ目的ニ供ス ル耕作ノ目得ル土地ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要 ナル場合ニ於	檢査ノ前其ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ必要ナル場合ニ於 テハ其ノ身分ヲ示ス規程ヲ依リ當該官吏ヲシテ必要ナル場合ニ於 テハ其ノ身分ヲ示ス規程ヲ依リ當該官吏ヲシテ必要ナル場合ニ於	臨時農地等管理令第十四條ノ規定ニ依ル	

十五、臨時農地等管理令施行細則

(昭和十六年五月七日公布
茨城縣令第十五號)

第一條 臨時農地等管理令施行規則(以下規則ト稱ス)第四條ノ規定ニ依ル許可申請書ハ様式第一號ニ依リ同第八條ノ規定ニ依ル許可申請書ハ様式第二號ニ依リ當該農地ノ所在スル市町村長ヲ經由シ之ヲ知事ニ提出スベシ

市町村長ハ前項ノ申請書ニ意見ヲ附シ遲滯ナク之ヲ知事ニ進達スベシ

第二條 市町村農地委員會農地ニシテ耕作ノ目的ニ供セズ放置セラレタルモノアルトキハ當該農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權限ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者(以下權利者ト稱ス)ニ對シ其ノ農地ノ耕作ニ關シ勸告又ハ斡旋ヲ爲スベシ

前項ノ勸告又ハ斡旋ヲ爲シタルニ拘ラズ農地ノ權利者其ノ農地ニ適當ナル耕作ヲ爲サズ又ハ斡旋調ハザルトキハ當該市町村農地委員長ハ様式第三號ニ依リ直ニ之ヲ知事ニ報告スベシ

第三條 前條ノ規定ハ規則第十八條ノ規定ニ依ル土地ニ付之ヲ準用ス

第四條 臨時農地等管理令第三條又ハ第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ得タル者ハ當該土地ニ様式第四號ニ依ル標識ヲ立ツベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
様式第一號

臨時農地等管理令施行規則第四條ノ規定ニ依ル許可申請書

一、申請人ノ住所、職業及氏名

(法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ住所及氏名)

二、當該農地ノ所在地番、地目(土地臺帳現狀)面積並ニ利用狀況及普通收穫高

計	市町村大字字	地番	地目		面積	利用狀況	普通收穫高 (反當)	備考
			土地臺帳	現狀				

三、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル事業又ハ施設ノ概要及建築物其ノ他ノ工作物ヲ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ規模ノ概要

四、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル時期及期間

五、當該農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供スルコトニ因リ附近ノ農地又ハ作物ニ及ボスコトアルベキ被害ノ防除施設ノ概要

六、當該農地ノ耕作者ノ離作ニ對シ探ラントスル處置

七、其ノ他參考トナルベキ事項

右御許可相成度此段及申請候也

年 月 日

住 所

氏

名 印

注 意

茨城縣知事

殿

一、第二項ハ當該農地ノ筆數多キトキハ別紙トスルコト

- 二、第二項ノ備考欄ニハ自作地小作地ノ區別及小作地ナルトキハ小作者ノ氏名ヲ記入スルコト
- 三、第六項ハ上毛ノ補償料、小作者ニ對スル作離料ノ額等ヲ記入スルコト
- 四、當該農地ノ見取圖ヲ添付スルコト
- 五、本申請書ハ二通提出スルコト

様式第二號

臨時農地等管理令施行規則第八條ノ規定ニ依ル許可申請書

- 一乃至六、様式第一號ニ同ジ
 - 七、當該農地ニ付所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ヲ有スル者ノ住所、職業及氏名（法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ住所及氏名）
 - 八、其ノ他參考ト爲ルベキ事項
- 右御許可相成度此段及申請候也
- 年 月 日

住 所 氏 名 印

茨城縣知事 殿

注意事項様式第一號ニ同ジ

様式第三號

臨時農地等管理令施行規則第二條第二項ノ規定ニ依ル報告書

- 一、當該農地ヲ耕作シ得ル權利者ノ住所、職業及氏名
- （法人ニ在リテハ名稱、主タル事務所ノ所在地、業務ノ種類並ニ代表者ノ住所及氏名）

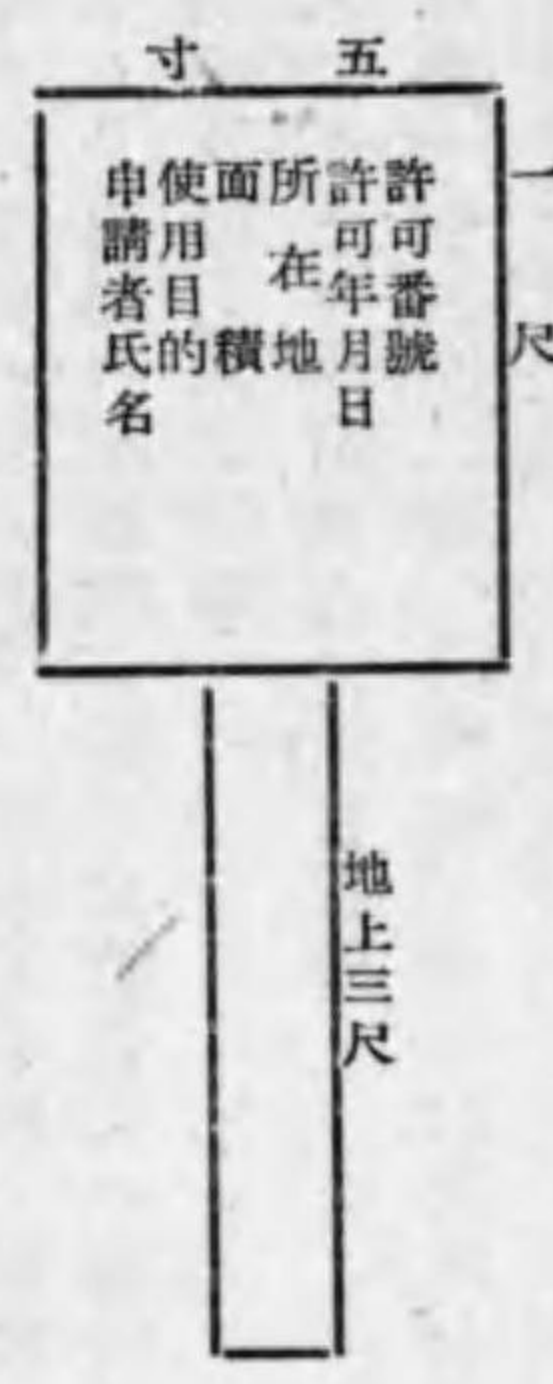
- 二、當該農地ノ所有者ノ住所、職業及氏名
 - 三、當該農地ノ所在地、地目、面積及現狀
 - 四、勸告又ハ斡旋調ハザル事由ノ詳細
- 年 月 日

郡市町村農地委員長 印

茨城縣知事 殿

様式第四號

（許可標識）



十六、鐵鋼工作物築造許可規則

（昭和十二年十月十一日商工省令第二十四號 昭和十三年七月十一日商工省令第五十七號改正）

第一條 鐵筋「コンクリート」造鐵骨ヲ有スル鐵筋「コンクリート」造、鐵骨造又ハ鐵造ノ工作物（建築物ヲ含ム以下同ジ）ヲ築造セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ商工大臣ノ指定スル工作物ノ築造ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物以外ノ工作物ニ薄鋼板（金屬ヲ鍍シタルモノ含ム以下同ジ）ヲ使用セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ庇、樋、換氣筒、煙突、雨押、木口隠又ハ炊事

場、流場若ハ風呂場ノ羽目張若ハ床張ニ付テハ此ノ限ニ坂ラズ

第二條 前條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ地方長官ニ提出スベシ

- 一 工作物ノ位置
 - 二 工作物ノ用途
 - 三 築造ヲ必要トスル事由
 - 四 構造ノ種別
 - 五 設計及工事計畫ノ概要
 - 六 建築物ナルトキハ其ノ高さ、階數及各階ノ面積
 - 七 構造トシテ使用スル鐵鋼ノ種類及數量又ハ薄鋼板ノ使用數量
 - 八 工事著手及竣工豫定期
 - 九 請負人アルトキハ請負人ノ氏名名稱
- 第三條 前條第一號、第二號、第四號、第六號及第七號ニ掲グル事項ヲ變更セシトキハ其ノ自由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
- 第四條 地方長官ハ第一條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ構造用トシテ使用スル鐵鋼ノ數量又ハ薄鋼板ノ使用數量ノ制限ヲ爲スコトヲ得
- 第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ工事竣工シタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 第六條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クベシ同條同項ノ許可ヲ受ケ工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含ム)其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ同條同項ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 第一條第一項但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定スル工作物ヲ築造セントスル者ハ工事ノ著手前第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

附 則

本令ハ昭和十三年七月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ工事中ノ工作物ハ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ本令施行ノ日ヨリ二週間以内ニ當該工作物ニ付第二條各號ニ掲グル事項ヲ地方長官ニ届出ヅルコトヲ要ス
第六條ノ規定ハ従前ノ第一條但書ノ規定ニ依リ商工大臣ノ指定シタル工作物ヲ築造シタル者(當該工作物ノ承繼人ヲ含ム)ガ其ノ用途ヲ其ノ竣工後一年以内ニ第一條ノ許可ヲ要スル他ノ工作物ノ用途ニ變更セントスル場合ニ之ヲ準用ス

鐵鋼工作物築造許可規則運用方針

一三鑛甲第一五三一號

昭和十三年七月九日

商工省鑛山局長

小

金

義

照

茨城縣知事殿

最近ノ鐵鋼需給ノ情勢ニ鑑ミ鐵鋼ノ配給統制ノ強化ト共ニ鐵鋼消費節約ノ徹底ヲ圖ル爲曩ニ昭和十二年商工省令第二十四號ヲ以テ制定相成タル鐵鋼工作物築造許可規則ニ付テモ強化スルノ要有之ヲ以テ近ク別紙(一)ノ通改正相成來ル七月十五日ヨリ施行可相成候ニ付テハ同令ノ運用ニ付テハ別紙(二)ノ通御取扱相成度此段及通牒候也

別紙(二)

鐵鋼工作物築造許可規則運用方針

- 一 鐵鋼使用量五十噸以下ノ工作物ニ付テモ昭和十二年十月九日附一二號第一四一二號通牒「工作物ニ關スル鐵鋼使用制限方針」ニ依ルコト
- 二 公共團體ニ對シテハ配給統制ノ關係上鐵鋼ノ割當ヲ爲スニ付公共團體ノ工作物ニ使用スベキ鐵鋼ガ右割當數量ノ範圍内ニシテ且工作物ノ用途上築造スルモ己ムヲ得ザルモノト認ムルトキハ許可シ得ルコト但シ鐵鋼ノ割當數量ニ依ル各種工作物ノ築造計畫ニ付テハ豫メ當省及內務省ニ打合セノコト
- 三 電氣事業、瓦斯事業、鐵道業ノ部門ニ於テハ土木建築用ノ鐵鋼ノ割當ヲ爲スニ付前項ニ準ジ許可シ得ルコト
- 四 薄鋼板ヲ使用シタル既設工作物ニ付小修繕用トシテ薄鋼板ヲ使用スル場合ハ許可シ得ルコト
- 五 薄鋼板ノ使用ニ付許可ヲ爲シタル場合ハ左記ニ依リ前月分ヲ毎月十五日迄ニ商工大臣ニ報告スルコト

記

工作物ノ用途	件數	薄鋼板使用量	許可ヲ爲シタル事由	備考
	申請數量	許可數量		

(註) 件數ハ工作物ノ用途別許可ノ事由別ニ分類スルコト

鐵鋼工作物築造許可規則ノ運用ニ關スル件

一三號局第四六一號

昭和十三年七月二十三日

茨城縣知事殿

商工省鑛山局長 小金義照

鐵鋼工作物築造許可規則ノ運用ニ關スル件

記

- 一 薄鋼板トハ厚サ一耗未滿ノモノヲ謂フ尙薄鋼板ハ金屬ヲ鍍シタルモノヲ含ムヲ以テ黑板ハ勿論ブリキ及亞鉛鍍板ヲ含ムコト
- 二 商工大臣ノ指定スル工作物以外ノ工作物ニ薄鋼板ヲ使用スル場合ハ右工作物ガ鐵鋼工作物デアルト否トニ拘ラズ且又使用數量ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ受ケシムルコト右許可方針ニ付テモ昭和十二年十月九日附一二號第一四一二號通牒「工作物ニ關スル鐵鋼使用制限方針」ニ準據スルコト
- 三 右薄鋼板ニ付テモ前項ニ同ジ土木建築工事用下小屋、假圍ニ古薄鋼板ヲ使用スル場合ハ原則トシテ許可シ得ルコト
- 四 鐵鋼工作物ニ付テハ鐵鋼使用量ノ如何ニ拘ラズ許可ヲ受ケシムルコト但シ鐵鋼ノ使用量三十噸未滿ノ工作物ニ付テハ其ノ用途等ヲ參酌シ保安上其ノ他己ムヲ得ザル事由アルモノト認メラル、トキ(例ヘバ煙突ノ如キモノ)ハ原則トシテ商工大臣ニ對スル經伺ヲ省略シ許可シ得ルコト
- 五 學校又ハ住宅等ノ木造建築物ノ地階等ニ非ザル基礎工事ニ鐵鋼材ヲ使用スル場合ニ於テモ前項ニ同ジナルコト

十七、鐵鋼工作物築造許可規則第一條第一項但書ノ規定ニ依リ
許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定變更

(昭和十四年五月八日)
(商工省告示第一〇四號)

左ノ通指定シ昭和十三年七月商工省告示第一八七號ハ之ヲ廢止ス

左ニ掲グル事業ノ用ニ供スル製鍊場、機械選鍊場、高サ十八米若ハ高十三米ヲ超過シ又ハ能力五噸以上ノ天井走行起重機ヲ支持スル工場(作業場ニ限ル)、鐵塔、索道、起重機、タンク及貯藏庫(銃砲火藥類取締法ニ依ル火藥類、原油、原油ノ分溜製品若ハ其ノ残渣又ハ其ノ分解製品、天然ガスノ分離製品ニシテ常溫ニ於テ液狀ヲ爲スモノ、タール類ノ分溜油、シエール油又ハ人造石油ノ貯藏庫ニ限ル)

1、採鑛業並ニ金屬製鍊業及製鐵業(製鐵事業法施行令第三條ニ掲グルモノ及普通鋼材製造業ニシテ製鋼又ハ壓延ノ設備ノミヲ以テ營ムモノヲ除ク)

2、輕合金ノ製造業

3、工作機械器具(製材及木工機械ヲ除ク)又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業

4、兵器又ハ同部分品若ハ同附屬品ノ製造業

5、石油精製業及人造石油(シエール油ヲ含ム)又ハ代用液體燃料ノ製造業

6、石油輸入業

本告示ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

工場關係

工場建築取締規則

一、工場建築取締規則

(昭和二年八月二十五日
茨城縣令第六十九號)

第一條 本則ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受クルモノ

二 職工五人以上ヲ使用スルモノ

三 有害瓦斯、廢液、惡臭若クハ激震、騒響ヲ發シ又ハ著シク煤煙、粉塵ヲ飛散スルモノ

四 爆發、發火又ハ引火シ易キ物ヲ製造又ハ加工スルモノ

五 前各號ノ外危害ヲ生ジ又ハ健康ヲ害スル虞アルモノ

工場ノ附屬建設物及工場ニ附屬セザル瓦斯其ノ他ノ危險物貯藏所ハ之ヲ工場ト看做ス

前各號ニ該當スルモノト雖知事ニ於テ其ノ必要ヲ認メザルモノニ付テハ本則ヲ適用セザルコトアルベシ

第二條 工場ヲ設置セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願許可ヲ受クベシ之ヲ増設變更セムトスルトキ亦同

シ但シ工場設置ニ付他ノ法令ニヨリ許可若ハ指示ヲ受クベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 工業主ノ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、氏名)

二 事業ノ種類

三 工場ノ名稱

四 設置ノ場所

五 敷地竝建設物ノ坪數及建設物ノ仕様書

六 工場周圍百メートル以内ノ地形及建設物ノ位置ヲ表示シ且最近建物トノ距離ヲ記入シタル略圖

七 工場敷地内ノ建設物及原料排氣物等ノ貯積場其ノ他井戸、溝渠等ノ位置ヲ一定ノ寸法ニ依リ示シタル

配置圖

- 八 各建設物ノ詳細ナル各階平面圖、周圍立面圖、構造部分ヲ明示セル断面圖
 - 九 各建設物ニ於ケル原動機械其ノ附屬物ノ配置圖
 - 十 前號ノ原動機械及其ノ附屬物ノ基礎構造並取付方法ヲ示シタル圖面
 - 十一 煙突、火爐、貯槽、荷揚機等事業ニ必要ナル築造物ノ圖面
 - 十二 石、煉瓦、鐵骨ヲ材料トセル建設物ニシテ規模ノ大ナルモノ又ハ鐵筋コンクリート造ノ建設物ニ付テハ構造計算書ヲ添付スベシ但シ建築設備、構造及其ノ強度計算ニ付テハ市街地建築物法施行規則第三章ニ準據スベシ
 - 十三 製品及原料ノ種類並製造方法ノ概略
 - 十四 一般危險ニ對スル豫防及除害ノ設備方法
 - 十五 従業者ニ對スル健康保全及災害避難ニ關スル設備ノ概要
 - 十六 使用スベキ職工ノ豫定人員(男女別)
 - 十七 工事落成豫定期日
- 工場建設ト同時ニ原動機ヲ新設スル場合ハ原動機取締規則ニ依ル必要事項ヲ具シ其ノ許可ヲ併セテ出願スルコトヲ得
- 第三條 工場ハ事業ノ性質、規模ノ大小、土地ノ狀況其ノ他ニ依リ左ノ場所ニ對シ相當ノ距離ヲ保有スルニ非ザレバ其ノ設置ヲ許可セズ
- 一 皇陵、社寺、公園、名勝地
 - 二 學校、圖書館、病院、官公署
 - 三 人家稠密ノ場所
 - 四 火藥類其ノ他危險物ノ製造所若ハ貯藏所

- 第四條 既設ノ工場ニシテ本則ノ適用ヲ受クベキ事實ヲ生ジタルトキハ速ニ第二條ニ準ジ出願許可ヲ受クベシ
- 第五條 工場ヲ讓受ケ又ハ相續ニ依リ所有シタル者ハ十日以内ニ届出ヅベシ
- 第六條 第二條ノ工事落成シタルトキハ届出デ使用ノ認可ヲ受クベシ但シ原動機ニ付テハ原動機取締規則ニ依リ使用認可證ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第七條 工場建設物及設備ニ對シ必要ト認ムルトキハ設計ノ變更又ハ改築、修理、變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトアルベシ
- 第八條 工場建設物並設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ命ジ又ハ其ノ使用ノ制限若ハ停止ヲ命ズルコトアルベシ
- 第九條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ届出ヅベシ但シ第二號ノ場合ハ戶主、家族又ハ清算人ヨリ其ノ手續ヲ爲スベシ
- 一 第二條第一項第一號乃至第四號第十四號及第十五號ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキ
 - 二 工業主死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキ法人ニ在リテハ解散又ハ合併アリタルトキ
 - 三 事業ヲ廢止シタルトキ
 - 四 本則ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキ
 - 五 一箇月以上休業セムトスルトキ又ハ休止シタル事業ヲ開始セムトスルトキ
- 第十條 工場法ノ適用ヲ受ケザル工場ニシテ其ノ建設物又ハ其ノ他ノ設備ニシテ火災其ノ他ノ災害ニ罹リ又ハ甚シク損壞シタルトキハ直ニ其ノ概況ヲ届出ヅベシ
- 第十一條 前條ノ工場ニ於テ災害其ノ他ノ事故ニ因リ死亡者、重傷者又ハ一時ニ五人以上ノ負傷者ヲ生ジタルトキハ遲滞ナク左記事項ヲ届出ヅベシ

一 事故發生、年月日及發生原因並狀況
二 死傷年月日

三 死傷者ノ住所氏名、生年月日
四 負傷ノ程度及死傷ノ概況

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ

一 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

二 許可ノ條件又ハ制限ニ違反シタルトキ

三 第八條前段ニ該當シ許可取消ノ必要アリト認メラルルトキ

第十三條 當該官吏ハ工場及附屬建設物ニ臨檢スルコトヲ得

第十四條 本則又ハ本則ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒否妨害シ若ハ之ヲ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ應ゼズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第十五條 工場法第十八條ニ依ル工場管理人ハ本則ノ適用ニ付テハ工業主ト看做ス、工業主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セザル未成年者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本則ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第十六條 工業主ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則又ハ本則ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十七條 本則ニ依リ當廳ニ提出スル書類ハ正則ニ通トシ所轄警察署ヲ經由スベシ

附 則

第十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 本則施行前ニ設置シタル工場ニシテ第一條ニ該當スルモノハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看

做ス

前項ニ該當スル工場ハ本則施行後二月以内ニ第二條第一項各號ヲ具シ届出ヅベシ但シ大正五年九月茨城縣令第二九號工場法施行細則ニ依リ届出デタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二、工場危害豫防及衛生規則 抄

(昭和四年六月二十日 內務省令第二十四號)

第十七條 機械間又ハ之ト他ノ設備トノ間ニ設クル通路ハ本令施行前既ニ設ケタルモノヲ除クノ外幅二尺六寸以上ナルコトヲ要ス但シ已ムヲ得ザル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 爆發性、發火性若ハ引火性料品ノ製造若ハ取扱ヲ爲ス作業場又ハ常時五十人以上ノ職工ノ就業スル作業上ニハ火災等ノ場合ニ於テ容易ニ安全ナル場所ニ避難シ得ル爲適當ナル二以上ノ出口ヲ設クベシ常時十人以上ノ職工ガ二階以上ニ於テ就業スル場合ニハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通ズル二以上ノ階段ヲ設クベシ

二階以上ニ於テ就業スル職工ガ常時五十人以上ナルトキハ前項ノノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス

一 路面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト

二 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト

三 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

四 幅内法三尺五寸以上ト爲スコト

五 廻段ヲ設ケザルコト

六 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

七 各段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト
 作業ノ性質、建設物ノ構造設備等ノ關係上其ノ必要ナキ場合又ハ本令施行前既ニ設ケタル建設物ニ付已ム
 ヲ得ザル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前三項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得
 第三十一條 地方長官ハ衛生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ工場及附屬建設物ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ
 増加又ハ照明装置其ノ他適當ナル處置ヲ命ズルコトヲ得

三、工場危害豫防及衛生規則施行標準 抄

第二十三條ニ付

- 一 踊場ハ長サ三尺五寸以上トスルコト
- 二 扶欄ノ高サハ階段踏面ノ中央ニテ垂直ニ測ルコト

第三十一條ニ付

- 一 作業場ノ窓面ノ有効採光面積ノ床面積ニ對スル比ハ成ルヘク五分ノ一以上トシ特別ノ事情ナキ限り最低
 八分ノ一トスルコト
- 二 開放シ得ヘキ窓面積ノ床面積ニ對スル比ハ特別ノ事情ナキ限り十六分ノ一以上トスルコト
- 三 細目ノ判別ヲ必要トスル精密作業ニ付テハ人工照明ハ五呎燭(五十ルツクス)以上トスルコト
- 四 照明不完全ノ爲メ災害事故又ハ視力障害ヲ起シタル事例アルトキ又ハ其ノ虞アルトキハ人工照明ノ燭光
 増加又ハ改善ヲ計ルコト

四、工場危害豫防及衛生規則施行細則 抄

(昭和五年二月十二日
 茨城縣令第五號)

第三條 工業主ハ火災等ノ場合ニ於テ容易ニ作業場ヨリ安全ナル場所ニ避難シ得ル様左記構造ニ依ル通路階
 段及出口等ヲ設置スヘシ但シ作業ノ性質其ノ他ノ事由ニ依リ監督官吏ニ於テ必要ナシト認メタル場合ハ此
 ノ限リニアラス

- 一 通路ハ幅員三尺以上ト爲スコト
- 二 出口ノ高サ内法五尺八寸以上幅内法五尺以上ト爲スコト但シ出口ノ設置ハ規則第二十三條第一項以外
 ノ作業場ニシテ常時職工五十人未滿ノ場合ニアリテハ一ヶ所以上ト爲スコト
- 三 階段ハ規則第二十三條第二項ノ場合ニ於テハ常時職工十人未滿ナルトキハ一ヶ所以上ト爲シ左ノ條件
 ヲ具備スルコト
 - イ 階段及踊場ノ幅内法三尺以上ト爲スコト
 - ロ 踏面七寸以上蹴上七寸以下ト爲スコト
 - ハ 高サ十五尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十五尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
 - ニ 各階段ヨリ高サ五尺五寸以内ニ障礙物ナキコト
 - ホ 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

第四條 規則第二十九條第三項ニ依ル更衣所食事ノ場所及浴場等ノ構造設備ハ左記ニ據ルヘシ但シ作業ノ性
 質上其ノ他ノ事由ニ依リ監督官吏ニ於テ必要ナシト認メタル場合ハ此ノ限リニアラス

- 一 更衣所ハ作業場ト間壁ヲ以テ區劃セル別室ト爲シ着衣棚ヲ設クルコト
- 二 食事ノ場所ハ適切ナル場所ニ設置シ採光換氣ヲ圖リ且手洗場ヲ設クルコト但シ食事ノ場所ハ土間ト爲
 スコトヲ得ス

- 三 浴場ハ危険ノ虞ナキ場所ニ設置シ二槽構造ト爲シ且川女用ニ區別スルコト
- 四 前號排水溝又ハ汚水溜ハ厚板若ハ不透透質材料ヲ以テ築造シ蓋ヲ設クルコト

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

五、工場附屬寄宿舎規則

(昭和二年四月六日) (昭和四年八月二十三日)
(内務省令第二十六號) (内務省令第三十六號改正)

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ附屬スル寄宿舎ニ之ヲ適用ス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル作業場アルトキハ保安上又ハ衛生上ノ害ヲ避クル爲寄宿舎ノ寢室ハ之ト別建物ト爲スベシ但シ除害、豫防又ハ避難ノ設備アル場合ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ別建物ト爲スコトヲ要セズ

一 爆發性、發火性若ハ引火性料品又ハ多量ノ易燃性料品ヲ取扱フ作業場

二 窯爐ヲ使用スル作業場

三 瓦斯、蒸氣若ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル作業場

地方長官前項ノ寢室ニシテ保安上危険ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナリト認ムルトキハ除害、豫防又ハ避難ノ設備ヲ命ジ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第三條 寢室ハ建物ノ三階以上ニ之ヲ設クルコトヲ得ズ但シ建物ノ外壁、床、屋根、階段及柱ヲ市街地建築物法施行規則第一條ニ規定スル耐火構造ト爲シタル場合又ハ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條ノ二 常時十五人以上ノ職工ガ二階以上ノ寢室ニ居住スル建物ニ在リテハ各階ニ適當ニ配置セラレ容易ニ屋外ノ安全ナル場所ニ通ズル二以上ノ階段ヲ設クベシ但シ二階以上ノ寢室ニ居住スル職工ガ常時五十人ニ滿テザル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル避難斜面其ノ他適當ナル避難設備アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

二階以上ノ寢室ニ居住スル職工ガ常時五十人以上ナルトキハ前項ノ階段ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ建物ノ外壁ニ附セラレタル屋外階段ニ付テハ第五號及第八號ノ規定ヲ適用セズ

一 踏面七寸以上蹴上七寸以下トナスコト

二 勾配ヲ平面ニ對シ四十度以内ト爲スコト

三 高サ十二尺ヲ超ユル場合ニハ高サ十二尺以内毎ニ踊場ヲ設クルコト

四 踊場ハ長サ三尺五寸以上ト爲スコト

五 蹴込板ハ裏板ヲ附ス

六 廻段ヲ設ケザルコト

七 外側ニハ二尺七寸以上ノ扶欄ヲ設クルコト

八 幅内法三尺五寸以上ト爲スコト

九 各階段ヨリ高サ五尺七寸以内ニ障礙物ナキコト

前二項ノ規定ハ本令施行前既ニ設ケタル建物ニシテ地方長官已ムコトヲ得ズト認メ許可シタルモノニ付之ヲ適用セズ

第三條ノ三 階段竝之ト連絡スル通路及出口ニシテ常時使用セザルモノニ付テハ之ニ適當ナル標示ヲ爲シ何時ニテモ避難ノ用ニ供シ得ル様有效ニ保持スベシ

第四條 寄宿舎ノ廊下ヨリ屋外ニ通ズル出入口ノ戸ハ外開戸又ハ引戸ト爲スベシ
寄宿舎ハ何時ニテモ容易ニ外部ニ避難シ得ル様ニ爲シ置クコトヲ要ス

- 第五條 寢室、食堂、病室等其ノ他職工(徒弟ヲ含ム以下之ニ同ジ)ノ居住ノ用ニ供スル室ノ天井高ハ七尺以上ト爲スベシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六條 寢室及病室ニハ屋根小屋組ヲ露出セサル様天井ヲ設クベシ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ防鼠ノ爲屋根小屋組ヲ露出シタルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 寢室及病室ノ外窓ニハ少クとも兩戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クヘシ寢室及病室ト廊下トノ間ニ戸、障子、壁ノ類ノ設ケナキ場合ニ於テ其ノ廊下ノ外窓ニ付亦同ジ
- 寢室及病室ト廊下トノ間ニ紙障子ノミヲ設クル場合ニ於テハ其ノ廊下ノ外窓ニ兩戸又ハ硝子戸ヲ設クベシ
- 第八條 食堂及炊事場ノ床ハ土間(石敷又ハ三和土叩ノ類ヲ含マズ)ト爲スコトヲ得ズ
- 第九條 寢室ハ收容人員一人ニ付室面積(押入及床ノ間ヲ除ク)〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ズ但シ臨時必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十條 寢室ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上問仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 寢室ニハ之ヲ收容スル者ノ氏名及定員ヲ入口ニ掲グベシ
- 第十一條 交替就業ノ爲メ就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ寄宿職工ヲ同一ノ寢室ニ收容スルコトヲ得ズ但シ十六歳未満ノ者及女子ヲ收容セザルモノニシテ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第十二條 寄宿舎ニハ職工毎ニ専用セシムル爲メ必要ナル寢具ヲ備付クベシ
- 寢具ハ少クとも其ノ襟部ヲ白布ニテ被包シ且敷布ヲ備フベシ
- 寢具ハ常ニ清潔ニ保チ時々之日光ニ曝シ且其ノ白布及敷布ハ時々之ヲ洗濯スベシ
- 第十三條 食堂ニハ職工ヲシテ坐食ヲ爲サシムル場合ヲ除クノ外必要ナル腰掛又ハ椅子ヲ備附クベシ
- 第十四條 寄宿舎ニ於テ使用スル食器ハ常ニ清潔ニ保チ時々消毒スベシ

- 第十五條 寄宿舎ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第十六條 寄宿舎ニ收容スル職工及寄宿舎ニ使用スル者ニ對シテハ少クとも一年二回健康診斷ヲ施行スベシ
- 前項ノ健康診斷ニ關スル記録ハ其ノ施行後三年間之ヲ保存スベシ
- 第十七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スベシ
- 唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非ザレバ之ヲ投棄スルコトヲ得ズ
- 寄宿舎ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ咯出スルコトヲ得ズ
- 第十八條 寄宿舎ニ於テハ共用手拭ヲ備フルコトヲ得ズ
- 「トラホーム」患者ノ使用スル洗面器ハ之ヲ健康者ニ使用セシムルコトヲ得ズ
- 手洗水ハ流出装置ト爲スベシ
- 第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五號(流行性腦脊髄膜炎ヲ除ク)ノ患者ノ使用シタル寢具其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非ザレバ他ノ者ヲシテ使用セシムルコトヲ得ズ第二號ノ患者ノ使用シタル寢室ニ付亦同ジ
- 前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染病豫防法施行規則第五章ノ規定ニ依ルベシ但シ藥物ヲ以テ唾痰ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分)ヲ使用スベシ
- 第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應ジ適當且十分ナル便所及洗面装置ヲ設クベシ
- 地方長官前項ノ便所又ハ洗面装置不適當又ハ不十分ト認メタルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ増設ヲ命ズルコト
- 第二十一條 寄宿舎ノ管理ニ關シ規定ヲ設ケタルトキハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ
- 地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十二條 本令並寄宿舎ノ管理ニ關スル規定ハ之ヲ見易キ場所ニ掲示スベシ

第二十三條 本令第二條、第三條、第四條第一項、第五條、第六條、第八條、第十條、第十一條及第十六條ノ規定ハ常時十人未滿ノ職工ヲ收容スル寄宿舎ニ之ヲ適用セズ

附 則

本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第四條及第十三條ノ規定ハ本令施行後一年間、第二條、第七條、第八條及第十二條ノ規定ハ本令施行後二年間、第六條及第九條乃至第十一條ノ規定ハ本令施行後三年間之ヲ適用セズ

第三條又ハ五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ本令施行ノ日ヨリ二月以内ニ之ヲ爲スベシ

昭和四年八月二十三日内務省令第三十六號附則

本令ハ昭和四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ二ノ規定ハ本令施行後二年間之ヲ適用セズ

六、工場附屬寄宿舎規則施行細則

(昭和二年七月一日(茨城縣令第五十八號)昭和五年二月十二日(茨城縣令第六號改正))

第一條 工場主ハ工場附屬寄宿舎ヲ建設セムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ届出指示ヲ受クベシ

其ノ變更増設又ハ改築ヲ爲サムトスルトキ亦同ジ但シ工場附屬寄宿舎規則(以下單ニ規則ト稱ス)第二條ニ依リ許可ヲ受クベキ場合ハ此ノ限リニ在ラズ

一 工場名及工場ノ所在地工業主ノ住所氏名年齢但シ法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地及代表者ノ住所氏名年齢

二 事業ノ種類

三 收容定員(男女別)

四 寄宿舎ノ棟數各種坪數、各室坪數、並用途

五 構造ノ種類及構造仕様書(危害豫防及避難設備ニ關スル事項詳記ノコト)

六 敷地並周圍ノ地形略圖、同建物配置圖、各階平面圖(階段出入口、窓等明示ノコト)立面圖斷面圖

工場附屬寄宿舎ヲ有スル工場ニシテ工場法ノ適用ヲ受クルニ至リタルトキハ前項ニ準ジ十日以内ニ届出ヅ

ベシ

第二條 規則第二條第一項但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ

一 規則第二條第一項各號ノ作業場ト寢室トノ接續狀況ヲ明示スルニ足ルベキ圖面(敷地並周圍ノ地形略

圖、同建物配置圖)

二 收容人員(男女別)

三 除害豫防又ハ避難設備ノ詳細ナル説明書

第三條 規則第三條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ

一 建物ノ三階以上ニ設ケアル寢室數及其ノ室面積並收容人員(男女別)

二 危害豫防並避難設備ニ關スル説明書

三 寄宿舎敷地並周圍ノ地形略圖同建物配置圖各階平面圖

第三條ノ二 規則第三條ノ二ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ出願スベシ

一 各階ニ常時收容スベキ男女人員

二 寄宿舎周圍三十間以内ニアル建物ノ位置ヲ表示セル圖面(相互間ノ距離詳記ヲ要ス)

三 寄宿舎新築年月(増築ヲ爲シタルモノハ其ノ年月)

四 寄宿舎各階ノ配置及其ノ坪數、通路、出入口、階段、避難斜面其ノ他ノ構造設備並位置ヲ表示シタル

圖面

- 五 許可ヲ受ケントスル事由
- 第四條 規則第五條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ
 - 一 建築物ノ用途
 - 二 天井高七尺ニ達セザルモノノ室數及室面積並收容定員(平面圖添付ノコト)
 - 三 天井高及採光換氣ノ設備ヲ明示セル説明書
- 第五條 規則第六條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ
 - 一 建築物ノ用途及屋根小屋組ヲ露出セル事由
 - 二 屋根小屋組ヲ露出セル室數及各室面積並收容人員(男女別)
 - 三 建物ノ屋根構造説明書
- 第六條 規則第九條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ
 - 一 臨時必要ナル事由
 - 二 規則第九條ノ制限ヲ超エテ職工ヲ收容スル寢室數及各室面積並收容豫定人員
 - 三 時間
- 第七條 規則第十條第一項但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ
 - 一 構造上間仕切ヲ爲スコト能ハザル事由
 - 二 寢室ノ構造仕様書(窓、通風口等明記ノコト)
 - 三 寄宿舎平面圖
 - 四 收容豫定人員
- 第八條 規則第十一條但書ニ依リ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ具シ出願スベシ
 - 一 同一寢室ニ收容スベキ各組ノ職工數

- 二 各組職工ノ就寢起床時間
 - 三 使用スベキ寢室數及各室面積
 - 四 使用スベキ寢室ノ位置ヲ示スニ足ルベキ圖面
 - 第九條 寄宿舎ノ非常口ニハ適當ノ標示ヲ設クベシ其ノ通路ニハ障礙ト爲ルベキ物件ヲ放置スルコトヲ得ズ
 - 第十條 寄宿舎ニハ當該官吏ノ指示ニ從ヒ適當ナル照明ノ設備ヲ爲スベシ
 - 第十一條 晝間就眠スル夜業者ノ寢室ノ硝子戸ニハ適當ノ黒色窓掛ヲ設クベシ
 - 第十二條 工業主ハ別表第一號様式ニ依リ寢具臺帳ヲ調製シ各寄宿舎毎ニ備付クベシ
 - 第十三條 食堂ノ床面並卓子ハ常ニ清潔ヲ保持スベシ
 - 第十四條 食器ハ毎使用前必ズ之ヲ洗淨スベシ前項ノ食器並職工ニ供スル飲食ニ對シテハ當該官吏ノ指示ニ從ヒ適當ナル防塵防蠅ノ設備ヲ爲スベシ
 - 第十五條 寄宿職工及使用人ニ對スル健康診斷ノ記録ハ別表第二號様式ニ依リ調製スベシ
 - 第十六條 寄宿舎ニハ當該官吏ノ指示ニ從ヒ適當ナル消火設備ヲ爲スベシ
 - 第十七條 寄宿舎ノ構造設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益上必要ト認ムルトキハ適宜ノ措置ヲ命ズルコトアルベシ
 - 第十八條 本令ニ依リ當廳ニ提出スベキ願届書類ハ正副二通トシ總テ所轄警察署ヲ經由スベシ
- 附 則
- 本令ハ昭和二年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號樣式)

品目			新調		廢棄		現在數		備考
年月日			數		年月日		數		
<p style="text-align: center;">寢具臺帳</p> <p style="text-align: center;">(寮名)</p> <p style="text-align: center;">寢室數 室 寢室坪數</p> <p style="text-align: center;">(坪名)</p> <p style="text-align: center;">收容定員</p>									

記載心得

- 一 本臺帳ハ各寮(一建築物)毎ニ之ヲ備付クヘキコト但シ口坐ヲ附シ各寮合冊シ置クモ妨ケス
- 一 本臺帳ニ登載スヘキ寢具ハ掛布團、敷布、團敷布、枕、蚊帳等トシ各品目毎ニ別紙ニ登載シ口坐ヲ附シ置クコト

(用紙美濃紙)

(第二號樣式甲)

寄宿職用人工健康診斷表			所在地 工場名			
計	性別	施行年月日	人員總數	受診者數	受診者數	工者類別
	男	女				

記載心得

本表人員總數欄ニハ職工ノミナラス直接寄宿舍ニ關係アル者ハ凡テ包含計上スルモノトス

(第二號樣式乙)

健康診斷人名簿						
氏名	年齢	施行年月日	病名	備考		

記載心得

- 一 罹病者ハ病名欄へ病名ヲ記入シ且ツ傷病者名簿へ所要事項ヲ登載シ置クコト

貸
金
統
制
關
係

賃金統制關係

一、賃金統制令

(昭和十五年十月十六日
勅令第六百七十五號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百七十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク賃金ノ統制ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ雇傭セラレ勞働ニ従事スル者又ハ他人ニ雇傭セラレ厚生大臣ノ指定スル勞働ニ従事スル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク

- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
- 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
- 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
- 四 道路、鐵道、軌道、索道、船舶又ハ航空機ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
- 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
- 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
- 七 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
- 八 物品ノ販賣又ハ保管ノ事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキハ其ノ評價ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム

第四條 命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金規則ヲ作成シ勞務者ニ周知セシムベシ之ヲ變

更シタルトキ亦同ジ

第五條 前條ノ雇傭主ハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 第四條ノ雇傭主ハ同條ノ規定ニ依リ賃金規則ヲ作成シタルトキハ十四日以内ニ國家總動員法第三十條ノ規定ニ基キ之ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第七條 地方長官ハ賃金規則ニ記載シタル事項ガ本令若ハ本令ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ著シク不適當ト認ムルトキハ雇傭主ニ對シ之ガ變更ヲ命ズルコトヲ得

第八條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金算定方法又ハ賃金支拂方法ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第九條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最低賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最低賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

第十條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高初給賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高初給賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ者ノ雇入ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル期間其ノ最高初給賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

第十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ一定ノ勞務者ニ付最高賃金ヲ定ムルコトヲ得

雇傭主ハ前項ノ最高賃金ノ定アル勞務者ニ付其ノ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ之ヲ雇傭スルコトヲ得ズ

前項ノ賃金ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 第九條第二項、第十條第二項及前條第二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 厚生大臣又ハ地方長官賃金ニシテ高額ニ失スト認メラルモノアルトキハ其ノ額ノ引下ニ付雇傭主ニ對シ命令ヲ爲スコトヲ得但シ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ定アル勞務者ノ賃金ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 雇傭主ハ左ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ命令ヲ以テ定ムル期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ厚生大臣又ハ地方長官ノ定ムル平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額ノ合計額ヲ超ユルトキハ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ豫メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

一 其ノ者ニ支拂フ賃金ニ付第十五條ノ認可アリタルモノ
二 請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付第十六條ノ規定ニ依リ認可アリタル請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ雇傭スルモノ

三 第十七條ノ規定ニ依リ認可アリタル初給賃金及昇給ノ規程ニ依リ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スベキモノ
四 前各號ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムルモノ

前項ノ賃金ノ範圍、平均時間割賃金及就業時間ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 雇傭主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ一定ノ勞務者ニ支拂フ賃金ニ付單位生産量ニ對スル額ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ一定ノ勞務者ニ對シ支拂フ賃金ノ總額ハ其ノ單位生産量ニ對スル額ニ生産量ヲ乘ジテ得タル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十六條 雇傭主ハ請負單價又ハ請負歩合及賃金算定方法ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ請負賃金制ニ依ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルコトヲ得但シ第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨グズ

第十七條 雇傭主ハ一定ノ勞務者ノ初給賃金及昇給ノ規程ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ規程ノ適用アル勞務者ニ付其ノ規程ニ依リ之ヲ雇入レ又ハ其ノ賃金ヲ増スコトヲ得

第十八條 地方長官ハ左ノ場合ニ於テハ前四條ノ規定ニ依ル認可ヲ取消スコトヲ得
一 詐偽又ハ不正ノ手段ニ依リ認可ヲ受ケタルモノナルトキ

二 認可ノ條件ニ違反シタルトキ
三 認可後ノ事情ニ著シキ變更アリタルトキ

第十九條 厚生大臣ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ手當、實物給與、賞與又ハ臨時ノ給與ノ種類又ハ額ニ關シ賃金統制上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

第二十條 厚生大臣ハ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ノ方法ニ依リ事實上賃金ノ額ガ増減セラルル虞アル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ雇傭主ニ對シ勞務者ニ對スル物品ノ販賣又ハ其ノ委託ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 雇傭主相互間ニ於テ又厚生大臣若ハ地方長官ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ賃金ノ協定ヲ爲シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ協定ニ依ルベシ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 賃金ノ協定ハ左ノ事項ニ付之ヲ爲スコトヲ得
一 最低賃金
二 最高初給賃金
三 最高賃金
四 定額賃金制ニ於ケル定額給

五 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給
六 請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
七 手當
八 實物給與
九 昇給規程
十 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

第二十三條 賃金ノ協定ニシテ最低賃金ノ額ヲ下リ又ハ最高初給賃金若ハ最高賃金ノ額ヲ超ユルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第九條第二項、第十條第二項又ハ第十一條第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ
賃金ノ協定ニシテ第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ事項ニ關スルモノニ付認可アリタルトキハ其ノ協定シタル事項ニ付テハ各第十五條、第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十四條 賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ其ノ協定ヲ廢止シ又ハ其ノ内容ヲ變更セントストキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ
第二十五條 地方長官賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ協定ニ加ハラザル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザル雇傭主ニ對シ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 地方長官ハ賃金統制上必要アリト認ムルトキハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ賃金ノ協定ニ付第二十一條ノ規定ニ依リ爲シタル認可ヲ取消スコトヲ得
地方長官前項ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ニ付爲シタル認可ヲ取消シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ賃金ノ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十七條 地方長官ハ雇傭主又ハ第二十一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル組合若ハ團體ニ對シ期限ヲ指定シテ第二十二條各號ニ掲グル事項ニ關シ賃金ノ協定ヲ爲スコトヲ促スコトヲ得

雇傭主又ハ組合若ハ團體ニ於テ前項ノ期限内ニ賃金ノ協定ヲ爲サズ又ハ期限内ニ協定ヲ爲スモ其ノ協定ニ付認可ヲ得ザリシトキハ地方長官ハ賃金委員會ノ意見ヲ聽キ協定ニ代ルベキ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第二十八條 厚生大臣ハ勞務供給業者ノ供給スル勞務者ノ賃金ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外賃金統制上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ其ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ備置クベシ

第三十條 賃金ノ統制ニ關スル重要事項ヲ調査審議セシムル爲賃金委員會ヲ置ク
賃金委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 厚生大臣又ハ地方長官ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ賃金ノ狀況ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ該當官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ
本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ牴觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第三十三條 本令中地方長官トアルハ内地ニ於テ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準スベキ者ヲ含ム以下同ジ)ニ關スルモノニ付テハ鑛山監督局長トス

第二十一條及第二十四條乃至第二十七條中地方長官トアルハ賃金ノ協定ノ效力ガ二以上ノ道府縣(内地ニ於テ鑛夫ニ關スルモノニ付テハ二以上ノ鑛山監督局ノ管轄區域)ニ及ブ場合ハ厚生大臣トス

第三十四條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トスルハ朝鮮ニアリテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

第三十五條 本令中賃金委員會ニ關スル規定ハ南洋群島ニハ之ヲ適用セズ

附 則

第三十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十七條 本令施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十八條 本令施行ノ際現ニ存スル從前ノ規定ニ依リ定ムル未經驗勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ第九條ノ規定ニ依リ定ムル最低賃金ト看做シ其ノ最高額ハ第十條ノ規定ニ依リ定ムル最高初給賃金ト看做ス

第三十九條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ハ第二十一條ノ規定ニ依ル組合又ハ團體ノ指定ト看做ス

第四十條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ基本給賃金基準又ハ昇給内規ノ定ハ第二十一條ノ規定ニ依リ認可シタル賃金ノ協定ト看做ス

第四十一條 本令施行ノ際現ニ存スル賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニシテ勞務者ノ基本給

又ハ賃金基準ノ最高額ニ關スルモノハ第十一條ノ規定ニ依リ定ムル最高賃金ト看做ス

第四十二條 賃金臨時措置令第一條乃至第十四條第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ効力ヲ有ス但シ賃金ノ總額ニ付第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタルトキ又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタルトキハ各其ノ限度ニ於テ第一項本文ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ効力ヲ失フ

第一項但書及前項ノ規定ニ拘ラズ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條、第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ第十四條ノ平均時間割賃金第十條ノ最高初給賃金若ハ第十一條ノ最高賃金定マリタル時又ハ賃金ノ協定ニ付認可アリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十三條 賃金臨時措置令ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年六月三十日迄其ノ効力ヲ有ス但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

第四十四條 本令施行ノ際第十九條ノ規定ニ依リ發スル命令ニ關シテハ同條中賃金委員會ニ關スル規定ハ之ヲ適用セズ

二、賃金統制令施行規則

(昭和十五年十月十九日
厚生省令第四十六號)

第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依リ令第二條各號ニ掲グル事業以外ノ事業ニ於ケル左ノ勞働ヲ指定ス

- 一 場屋又ハ物品ノ監守其ノ他之ニ類スル勞働
- 二 場屋又ハ道路ノ清掃其ノ他之ニ類スル勞働
- 三 小使、給仕其ノ他之ニ類スル勞働
- 四 寫字、印字、電話交換其ノ他之ニ類スル勞働
- 五 機械又ハ器具ノ操作、検査、修繕其ノ他之ニ類スル勞働
- 六 物ノ運搬又ハ配達ノ勞働

第二條 左ニ掲グル者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ勞務者タラザルモノトス

- 一 料理店業又ハ飲食店業ニ従事スル者
- 二 主トシテ家事ニ従事スル者
- 三 雇傭主ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ承認ヲ受ケ令ノ適用ヲ除外シタル者
- 前項第三號ノ承認ノ申請書ハ様式第一號ニ依ルベシ

第三條 令第四條ノ命令ヲ以テ定ムル雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主トス

第四條 前條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞働者ガ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金規則ヲ作成シ揭示其ノ他適宜ノ方法ニ依リ之ヲ勞務者ニ周知セシムベシ但シ賃金規則中勞務者ノ一部ニ關係アル事項ノ周知方法ハ關係勞務者ニ對シテノミ之ヲ爲スヲ以テ足ル

前項ノ雇傭主賃金規則ヲ變更シタルトキハ前項ニ準ジ直ニ之ヲ周知セシムベシ
第五條 賃金規則ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 所定就業時間數
 - 二 賃金ノ締切ノ期間及支拂ノ期日
 - 三 定額給ノ定アルトキハ其ノ初給額及最低額
 - 四 請負賃金制ニ於ケル保證給又ハ單位時間給ノ定アルトキハ其ノ保證給又ハ單位時間給ノ初給額及最低額
 - 五 單價請負、時間請負又ハ歩合請負ノ制アルトキハ其ノ請負單價、請負時間又ハ請負歩合及賃金算定方法
 - 六 手當ヲ支給セントスルトキハ其ノ手當ノ名稱及額又ハ率竝ニ給與條件
 - 七 白米、精麥、食事又ハ住居ノ給與ヲ爲ストキハ其ノ數量、評價額及給與條件
 - 八 遅刻又ハ早退ノ場合ニ於ケル賃金ノ計算方法
 - 九 賃金ノ一部ヲ貯蓄又ハ公債購入ノ爲控除スルトキハ其ノ定ノ要旨
- 前項各號ニ掲グル事項ノ外賃金ニ關シ必要ナル事項ハ之ヲ賃金規則ニ記載スルコトヲ得
第六條 前條第一項第三號又ハ第四號ノ事項ニ付男女別、職種別、年齢別、勤続年數別其ノ他ノ區分ニ依リ異ル定アルトキハ各別ニ之ヲ記載スベシ
作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル
同種ノ製品ノ製造又ハ同種ノ作業ガ三月以上繼續セザルトキハ其ノ製品又ハ作業ニ付定ムル請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ハ之ヲ省略スルコトヲ得

前二項ノ場合ノ外雇傭主請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニ關スル前條第一項第五號ノ規定ニ依ル記載ノ全部又ハ一部ヲ省略セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第二號ニ依ルベシ

第七條 第三條ノ雇傭主賃金規則ニ依ル賃金ノ支拂ヲ爲スニ付令第十四條第一項ノ規定ニ依リ又ハ第十四條第一項第三號、第十五條第一項、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ要スル事項アル場合ニ於テ其ノ認可若ハ許可ヲ受ケザルトキ又ハ賃金ノ協定存スル場合ニ於テ賃金規則ノ記載ガ其ノ協定ノ内容タル事項ト異ルトキハ令第五條本文ノ規定ニ拘ラズ各其ノ事項ニ付テハ賃金規則ニ依リ賃金ノ支拂ヲ爲スベキ限ニ在ラズ

第八條 令第六條ノ規定ニ依ル賃金規則ノ報告ニハ事業ノ種類、従業場所ノ名稱及所在地竝ニ常時雇傭スル男女別勞務者數ヲ具スベシ

第九條 令第九條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

- 一 早出、残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増
- 二 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
- 三 賞與
- 四 臨時ノ給與

第十條 令第十條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル期間ハ未経験勞務者ニ付テハ三月トシ其ノ他ノ勞務者ニ付テハ一年トス

第十一條 前條ノ未経験勞務者トハ工場又ハ鑛山ニ於テ左ノ一ニ該當セザル勞務者ヲ謂フ

- 一 従事シツアル勞働又ハ之ト同種ノ勞働ニ三月以上従事シタル經驗アル者
- 二 工場又ハ鑛山ニ於テ六月以上勞働ニ従事シタル經驗アル者

三 工業又ハ鑛業ニ關スル國立若ハ公立ノ養成施設ニシテ三月以上ノ修業期間ヲ有スルモノ又ハ私立ノ養成施設ニシテ地方長官ニ於テ之ト同等以上ノモノト認定シタルモノノ課程ヲ修了シタル者

四 工業又ハ鑛業ニ關スル學校ニ於テ二年以上學習シタル者

五 前號ニ掲グルモノノ外尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ四年以上トスル學校若ハ高等小學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ二年以上トスル學校又ハ之ト同等以上ノ學校ノ課程ヲ修了シタル者

第十二條 最高賃金ハ日日雇入ルル勞務者又ハ厚生大臣ノ指定スル勞務者ニ付定ムルモノトス

第十三條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス

一 一月ニ付當該勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ規定ニ依リ定ムル標準報酬日額ノ二日分ヲ超エザル精勤手當

二 就業十時間ヲ超ユル早出若ハ残業又ハ深夜若ハ休日ノ就業ニ對スル歩増

三 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク

四 賞與

五 臨時ノ給與

第十四條 令第九條第二項ノ規定ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

一 勞務者ガ精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ著シク作業能力劣レルモノナルトキ

二 勞務者ノ都合ニ依リ所定就業時間ニ滿タザル就業ヲ爲ストキ

三 天災事變其ノ他特別ノ事由ニ因リ雇傭主ガ地方長官ノ許可ヲ受ケ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキ

雇傭主前項第一號ノ規定ニ依リ最低賃金ノ額ヲ下ル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ノ翌月十五日迄ニ様式第三號ニ依ル報告書ヲ地方長官ニ提出スベシ

第一項第三號ノ許可ノ申請書ハ様式第四號ニ依リ其ノ申請ニハ第五條第一項第三號及第四號ノ最低額ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添付スベシ

第十五條 令第十條第二項及第十一條第二項ノ規定ハ雇傭主ガ天災事變ニ際シ必要アルニ因リ又ハ左ニ掲グル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭スルトキハ之ヲ適用セズ

一 作業ノ性質上必要アルトキ

二 勞務者ガ技能特ニ優秀ナルトキ又ハ特技アルトキ

三 其ノ他特別ノ事由アルトキ

雇傭主天災事變ニ際シ必要アルニ因リ最高初給賃金又ハ最高賃金ノ額ヲ超ユル賃金ヲ以テ勞務者ヲ雇傭シタルトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ雇入ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ要領ヲ具シ地方長官ニ報告スベシ

第一項第一號及第三號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第五號、第一項第二號ノ事由ニ因ル許可ノ申請書ハ様式第六號ニ依ルベシ

第十六條 令第十四條第一項ノ命令ノ定ムル期間(以下賃金總額計算期間ト稱ス)ハ左ノ如シ

第一期 一月一日ヨリ三月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ三月ノ最終賃金締切日前三ヶ月間)

第二期 四月一日ヨリ六月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ六月ノ最終賃金締切日前三ヶ月間)

第三期 七月一日ヨリ九月三十日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ九月ノ最終賃金締切日前三ヶ月間)

間) 第四期 十月一日ヨリ十二月三十一日迄(毎月一定ノ賃金締切日ノ定アルトキハ十二月ノ最終賃金締切日
前三月間)

第十七條 同一ノ工場、事業場ニ於テ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ヲ常時三十人以上
雇傭スル雇傭主ハ令第十四條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス
前項ノ認可ノ申請書ハ様式第七號ニ依ルベシ

當該工場、事業場ニ於ケル男女及年齢別一時間平均賃金ノ実績ガ時期ニ依リ著シク異ルトキハ前項ノ申請
ニハ申請前一年(一年ノ実績ナキトキハ其ノ実績アル期間)ノ賃金總額計算期間若ハ毎月ノ賃金臺帳(總括
票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第十八條 前條ノ認可ハ左ニ掲グル場合ニ之ヲ爲スモノトス

- 一 工場、事業場ニ於ケル勞務者ノ職種、年齢、經驗年數等ニ因リ必要アルトキ
- 二 工場、事業場ニ於ケル作業ノ性質又ハ環境ニ因リ特ニ必要アルトキ
- 三 工場、事業場ニ於ケル作業能率特ニ優秀ナルトキ
- 四 天災事變ニ際シ其ノ他特ニ必要アルトキ

第十九條 令第十四條第一項ノ認可ハ男女及年齢別一時間平均賃金ニ依リ之ヲ爲シ且其ノ認可ノ日ヨリ一年
以内ニ於テ失效ノ期限ヲ附スルモノトス

雇傭主前項ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ニ對シ賃金總
額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ハ前項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ニ就業時間ノ總數ヲ乘ジテ得タル額
ノ合計額ヲ超ユルコトヲ得ザルモノトス
前二項ノ男女及年齢別一時間平均賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依

ルモノトス

第二十條 令第十四條第一項第四號ノ規定ニ依リ左ノ勞務者ヲ定ム

- 一 専ラ工場外又ハ事業場外ノ事務所ニ於テ使用スルモノ
- 二 日日雇入ルモノ
- 第二十一條 令第十四條第一項ノ賃金ハ左ニ掲グルモノヲ含マザルモノトス
 - 一 實物給與但シ白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク
 - 二 賞與
 - 三 臨時ノ給與

第二十二條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ハ地域、業種、男女及年齢ノ別ニ之ヲ定ム

前項ノ平均時間割賃金ノ適用ニ關スル勞務者ノ年齢ノ計算ハ其ノ年ノ一月一日ノ現在ニ依ルモノトス

第二十三條 令第十四條第一項ノ就業時間ハ休憩時間ヲ含ムモノトス

第二十四條 令第十五條又ハ第十六條ノ認可ノ申請書ハ様式第八號又ハ様式第九號ニ依リ其ノ申請ニハ第五
條第一項第五號ニ掲グル事項ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫及最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ每
月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十五條 令第十七條ノ認可ノ申請書ハ様式第十號ニ依リ其ノ申請ニハ初給賃金及昇給ニ關スル賃金規則
ノ記載ノ寫並ニ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ
書面ヲ添附スベシ

第二十六條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其
ノ雇傭スル勞務者ニ就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金ヲ超ユル手當ヲ其ノ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給
セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十一號ニ依リ其ノ申請ニハ手當ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベシ
第二十七條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令
第六條ノ規定ニ依リ地方長官ニ報告シタル賃金規則ニ依ルノ外其ノ雇傭スル勞務者ニ實物ヲ給與セントス
ルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ
前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十二號ニ依リ其ノ申請ニハ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベ
シ

第二十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其
ノ雇傭スル勞務者ニ賞與ヲ支給セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ賞與ノ各支給期ニ於ケル
其ノ支給ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ六十圓ヲ超エズ又ハ當該工場、事業場ニ於ケ
ル勞務者ノ健康保險法施行令第三條ノ標準報酬日額ノ平均金額ノ四十日分ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十三號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ
賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第二十九條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ其
ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ大部分ニ時ヲ同ジクシテ臨時ノ給與ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ
受クベシ但シ臨時ノ給與ノ其ノ給與ヲ受クル勞務者ニ對スル平均金額ノ毎年ノ合計額ガ二十圓ヲ超エザル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十四號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ
賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面ヲ添附スベシ

第三十條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ勞務

者ニ對シ厚生大臣ノ定ムル價格ヲ下ル代價ヲ以テ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲サントスルトキハ地方長
官ノ許可ヲ受クベシ其ノ販賣ノ委託ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

前項ノ許可ノ申請書ハ様式第十五號ニ依リ其ノ申請ニハ最近ノ賃金總額計算期間若ハ最近三月間ノ毎月ノ
賃金臺帳(總括票)ノ寫又ハ之ニ準ズベキ書面及手當竝ニ實物給與ニ關スル賃金規則ノ記載ノ寫ヲ添附スベ
シ

第三十一條 令第二十二條ノ規定ニ依ル賃金ノ協定ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 協定ノ内容

三 協定ノ行ハルル區域

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十二條 雇傭主ハ天災事變ニ際シ必要アルトキハ令第二十一條但書ノ規定ニ依リ同條ノ協定ニ依ラザル
コトヲ得

雇傭主前項ノ規定ニ依リ令第二十二條ノ協定ニ依ラザリシトキハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ其ノ要
領ヲ具シ十四日以内ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十三條 令第二十四條ノ規定ニ依リ賃金ノ協定ノ變更又ハ廢止ノ認可ノ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記
載スベシ

一 協定ヲ爲シタル雇傭主ノ氏名及住所又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ名稱及所在地

二 廢止又ハ變更スベキ事項及其ノ内容

三 廢止又ハ變更セントスル協定ノ行ハルル區域

四 廢止又ハ變更ヲ要スル理由

五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十四條 協定ノ行ハルル區域内ニ於テ協定ニ加ハリタル雇傭主ト同種若ハ類似ノ事業ヲ營ミ若ハ協定アリタル勞務者ト同種ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主又ハ協定ヲ爲シタル組合若ハ團體ノ地區内ニ於テ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム以下同ジ)タル資格ヲ有スルモ組合若ハ團體ノ組合員若ハ團體員ニ非ザルモノニ對シテハ令第二十五條ノ規定ニ依リ協定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十五條 令第二十九條ノ雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ノ數ガ十人ニ達シタルトキハ其ノ十人ニ達シタル日ヨリ三十日以内ニ賃金臺帳ヲ作成シ勞務者ノ賃金ヲ記載スベシ但シ日雇入ルル勞務者ノ賃金ハ記載ノ限ニ在ラズ

第三十六條 賃金臺帳ハ個人票及總括票トシ其ノ様式ハ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル工場、鑛山ニ在リテハ様式第十六號及第十七號、其ノ他ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ在リテハ様式第十八號及第十九號ニ依ルベシ

雇傭主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ個人票ニ付前項ノ様式ト異ル様式ヲ用フルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニハ雇傭主ノ用ヒントスル様式及申請ノ理由ヲ具スベシ

第三十七條 賃金支拂ニ關スル賃金臺帳ノ記入ハ個人票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ之ヲ爲シ總括票ニ在リテハ毎月ノ賃金ニ付翌月末日迄ニ賃金總額計算期間ノ賃金ニ付其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ之ヲ爲スベシ

第三十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ令第三十一條第一項ノ規定ニ基キ毎月ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ翌月末日迄ニ每賃金總額計算期間ノ賃金臺帳(總括票)ノ寫ヲ其ノ期間終了ノ翌月末日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第三十九條 賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル後三年間之ヲ保存スベシ

第四十條 令第三十一條第二項ノ規定ニ依ル證票ハ様式第二十號ニ依ル

第四十一條 地方長官第二條第三號ノ承認又ハ第六條第四項、第二十六條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項若ハ第三十六條第二項ノ許可ノ申請書ヲ受理シタル後三十日以内ニ其ノ申請事項ニ關シ雇傭主ニ對シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキハ其ノ期間滿了ノ日ニ於テ申請事項ニ付承認又ハ許可アリタルモノトス申請事項ニ關スル照會ニ對スル回答書ヲ受領シ又ハ申請事項ニ關シ雇傭主ニ通知ヲ發シタル後三十日以内ニ申請事項ニ關シ文書ニ依ル指令又ハ照會若ハ通知ヲ發セザルトキ亦同ジ

第四十二條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベシ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第四十三條 令第三十三條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ提出スル申請書ハ賃金ノ協定ヲ爲シタル雇傭主又ハ組合若ハ團體ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

第四十四條 本令ノ規定ニ依ル申請又ハ報告ニ關シ雇傭主ニ於テ代理人ヲ定メタルトキハ地方長官ニ届出ツベシ其ノ代理權ヲ解除シタルトキ亦同ジ

第四十五條 本令中地方長官トアルハ鑛夫(砂鑛業ニ於ケル鑛夫ニ準ズベキ者ヲ含ム)ニ付テハ鑛山監督局長トス

附 則

第四十六條 本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第四十七條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第四條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ六十日トス

第四十八條 令施行ノ際現ニ従前ノ賃金統制令施行規則第六條第三號ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ第十四條第一項第三號又ハ第十五條第一項ノ規定ニ依リ受ケタルモノト看做ス

第四十九條 令施行ノ際現ニ賃金臨時措置令施行規則第四條ノ規定ニ依リ賃金臨時措置令第十六條第一項ノ規定ニ依ル定ニ依ラザルコトニ付許可ヲ受ケタル雇傭主ハ第十五條第一項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十條 第二十六條ノ規定ニ依リ其ノ支給ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ手當ヲ令施行ノ際現ニ支給シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ支給ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十一條 第二十七條ノ規定ニ依リ其ノ給與ニ付地方長官ノ許可ヲ受クベキ實物給與ヲ令施行ノ際現ニ給與シアル雇傭主ハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ給與ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十二條 令施行ノ際現ニ勞務者ニ對シ白米、精麥又ハ食事ノ販賣ヲ爲シ又ハ其ノ販賣ノ委託ヲ爲シアル雇傭主ニシテ第三十條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキモノハ令施行ノ日ヨリ九十日以内ヲ限リ其ノ販賣又ハ委託ニ付同條ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

第五十三條 令施行ノ際同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ニ付テハ第三十五條ノ期限ハ令施行ノ日ヨリ九十日トス

第五十四條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條ノ規定又ハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ニ依リ作成シタル賃金臺帳ハ其ノ最後ノ記入ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第五十五條 従前ノ賃金統制令施行規則第七條及第八條ノ規定ハ令施行ノ日ヨリ九十日間仍其ノ效力ヲ有ス但シ雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シ第三十八條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲ストキハ其ノ雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五十六條 賃金臨時措置令施行規則第一條乃至第十一條、第二十條及第二十一條ノ規定ハ船員ニ關スルモノヲ除クノ外當分ノ内仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ賃金ノ總額ニ付令第十四條ノ規定ニ依ル制限ヲ受クベキ勞務者ノ賃金ニ付テハ同條ノ平均時間割賃金定マリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第十四條ノ平均時間割賃金定マリタル時迄ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十七條 賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前條ノ期間仍其ノ效力ヲ有スルモノトス但シ常時雇傭スル勞務者ガ十人ニ滿タザル雇傭主ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

雇傭主ガ本令ノ規定ニ依リ賃金臺帳ヲ作成シタルトキハ賃金臨時措置令施行規則第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ作成ノ日ヨリ其ノ雇傭主ニ付其ノ效力ヲ失フ但シ同日以前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ同日後ト雖モ仍其ノ效力ヲ有ス

第五十八條 令第十四條第一項ノ平均時間割賃金ノ定マリタル事業ヲ營ム雇傭主ノ其ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ガ常時三十人ニ滿タザル場合ニ於テ雇傭主ノ之ニ對シ賃金總額計算期間ニ支拂フ賃金ノ總額ガ平均時間割賃金ニ其ノ就業時間ノ總數ヲ乗ジテ得タル額ノ合計額ヲ超エザルトキハ賃金臨時措置令第一條乃至第十四條第十九條、第二十三條、第二十五條第一項及第二十七條第一項ノ規定ハ其ノ雇傭主ノ雇傭スル令第十四條第一項各號ニ掲グル勞務者以外ノ勞務者ノ賃金ニ關シテハ之ヲ適用セズ

様式第一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4) (縦二五・七種、横三六・四種トス) 勞務者適用除外承認申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	常時雇スル勞務者數	男		女	
	男	女			計	計		
勞務者ノ從スル業務	男	女	計	待遇上他ノ勞務者ト異ル事項	男	女	計	業務上他ノ勞務者ト異ル事項
其ノ他參考ト爲ルベキ事項								

昭和 年 月 日
住所 (地方長官) 殿 (雇主) 氏 名

記載注意
一、事業ノ種類ハ工業ニ在リテハ工業分類(小分類)ニ依ル事業ノ名稱ヲ、其ノ他ノ事業ニ在リテハ成ル可ク詳細ニ事業ノ名稱又ハ主要生産品名ヲ記載スルコト
二、勞務者ノ從事スル業務ハ其ノ勞務者ノ從事スル業務ノ内容ヲ知悉スルニ足ル名稱(職種)ヲ記載スルコト

様式第三號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4) (縦二五・七種、横三六・四種トス) 精神身體障礙ニ因ル最低賃金除外報告書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	常時雇スル勞務者數	男		女	
	男	女			計	計		
勞務者ノ氏名	男	女	年 齡	最低賃金額	支給金額	最低賃金ヲ下リタル理由		
其ノ他參考ト爲ルベキ事項								

昭和 年 月 日
住所 (地方長官) 殿 (雇主) 氏 名

様式第二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4) (縦二五・七種、横三六・四種トス) 賃金規則記載省略許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	常時雇スル勞務者數	男		女	
	男	女			計	計		
作業又ハ製品ノ種類	男	女	計	請負時間又ハ請負歩合ハ省略ノ理由	男	女	計	關係勞務者數
其ノ他參考ト爲ルベキ事項								

昭和 年 月 日
住所 (地方長官) 殿 (雇主) 氏 名

記載注意
一、請負單價、請負時間又ハ請負歩合ニシテ本様式ニ記入スルコト困難ナルモノハ別紙ニ記載シ添付ノ上本欄ニ別紙添付ノ旨記入スルコト

様式第四號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4) (縦二五・七種、横三六・四種トス) 最低賃金除外許可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱		所在地	常時雇スル勞務者數	男		女	
	男	女			計	計		
勞務者ノ從スル業務	男	女	計	最低賃金額	支給見込金額	最低賃金ヲ下ル賃金ヲ定ムル理由		
其ノ他參考ト爲ルベキ事項								

昭和 年 月 日
住所 (地方長官) 殿 (雇主) 氏 名

様式第五號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(不特定労働者)

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	最高賃金(最高初給賃金)		超過ハ率又者數	關係者數	最高賃金(最高初給賃金)ヲ超ユル理由	常時雇用スル者計	
			円	錢				男	女

昭和 年 月 日

住所

(雇主)氏 名

(地方長官)

殿

様式第七號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

賃金總額制限超過認可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	平均賃金		最近ノ賃金總額計	最近ノ賃金平均額	常時雇用スル者計	同労働者ノ平均年齢	
			円	錢				男	女

昭和 年 月 日

住所

(雇主)氏 名

(地方長官)

殿

様式第六號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

最高賃金(最高初給賃金)除外許可申請書(特定労働者)

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	労働者ノ氏名	別	年齢	職種	最高賃金(最高初給賃金)		超過ハ率又者數	又ハ最高賃金ヲ超ユル理由	其ノ他ノ参考事項
							円	錢			

昭和 年 月 日

住所

(雇主)氏 名

(地方長官)

殿

様式第八號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

單位生産量ニ對スル賃金額認可申請書

事業ノ種類	從業場所ノ名稱	所在地	生産品ノ種類	單位生産量	賃金額	最近三月間ノ実績		見込量支拂見込量	備考
						月	月		

昭和 年 月 日

住所

(雇主)氏 名

(地方長官)

殿

様式第九號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

請負單價(請負歩合)認可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	常時雇スル労働者ノ計	
			男	女
作業ノ請負單價(請負歩合)	算定方法	基礎ノ者數	適用ヲ受	備考
認可後一月間ニ於ケル見込額	認可後一月間ニ於ケル見込額	時間平均賃金ノ見込額		

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 氏 名印

記載注意 (地方長官) 殿
一、算定方法ハ請負單價(請負歩合)ヲ用ヒ實際ニ賃金ノ算定ヲ為スベキ算式又ハ方法ヲ記載スルコト
二、算定ノ基礎ハ請負單價(請負歩合)及算定方法ヲ決定シタル根據ヲ記載スルコト

様式第十號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

初給賃金及昇給規程認可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	常時雇スル労働者ノ計	
			男	女
昇給規程	昇給ニ必要ナル條件	昇給ニ必要ナル条件	昇給ニ必要ナル条件	昇給ニ必要ナル条件
初給賃金	昇給規程	昇給規程	昇給規程	昇給規程
認可後一月間ニ於ケル見込額	認可後一月間ニ於ケル見込額	時間平均賃金ノ見込額		

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 氏 名印

記載注意 (地方長官) 殿
一、本様式ニ記入シ得ザル事項ハ別紙ニ記載シ添付スルコト

様式第十一號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

不就業手當支給許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	常時雇スル労働者ノ計	
			男	女
支給額又ハ率	支給条件	支給ノ理由	一年間ノ支給見込額	一年間ノ支給見込額
認可後一月間ニ於ケル見込額	認可後一月間ニ於ケル見込額	時間平均賃金ノ見込額		

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 氏 名印

様式第十二號 (用紙ノ大サハ日本標準規格B4)
(縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

實物給與許可申請書

事業ノ種類	従業場所ノ名稱	所在地	常時雇スル労働者ノ計	
			男	女
給與規程	給與条件	給與条件	給與条件	給與条件
認可後一月間ニ於ケル見込額	認可後一月間ニ於ケル見込額	時間平均賃金ノ見込額		

昭和 年 月 日 住所 (雇主) 氏 名印

様式第十三號 用紙ノ大サハ日本標準規格B4
 (縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

事業ノ種類ノ名稱	從業場所ノ所在地	常時雇傭者ノ數	臨時雇傭者ノ數	計	許可ヲ受ケル賞與額	本年ニ於テ既ニ支給セラル賞與額	前年中ニ支給セル賞與額	平均標準額ノ四十分	支給セラル賞與額	支給セラル賞與額ノ算田基礎	支給セントスル理由	其ノ他参考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日
 住 所
 (雇傭主) 氏
 名 印

様式第十四號 用紙ノ大サハ日本標準規格B4
 (縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

事業ノ種類	從業場所ノ所在地	常時雇傭者ノ數	臨時雇傭者ノ數	計	許可ヲ受ケル賞與額	本年ニ於テ既ニ支給セラル賞與額	前年中ニ支給セル賞與額	平均標準額ノ四十分	支給セラル賞與額	支給セントスル理由	其ノ他参考ト爲ルベキ事項

昭和 年 月 日
 住 所
 (雇傭主) 氏
 名 印
 (地方長官) 殿

様式第十五號 用紙ノ大サハ日本標準規格B4
 (縦二五・七釐、横三六・四釐トス)

事業ノ種類	從業場所ノ所在地	品目	單位	單位價	販賣條件	常時雇傭者ノ數	臨時雇傭者ノ數	計	販賣ヲ受ケル勞務者ノ數	一年間ノ販賣込數量

昭和 年 月 日
 住 所
 (雇傭主) 氏
 名 印
 (地方長官) 殿

様式第十七號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

賃金臺帳 (總括票)

事業ノ種類	事業場名
昭和 年 月 分	

	男				女				總計
	二十歳未満	二十歳以上三十歳未満	三十歳以上	小計	二十歳未満	二十歳以上三十歳未満	三十歳以上	小計	
勞務者數									
總就業日數									
總就業時間數									
平均時間割賃金									
平均時間割賃金=總就業時間數ノ乘シタル額									
支拂賃金計(1)									
實物給與換算額(2)									
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)									
賞與及臨時ノ給與(3)									
支拂賃金總計[(1)(2)(3)ノ合計]									
一時間平均賃金(4)ヲ總就業時間數ヲ以テ除シタル商									

實物給與 (白米、精麥、食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名稱	數量	支給勞務者數

備考

- (1) 本臺帳ハ一月毎(賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト
 - (2) 本臺帳ハ前號ノ外賃金總額計算期間毎ノ票ヲ作成スルコト
- 記載注意
- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
 - (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
 - (3) 總就業時間數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業時間數ノ合計ヲ記入スルコト
 - (4) 平均時間割賃金額ニハ令第十四條ノ規定ニ依リ定ムル平均時間割賃金ヲ記入スルコト但シ令第十四條ノ規定ニヨリ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ其ノ認可ヲ受ケタル平均時間割賃金ヲ記入スルコト
 - (5) 支拂賃金計(1)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)ノ合計額ヲ記入スルコト
 - (6) 實物給與換算額(2)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル實物給與換算額(2)ノ合計額ヲ記入スルコト
 - (7) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十六號(用紙ノ大サハ日本標準規格P4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

賃金臺帳 (個人票)

時給、日給又ハ月給	氏名
男	生年月日 雇入年月日 職種 前歴年月數
女	年月日生 年月日雇入番號 年月 番號

期	間				
就業日數					
就業時間數					
實労働時間數					
早出、残業、深夜就業時間數					
時給、日給又ハ月給					
請負利益金又ハ加給金					
早出残業歩増					
深夜業歩増					
休日就業歩増					
手當					
精勤手当					
支拂賃金計(1)					
控除金總額					
差引支拂額					
實與額					
物換(2)					
給算					
白米、精麥給與					
食事給與					
住居給與					
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計					
賞與及臨時ノ給與(3)					
支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計					

備考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
 - (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
 - (3) 實労働時間數、早出残業、深夜就業時間數及該當ナキ事項ニ關スル欄ハ何レモ削除スルコトヲ得ルコト
- 記載注意
- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
 - (2) 前號ノ期間ニ付テノ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ妨ゲザルコト
 - (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
 - (4) 就業時間數欄ニハ休憩時間ヲ含ム總就業時間數ヲ記入スルコト
 - (5) 時給、日給又ハ月給欄及請負利益金又ハ加給金額ノ之ヲ一欄トシ其ノ合計ノ額ヲ記入スルコトヲ得ルコト
 - (6) 早出残業歩増欄、深夜業歩増欄及休日就業歩増欄ニハ早出残業、深夜就業又ハ休日就業ニ對スル時間割賃金ヲ除キタル割増額ヲ記入スルコト
 - (7) 手當欄ニハ精勤手当、皆勤賞與、物價手当、役付手当、年功加給、作業手当等手當ノ種類毎ニハ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
 - (8) 控除金總額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
 - (9) 差引支拂額欄ニハ支拂賃金計(1)ヨリ控除金總額ヲ減ジタル額ヲ記入スルコト
 - (10) 白米、精麥給與[食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依リ換算額ヲ記入スルコト

様式第十九號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

賃金臺帳 (總括票)

事業ノ種類	事業場名
-------	------

昭和 年 月 分

	男	女	計
勞務者數			
總就業日數			
支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計(4)			
賞與及臨時ノ給與(3)			
支拂賃金總計 [(1)(2)(3)ノ合計]			
一日平均賃金 (4)ヲ總就業日數ヲ以テ除シタル商]			

實物給與 (白米, 精麥, 食事及住居ノ給與ヲ除ク)

名稱	數量	支給勞務者數

備考

本臺帳ハ一月毎 (賃金締切日ノ定アル場合ハ其ノ月ノ最終ノ賃金締切日前一月毎)ノ票ニ作成スルコト

記載注意

- (1) 勞務者數欄ニハ記載スベキ期間内ニ於テ賃金ヲ受ケタル勞務者ノ數ヲ記入スルコト
- (2) 總就業日數欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル就業日數ノ合計ヲ記入スルコト
- (3) 支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計ノ合計額ヲ記入スルコト
- (4) 賞與及臨時ノ給與(3)欄ニハ賃金臺帳(個人票)ニ記入セル賞與及臨時ノ給與(3)ノ合計額ヲ記入スルコト

様式第十八號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4 縦二五・七種トス) 横三六・四種トス)

賃金臺帳 (個人票)

男 女	生年月日	雇入年月日	職種	前歴年月數	氏名
	年 月 日生	年 月 日 雇入	番 號	年 月	番 號

期 間	就業日數	時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金	手當(歩増ヲ含ム)	支拂賃金計(1)	控除金額	差引支拂額	實換物算額(2)	支拂賃金計(1)及實物給與換算額(2)合計	賞與及臨時ノ給與(3)	支拂賃金總計(1)(2)(3)ノ合計

備考

- (1) 縦ノ欄數ハ雇主ニ於テ適宜定ムルヲ得ルコト
- (2) 欄外ニ領收者捺印欄其ノ他必要事項ノ記載欄ヲ設クルコトヲ得ルコト
- (3) 該當ナキ事項ニ關スル欄ハ削除スルコトヲ得ルコト

記載注意

- (1) 期間ノ区分ハ一月又ハ一賃金締切期間トスルコト
- (2) 前號ノ期間ニ付テハ記載ノ外毎日ノ賃金ニ關スル記入ヲ爲スヲ妨ゲザルコト
- (3) 就業日數欄ニハ實際ニ就業セル日數ヲ記入スルコト
- (4) 時給、日給又ハ月給及請負利益金又ハ加給金額ニハ内譯欄ヲ設ケ請負利益金又ハ加給金ヲ記入スルコトヲ得ルコト
- (5) 手當(歩増ヲ含ム)欄ニハ精勤手當、皆勤賞與、物價手當、作業手當等ノ外早出残業又ハ深夜就業等ニ對スル割増額ヲ其ノ種類毎ニ欄ヲ設ケ其ノ名稱及額ヲ記入スルコト
- (6) 控除金額欄ニハ支拂賃金ヨリ控除スベキ金額ノ總額ヲ記入スルコト 尙内譯欄ヲ設ケ控除金内譯ニ付記入スルコトヲ得ルコト
- (7) 白米、精麥給與、食事給與及住居給與欄ニハ無償ニテ支給セル白米、精麥、食事及住居ニ付厚生大臣ノ定ムル評價額ニ依ル換算額ヲ記入スルコト

三、賃金統制令第三條第二項ノ實物給與評價額ノ指定

◎厚生省告示第三百二十三號

賃金統制令第三條第二項ノ規定ニ依リ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナルトキ其ノ評價額左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月十九日

厚生大臣 金 光 庸 夫

一 白

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

二 精

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事ノ給與

一日(三食)

一 食

男 二十五錢

女 二十錢

四 住宅ノ給與

一月(一疊ニ付)

一日(一疊ニ付)

三十錢
一 錢

四、賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ白米、精麥及食事ノ價格ノ指定

◎厚生省告示第三百二十四號

賃金統制令施行規則第三十條第一項ノ規定ニ依リ白米、精麥及食事ノ價格左ノ通定メ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十五年十月二十一日

厚生大臣 金 光 庸 夫

一 白

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

二 精

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ指定スル小賣價格ノ八割

三 食事

一日(三食)

一 食

男 二十五錢
男 十 錢

女 二十錢
女 八 錢

五、賃金統制令改正勅令施行ニ關スル件依命通牒

(昭和十五年十月十九日厚生省發勞第六四號)
厚生省労働局長依命通牒廳長官(東京)
府知事ヲ除ク各鐵山監督局長宛

今回賃金統制令改正セラレ十月二十日ヨリ施行ノコトト相成候處右ハ賃金臨時措置令ノ失效後ノ賃金統制ノ措置ニ有之利潤統制其ノ他ノ産業統制方策ニ照應シテ戰時物價政策ノ圓滑ナル遂行ニ資セントスルノミナラズ併セテ戰時下ニ於ケル勞働者ノ生活ヲ確保シ勞働生産性ノ向上ヲ圖リ勞務需給ノ適正ヲ期スルノ趣旨ニ出デタルモノナルヲ以テ之ガ實施ニ當リテハ此ノ趣旨ヲ普ク管内ニ周知徹底セシメ雇傭主ノ指導ニ力ヲ效スト共ニ常ニ地方産業勞働界ノ實情、物價ノ動向及勞務者生活ノ實相ニ留意シ克ク地方ノ實情ニ即應スルニ努ムルハ勿論特ニ左記各項ニ留意シ以テ本令ノ趣旨達成ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一 賃金ハ重要ナル勞働條件ナルヲ以テ其ノ取扱ニ當リテハ特ニ慎重ヲ期シ徒ニ紛議ヲ誘發スルガ如キコトナカラシムルトトモニ雇傭主ノ提出スル報告、申請ニ依リ又ハ臨檢検査ヲ通ジテ知り得タル工場、事業場等ノ内情ハ關係官吏ニ於テ猥ニ漏洩スルガ如キコトナキヤウ嚴ニ戒ムルコト
- 二 本令ノ施行ニ伴ヒ官廳事務ノ輻輳豫想セラルルニ付今回輕易ナル事項及特ニ迅速ナル處理ノ要アル事項ニ付テハ申請受理ノ後一定期間内ニ指令、照會、通知ナキトキハ法定ノ效果ヲ生ズルコトナレルモ其ノ他ノ事項ニ付テモ多數勞務者ニ關係アルヲ以テ出來得ル限リ迅速ナル處理ヲ爲サシムベキハ勿論ナルモ之ガ爲必要アラバ輕易ナル事項ヲ下級官廳ニ委任スル等事務ノ簡捷ヲ計ラレ度尙此ノ機會ニ關係官吏ノ指導教養ニ努メ事務ノ能率ヲ一段ト發揮セシムルヤウ配意アリ度キコト
- 三 賃金關係ノ法規ノ勵行ハ雇傭主及勞務者ノ理解ト協力ヲ得ルニ非ザレバ其ノ實效ヲ期シ難キ所ナルヲ以テ法規ノ内容ヲ普及シ趣旨ノ徹底ヲ圖リ以テ雇傭主勞務者双方ヲシテ進ンデ統制ニ協力セシムルヤウ特ニ之ガ指導ニ留意スルトトモニ取締ニ當リテモ法ノ不知又ハ誤解ニ基ク反則ニ對シテハ將來ヲ戒メ之ヲ指導シ惡質ノ違反ニ對シテハ斷乎タル措置ニ出ヅル等克ク寬嚴宜シキヲ得以テ法規ノ運用ニ遺憾ナキヲ期スルコト

- 四 勞務者ニシテ工場、會社、商店、事業場ニ於テ給與其ノ他ノ待遇上職員トシテ取扱フ者ハ從來漫然賃金臨時措置令ノ適用ヲ除外シアリタルモ今回適用除外ニ付テハ貴官ノ承認ヲ要スルコトナリタルニ付承認ニ際シテハ業務ノ性質及待遇等ニ付充分實情ヲ調査シ眞ニ其ノ必要アル者ニ限り之ヲ認ムルコト
- 五 賃金規則ハ賃金ニ關スル事項ヲ明確ニシ賃金ニ關聯スル紛争ヲ豫防スルトトモニ賃金ニ對スル監督ヲ容易ナラシムル趣旨ニ出デタルモノナルヲ以テ其ノ記載ノ正確ニシテ遺漏ナカラシムルハ勿論其ノ内容ノ適當ナリヤ否ヤ事實ニ適合セリヤ否ヤ許可、認可ヲ要スル事項ニ付手續了リタリヤ否ヤ等ノ點ニ付調査ノ上必要ニ應ジテハ之ガ變更ヲ命ズル等特ニ之ガ監督ヲ嚴ニスルコト
- 六 従前ノ規定ニ依リ定メタル未経験勞働者ノ初給賃金ノ最低額ハ今回最低賃金ト定メラレ單ニ雇入後三月間ノミナラズ二十歳未満ノ總テノ工場、鑛山勞働者ニ適用セラルル儀ニ付指導上特ニ留意スルコト尙最低賃金除外ノ許可ニ關シテハ當分ノ内處分前申請書類ヲ具シ當局ニ協議セラレ度キコト
- 七 本令施行ニ伴フ許可又ハ申請ニシテ其ノ處理ニ付會社經理經制令ニ依ル主務大臣ノ處分ト相伴フ要アリト認メラルル事項ヲ受理シタルトキハ直ニ其ノ要領並ニ處分ニ關スル意見ヲ具シテ當局ニ報告セラレ度キコト
- 八 未経験勞務者ニ關スル最高初給賃金除外ノ許可ニシテ不特定勞務者ニ關スルモノハ別ニ通牒スルモノ及當時雇傭スル勞務者ノ數ガ百人ニ滿タザル工場、事業場ニ係ルモノヲ除クノ外當分ノ内處分前申請書類ヲ具シ當局ニ協議セラレ度キコト

尤モ「ヴィスコース」式人絹、人織製造工業ニ於ケル作業中一般公定最高初給賃金ノ定ニ依リ難キモノニ付テハ引續キ本年七月十二日厚生省發勞第四六號通牒ニ依リ處理スルコト

九 單位生産量ニ對スル賃金額、請負賃金制又ハ初給賃金及昇給規程ノ認可ニ付テハ平均時間割賃金ノ公定ノ際賃金總額制限超過ノ認可ト併セテ通牒スルニ付其レ迄ハ必ズ認可セザルコト

十 就業ノ日又ハ時間ニ對スル賃金以上ノ手當ヲ就業セザル日又ハ時間ニ對シ支給スルニ付テハ許可ヲ要スルコトナレルモ從來支給シアリタル手當及勞務者ノ賃金額ニ關係ナク一率又ハ一定標準ニ依リ支給セラ

ルモノニ付テハ特別ノ支障ナキ限り許可セラレ度キコト

十一 實物給與及臨時ノ給與ニ付テハ其ノ事由又ハ額ノ不相當ナルモノ又ハ賃金ノ統制ヲ免ルル意圖ニ出デタルコト明白ナルモノ等特ニ支障アルモノヲ除クノ外許可シ差支ナキコト

十二 賞與ノ許可ニ付テハ左ノ方針ニ依ルコト
(イ) 常時雇傭スル勞務者一人平均賞與額ガ前年同期ノ一人平均賞與額ヲ超エザルトキ又ハ前年同期ト同ジ基礎ニ依リ支給セラレルモノナルトキハ許可スルコト

(ロ) 前年同期ニ比シ賞與ガ増加スル場合ト雖モ職員ノ賞與トノ權衡上妥當ナルモノハ許可スルコト
(ハ) 前年同期ニ比シ賞與ガ増加スル場合ト雖モ勞働繁劇ヲ加ヘタル等特別ノ事由アルモノハ許可スルコト

(ニ) 鐵道、軌道從業員、商店員、事務所關係者等給與ノ點ニ於テ一般勞務者ト異リ比較的賞與ノ多額ナルモノハ其ノ實情ニ照シ取扱上劃一的處理ニ陥ルコトナキヤウ特別ノ考慮ヲ拂フコト

十三 勞務者ニ對スル白米、精麥及食事ノ販賣ニ付テハ本日別途告示アリタル價格以下ノ代價ニ依ルモノハ許可ヲ要スルコトナレルモ右ハ極メテ例外的ノ措置ナルヲ以テ右許可ニ際シテハ當該工場、事業場等ノ從前ノ慣行アルモノト雖モ其ノ賃金ヲ同一地方ノ同種事業ノ賃金ニ對比シ彼此ノ權衡ヲ考慮ノ上處理スル

コト

十四 日傭勞働者等ノ賃金ニ付テハ詳細ニ其ノ實情ヲ調査シ從來ノ協定賃金又ハ公定賃金ニシテ地域又ハ事業ニ依リ著シク高低アルモノ其ノ他不適當ト認めラルモノハ最高賃金ノ改訂ヲ爲シ又ハ協定ノ認可ノ取消及協定ニ代ルベキ定額ヲ爲ス等出來得ル限り其ノ適正化ヲ圖リ賃金統制ノ實ヲ舉グルコト

十五 賃金ノ協定ニ付テハ左ノ如クスルコト
(イ) 賃金協定ニ關スル規定ハ今回整備セラレタルヲ以テ關係者ヲ指導シ一段ト協定ノ普及ヲ圖リ特ニ日傭勞働者等ノ賃金ノ統制ニハ遺漏ナカラシムルヤウ努ムルコト

(ロ) 作業ノ性質、勞務者ノ技能程度其ノ他特別ノ事由ニ因リ一般ノ基準ト異ル基準ヲ定ムル要アルモノニ付テハ其ノ基準ヲ合併セテ協定セシムルコト

(ハ) 賃金ノ最低額又ハ賃金ノ最高額ニ關シ協定ヲ爲ス場合ニ於テ其ノ賃金ノ範圍ヲ合併セテ協定スル要アルモノハ必ズ其ノ協定ヲ爲サシムルコト

(ニ) 賃金ノ協定ニシテ最低賃金、最高賃金又ハ最高初給賃金ノ除外ニ關スルモノノ許可ニ際シテハ豫メ當局ニ協議ノコト

(ホ) 賃金ノ協定又ハ其ノ廢止變更ヲ許可シ又ハ協定ヲ廢止變更シタルトキハ直ニ其ノ要領ヲ告示ニ依リ公示スルトトモニ關係雇傭主ヲシテ周知セシムルヤウ措置スルコト

十六 賃金臺帳ハ從來一定ノ様式ヲ設ケザリシモ賃金ニ關スル帳簿書類ノ整備ハ賃金監督上最重要ナルニ鑑ミ今回様式ヲ一定セラレタルガ雇傭主ニ於テ個人票ノ様式ニ掲ゲタル項目ノ配置ヲ變更シ又ハ便宜ノ欄ヲ加ヘ賃金ニ關スル經理其ノ他ノ用途ヲ兼ネシムルハ妨ナキコト尤モ右様式ニ掲ゲタル項目ニシテ備考ニ於テ特ニ省略ヲ認メタルモノ以外ノモノヲ省略スルコト
(ハ) 監督上支障アルニ付様式變更ノ許可ニ際シテハ此ノ點ニ留意セシムルコト

十七 平均時間割賃金ノ公定アル迄ハ賃金臨時措置令ノ適用アルヲ以テ基本給、賃金基準ノ變更ハ引續キ同令ノ許可ヲ要スル儀ニ付此ノ點特ニ雇傭主ノ留意ヲ促サレ度尙右ノ結果トシテ賃金規則ノ審査ニ際シテハ就業時間數、定額給、請負賃金制、手當、實物給與ニ關スル記載ハ同令ニ依ル許可ヲ受ケタル場合ノ外當該工場、事業場ノ現狀ト異ルコトナキヤウ嚴ニ監督スルコト

十八 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ガ二以上ノ府縣ニ跨ル場合ニ於テハ許可又ハ認可ノ申請ハ其ノ處理ニ付豫メ關係廳ト協議スルコト

六、賃金臨時措置令 抄

(昭和十四年十月十八日 勅令第七百五號)

- 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百七十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第六條ノ規定ニ基ク勞務者ノ賃金ニ關スル臨時措置ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ニ於テ勞務者ト稱スルハ船員トシテ又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニ従事スル爲ニ雇傭セラレ賃金ヲ受クル者ヲ謂フ但シ命令ヲ以テ定ムル者ヲ除ク
- 一 鑛業、砂鑛業、石切業其ノ他鑛物採取ノ事業
 - 二 物ノ製造、加工、淨洗、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業(電氣、瓦斯又ハ各種動力ノ發生、變更又ハ傳導ヲ爲ス事業及水道ノ事業ヲ含ム)
 - 三 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、變更、破壞又ハ其ノ準備ノ事業
 - 四 道路、鐵道、軌道又ハ索道ニ依ル旅客又ハ貨物ノ運送ノ事業
 - 五 船渠、船舶、岸壁、波止場、停車場又ハ倉庫ニ於ケル貨物ノ取扱ノ事業
 - 六 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業

七 動物ノ飼育又ハ水産動植物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業

八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事業

第三條 本令ニ於テ賃金ト稱スルハ賃金、給料、手當、賞與其ノ他名稱ノ如何ヲ問ハズ雇傭者ガ勞働ノ對價トシテ支給スル金錢、物其ノ他ノ利益ヲ謂フ

本令ニ於テ基本給ト稱スルハ定額賃金制ニ於ケル定額給又ハ請負賃金制ニ於ケル保證給若ハ單位時間給ヲ謂ヒ賃金基準ト稱スルハ獎勵加給、手當、實物給與若ハ命令ヲ以テ定ムル賞與以外ノ賞與ノ基準又ハ請負賃金制ニ於ケル請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法ヲ謂フ

第四條 事業ノ爲ニ勞務者ヲ雇傭スル者(以下雇傭主ト稱ス)ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ昭和十四年九月十八日(以下指定期日ト稱ス)ノ基本給ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ基本給ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル基本給ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第五條 指定期日後雇人ルル勞務者ニ付テハ其ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第六條 雇入後三十日ヲ超エザル試ノ雇傭期間ヲ定メタル勞務者ニシテ指定期日後其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタルモノニ關スル本令ノ適用ニ付テハ其ノ試ノ雇傭期間ヲ終リタル後ニ基本給ヲ定メタルトキニ於テ雇入アリタルモノト看做ス

第七條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後雇人ルル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ニ報告スベシ但シ第八條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ニ依リ雇人ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

地方長官前項ノ基本給ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ第四條ノ規定ノ

適用ニ付雇入ノ際ノ基本給ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ基本給ト看做ス

第八條 雇傭主ハ勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項但書ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ第一項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第九條 雇傭主ハ其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更スルコトヲ得ズ

雇傭主本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ全部又ハ一部ノ賃金ヲ引上グル目的ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ヲ變更シタル場合ニ於テハ變更シタル賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニハ之ヲ適用セズ

第十條 雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日ノ賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

第十一條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ同種又ハ類似ノ作業ニ付賃金基準ノ定アルモノニ關シテハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

指定期日ニ賃金基準ノ定ナキ作業ニシテ前項ノ規定ノ適用ナキモノニ付指定期日後ニ賃金基準ヲ定ムル場合ニ於テハ其ノ賃金基準ヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル賃金基準ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ム

ルトキハ第九條ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ノ賃金基準ト看做ス

第十二條 雇傭主其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ本令施行前其ノ雇傭スル勞務者ノ箇箇ニ付指定期日ノ基本給又ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シタルトキ其ノ支給ニ付亦同シ

前項ノ規定ハ第十三條第一項若ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ニ依リ昇給セシメ又ハセシメタル場合又ハ第十五條若ハ第十六條ノ規定ニ依リ昇給内規ノ定アルトキ之ニ依リ昇給セシムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十三條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スベシ

地方長官前項ノ規定ニ依リ報告シタル昇給内規ヲ指定期日ニ於ケル賃金ニ關スル實情ニ鑑ミ不適當ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ノ適用ニ付之ニ代ルベキモノヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ地方長官ノ定ムルモノヲ以テ前項ノ規定ニ依リ報告シタル内規ト看做ス

第十四條 前條ニ規定スル雇傭主以外ノ雇傭主ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ雇傭スル勞務者ノ昇給内規ヲ地方長官ニ報告スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 雇傭主相互間ニ於テ又ハ厚生大臣ノ指定スル組合若ハ團體ニ於テ勞務者ノ基本給、賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲シ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ雇傭主又ハ其ノ組合員若ハ團體員(組合又ハ團體ヲ組織スル組合又ハ團體ノ組合員又ハ團體員ヲ含ム)タル雇傭主ノ爲ス雇傭ニ於テハ其ノ定ニ依ルベシ

但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 日日雇入レラルル者ノ賃金ニ付必要アル場合又ハ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ地方長官ハ道府縣賃金委員會ニ諮問シテ勞務者ノ基本給賃金基準又ハ昇給内規ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ雇傭主ハ地方長官ノ爲シタル定ニ依ルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 雇傭主ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第四條、第九條、第十二條、第十五條、第十六條及第十八條ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十三條 本令ハ國又ハ道府縣ニハ之ヲ適用セズ

本令ハ國際條約又ハ之ニ基ク協定中賃金ニ關スル定アルトキ其ノ制限ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第二十五條 第一項 内地ニ於テ船員ニ關スルモノヲ除クノ外鑛業及砂鑛業ニ付テハ本令中地方長官トアルハ鑛山監督局長トシ道府縣賃金委員會トアルハ鑛山賃金委員會トス

第二十七條 第一項 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

七、賃金臨時措置令施行規則 抄

(昭和十四年十月十九日
厚生省令第三十四號)

第一條 賃金臨時措置令(以下令ト稱ス)第二條第八號ノ事業ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 物品販賣業(料理店業、飲食店業ヲ除ク)

二 銀行業

三 信託業

四 保險業

五 無盡業

六 倉庫業

第二條 主トシテ家事ニ従事スル勞務者ハ令第二條但書ノ規定ニ依リ同條ノ勞務者タラザルモノトス

第三條 令第三條第二項ニ於テ命令ヲ以テ定ムル賞與トハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與トス

第四條 雇傭主ハ左ノ場合ニ於テ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ許可ヲ受ケタルトキハ令

第四條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ニ於ケル其ノ雇傭スル勞務者ノ基本給ヲ變更シ、令第九條第三項ノ規定ニ依リ賃金基準ヲ變更シ、又ハ令第十五條但書若ハ第十六條第二項但書ノ規定ニ依リ令第十五條若ハ第十六條第一項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

一 天災事變ニ際シ必要アルトキ

二 勞働時間其ノ他勞働條件ニ著シキ變更アリタルトキ

三 其ノ他已ムヲ得ザル理由アルトキ

第五條 前條ノ許可ノ申請ニシテ基本給又ハ賃金基準ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
 - 二 變更スベキ基本給又ハ賃金基準ノ種類及其ノ内容
 - 三 基本給又ハ賃金基準ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
 - 四 變更ヲ要スル理由
 - 五 變更ニ因ル賃金支拂總額ノ増減及其ノ經營ニ及ボス影響
 - 六 其ノ他參考トナルベキ事項
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ雇入ノ際ノ基本給ノ内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ前項第一號、第四號及第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ内規
 - 三 最近一年間ニ雇入レタル勞務者ノ數
 - 四 變更ニ因リ經營ニ及ボス影響
- 前條ノ許可ノ申請ニシテ昇給内規ニ關スルモノニ在リテハ其ノ申請書ニハ第一項第一號及第四號乃至第六號ノ事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 變更スベキ内容
 - 二 變更前ノ昇給内規
 - 三 昇給ノ變更ヲ受クベキ勞務者ノ種類及數
- 第六條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第七條第一項ノ規定ニ依リ前月中ニ基本給ヲ定メタル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ヲ様式第一號ニ依リ毎月十五日迄ニ地方長官ニ報告スベシ但シ日日雇入レラルル勞務者ヲ雇入ルル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 令第八條第一項ノ規定ニ依リ報告スル勞務者ノ雇入ノ際ノ基本給ニ關スル内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
 - 二 所定就業時間ノ定アルトキハ其ノ定
 - 三 未経験勞務者又ハ既經驗勞務者ノ雇入ノ際ノ男女別ノ基本給
 - 四 前號ノ基本給ニ付年齢別、職業別、學歷別又ハ經驗年數別ニ定アルトキハ其ノ定
- 第八條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ常時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第十條又ハ第十一條第三項ノ規定ニ依リ指定期日ノ賃金基準又ハ指定期日後ニ定ムル賃金基準ヲ地方長官ニ報告スベシ
- 前項ノ規定ニ依ル報告ニシテ請負單價、請負時間、歩合若ハ算定方法又ハ獎勵加給ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱、所在地及其ノ作業又ハ製品ノ種類毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 作業又ハ製品ノ種類
 - 二 單價請負ノ定アルトキハ請負單價及算定方法
 - 三 時間請負ノ定アルトキハ請負時間及算定方法
 - 四 歩合請負ノ定アルトキハ歩合及算定方法
 - 五 獎勵加給ノ定アルトキハ獎勵加給ノ額若ハ率及算定方法
- 作業又ハ製品ノ種類多數ナルトキハ前項各號ノ事項ニ關スル記載ハ主要ナル作業又ハ製品ニ付爲スヲ以テ足ル

第一項ノ規定ニ依ル報告ニシテ手當、實物給與又ハ賞與ニ關スルモノニ在リテハ其ノ報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
- 二 手當ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件
- 三 實物給與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ數量及給與條件
- 四 賞與ノ種類並ニ其ノ種類毎ニ額若ハ率及給與條件

第一項ノ規定ニ依ル報告ハ令第十條ノ規定ニ依ルモノニ在リテハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内、令第十一條第三項ノ規定ニ依ル報告ニ在リテハ報告ヲ要スル事項ニ付其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時雇傭スル勞務者ガ五人ニ達スルニ至リタルトキハ第一項ノ規定ニ依ル報告ハ其ノ五人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第九條 雇傭主ハ同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時雇傭スル勞務者ガ五人以上ナルトキハ令第十二條第一項ノ規定ニ依リ箇箇ノ勞務者ニ付基本給若ハ賃金基準ヲ變更シテ賃金ヲ増シ又ハ變更シタル基本給若ハ賃金基準ニ依リ賃金ヲ支給スルニ付地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ニハ事業ノ種類、從業場所ノ名稱、所在地及昇給セシメントスル勞務者毎ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 氏名、男女ノ別及年齢
- 二 現在ノ基本給又ハ賃金基準及之ニ依リ賃金ヲ受ケタル期間
- 三 昇給セシムベキ年月日
- 四 昇給ノ程度

五 其ノ他參考トナルベキ事項

第十條 令第十三條第一項又ハ第十四條第一項ノ規定ニ依リ報告スル昇給内規ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ種類、從業場所ノ名稱及所在地
- 二 昇給期ノ定アルモノニ付テハ其ノ定
- 三 昇給ニ必要ナル期間
- 四 昇給セシムベキ基本給又ハ賃金基準ニ付一回ノ昇給ノ最高及標準ノ額若ハ率
- 五 昇給ニ必要ナル條件ノ定アルトキハ其ノ條件
- 六 前三號ノ事項ニ付男女別、年齢別、職業別又ハ賃金等級別等ニ定アルトキハ其ノ定
- 七 其ノ他參考トナルベキ事項

第十一條 令第十三條第一項ノ規定ニ依ル昇給内規ノ報告ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ爲スベシ
同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スルニ至リタルトキハ令第十三條第一項ノ規定ニ依ル報告ハ其ノ五十人ニ達シタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スベシ

第十八條 同一ノ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ニ於テ當時五十人以上ノ勞務者ヲ雇傭スル雇傭主ハ賃金臺帳ヲ作成シ各勞務者ニ付左ノ事項ヲ記載スベシ但シ日日雇入レラルル勞務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 賃金締切日ノ定アルトキハ其ノ賃金締切期間、賃金締切日ナキトキハ毎月ノ金錢給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯

- 二 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及數量
 - 三 工場又ハ鑛山ニ在リテハ前二號ニ掲グルモノノ外毎就業日ニ於ケル就業時間
- 請負賃金制ニ依ル賃金支拂ヲ爲ス場合ニ於テハ毎月支拂ヒタル賃金ニ付様式第二號ノ計算表ヲ作成シ賃金臺帳ニ添附スベシ

第二十條 本令ノ規定ニ基キ地方長官ニ對シ爲スベキ申請又ハ報告ハ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所毎ニ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ工場、事業場、事務所其ノ他ノ場所ヲ管轄スル地方長官ナキ場合ニハ雇傭契約ヲ締結シタル場所ヲ管轄スル地方長官ニ對シ之ヲ爲スベシ

第二十一條 本令中地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ付テハ鑛山監督局長トス
様式 略

八、賃金統制令抄

(昭和十四年三月三十一日)
(勅令第四二十八號)

第五條 厚生大臣又ハ地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ未経験労働者ノ初給賃金を定ムルコトヲ得
事業主未経験労働者ヲ雇入レタルトキハ命令ヲ以テ定ムル期間前項ノ規定ニ依ル初給賃金を準據シ賃金を支拂フベシ但シ命令ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

九、賃金統制令施行規則抄

(昭和十四年四月十日)
(厚生省令第五號)

第四條 令第五條第一項ノ初給賃金を付テハ最高額及最低額ヲ定ム

第六條 令第五條第二項但書ノ規定ニ依リ左ノ場合ニ於テハ事業主ノ支拂フベキ賃金を令第五條第一項ノ規定ニ依ル初給賃金を準據セザルコトヲ得

- 一 試ノ雇傭期間中ニシテ雇入後十四日以内ノ場合
- 二 身體ニ障害アル爲作業能力著シク劣レル者ニ付地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

三 作業ノ性質其ノ他特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第七條 事業主ハ賃金臺帳ヲ作成シ労働者別ニ左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 毎就業日ニ於ケル就業時間
- 二 賃金締切日ニ於ケル其ノ期間中(賃金締切日ナキ場合ニ於テハ毎月)ノ金銭給與タル賃金ノ總額及其ノ内譯
- 三 前號ノ期間中ノ賃金ノ全部又ハ一部ガ金銭以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ種類及價額前項ノ賃金臺帳ハ三年間之ヲ保存スベシ

第八條 常時五十人以上ノ労働者ヲ使用スル事業主ハ様式第一號ニ依リ毎月二十日迄ニ前月(賃金締切日アル場合ニ於テハ前月ニ於ケル最終ノ賃金締切日前一月)間ニ於ケル労働者ノ賃金を付地方長官ニ届出ヅベシ

様式 略

十、國家總動員法抄

(昭和十三年四月一日)
(法律第五十五號)

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金を處ス
二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
三 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ忘リ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者
第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ
五百圓以下ノ罰金ニ處ス

保
安
關
係

附 則 關 於

一、映畫法施行細則 抄

(昭和十五年一月二十九日
茨城縣令第二號)

第二節 位置及構造設備

- 第十四條 映畫興行場ノ位置及構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限リニ在ラズ
- 一 官公署、學校、幼稚園、圖書館及病院ヨリ二百米以上ノ距離ヲ保有スルコト
 - 二 幅員六米以上ノ道路ニ面スルコト
 - 三 建物ノ前面及兩側ニハ定員千名以上ノ場合ハ六米以上定員ノ千名未滿ノ場合ハ幅員四米以上ノ空地ヲ存スルコト但シ前面ヲ除ク外道路幅ヲ算入ス
 - 四 表出入口ハ高サ二米以上トシ幅員ハ六米以上トスルコト、其ノ二個以上ナルトキハ併算ス但シ一個ノ幅員ハ一・五米ヲ下ルコトヲ得ズ
 - 五 非常口ハ高サ二米幅員一・八米以上トシ四個以上ヲ設クルコト、但シ多衆ヲ容易ニ場外ニ出シ得ベキ構造ナルトキハ斟酌スルコトアルベシ
 - 六 非常口及出入口ノ扉ハ外開キト爲スコト
 - 七 客席ノ天井高ハ其ノ床上二・五米以上ト爲スコト、但シ階上ニ客席ヲ設ケザル場合ニ在リテハ四米以上ト爲スコト
 - 八 木造及木骨建築物ニ在リテハ客席ヲ三階以上ニ設ケザルコト
 - 九 木造建物ノ場合ニ在リテハ外壁面及軒裏ヲ不燃材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト
 - 十 屋根ハ不燃材料ヲ以テ覆葺スルコト
 - 十一 屋根及天井ニハ適當ノ換氣孔ヲ設クルコト
 - 十二 客用階段ハ左ノ制限ニ依ルコト

- イ、踏面二十六種以上蹴上十八種以下トナスコト
- ロ、階上ノ客席百平方米未満ニ在リテハ幅員一・六米以上ノモノ二個以上トシ百平方米以上ノモノニ在リテハ三十平方米ヲ増ス毎ニ各幅三十種以上ヲ擴メ又ハ階段ヲ増設スルコト
- ハ、兩側ニハ高サ八十五種以上ノ堅牢ナル手摺ヲ設クルコト
- ニ、段數十五ヲ超ユルモノニ在リテハ中間ニ正方形ノ踊場ヲ設クルコト
- ホ、廻リ階段ヲ設ケザルコト
- ヘ、階段ノ上下ニハ適當ナル足溜ヲ設クルコト
- 十三、客席ニ段床ヲ設クルトキハ床幅七十五種以上各段ノ高サ五十四種以下トナスコト
- 十四、各階客席兩側ニハ幅員一米以上主階後面ニハ幅員一・八米以上ノ通路又ハ廊下ヲ設クルコト
- 十五、客席内ニハ適當ノ通路ヲ設クルコト
- 十六、階上客席ノ前端ニハ適當ノ塵除及高サ六十種以上ノ扶欄ヲ設クルコト
- 十七、客席ノ周圍ニハ階下裏口ニ接スル箇所ヲ除ク外、適當ノ窓ヲ設ケ窓ハ其ノ高サヲ床面ヨリ八十五種以上トナスコト
- 十八、前號ノ窓ノ面積ハ各階客席面積ノ六分ノ一以上トスルコト
- 十九、便所ハ左ノ規定ニ依ルコト
 - イ、位置ハ客席ニ臭氣ノ及バザル程度ノ距離ヲ保チ且臭氣抜ノ設備ヲ爲シ便器及床面ハ不浸透質ノ材料ヲ以テ構成スルコト
 - ロ、男女用ニ區別スルコト
 - ハ、客用以外ハ別ニ設クルコト
 - ニ、手洗水ハ流水裝置ト爲スコト

- 二十、火氣取扱所又ハ火鉢煙草盆其ノ他燃焼シ易キ物品ノ置場ハ不燃材料ヲ以テ構成スルコト
- 二十一、喫煙室ヲ設クル場合ハ床ヲ不燃材料ニテ構成又ハ被覆スルコト
- 二十二、場ノ内外ニハ充分ナル照度ヲ有スル電燈ヲ設置シ且停電其ノ他非常ノ場合ニ於ケル安全ナル豫備燈ヲ設置スルコト
- 二十三、映寫中觀客ノ容姿ヲ認識シ得ベキ照度ヲ有スル不滅燈ヲ設備スルコト
- 二十四、非常口及便所竝ニ喫煙室ノ入口ニハ其ノ標識ヲ掲ゲ非常口ニハ赤色燈便所口ニハ綠色燈ヲ設置スルコト
- 二十五、下足渡場ハ二個以上設クルコト
- 二十六、適當ノ位置ニ警察官ノ臨監席ヲ設ケ興行主ノ事務所ニ通ズル電鈴ヲ設置スルコト
- 二十七、適當數ノ唾壺及消火器ヲ設備スルコト
- 二十八、映寫室ハ左ノ規定ニ依ルコト
 - イ、壁體天井及床ヲ石煉瓦コンクリートノ類ヲ以テ構成スルコト
 - ロ、不燃材料ヲ以テ構成シタル換氣筒ヲ設ケ之ヲ場外ニ導クコト
 - ハ、間口三米以上奥行二七・三米以上高一・八米以上トナスコト
 - ニ、出入口ニハ外開防火戸ヲ映寫窓視口ニハ容易ニ閉鎖シ得ベキ防火戸ヲ設クルコト
 - ホ、映畫置場ハ映寫室外ニ石煉瓦コンクリートノ類ヲ以テ設クルコト
 - ヘ、舞臺音樂室及映寫室ノ電路ニハ他ノ屋內線ト獨立ニ之ヲ遮斷シ得ル様開閉器及自動遮斷器ヲ裝置スルコト
- ト、映寫用以外ノ電路開閉器ハ映寫室外ニ取付クルコト
- チ、電氣抵抗器其ノ他溫度過昇ノ虞アル電氣器具類ハ可燃質物ト容易ニ接觸セザル様施設スルコト

リ 消火用砂ヲ備フルコト
ス 緩燃性映畫ヲ使用スル場合又ハ携帶用映寫機ニシテ支障ナシト認ムル場合ハ本制限ヲ斟酌スルコト
アルベシ

第十五條 土地ノ狀況若ハ構造ニ依リ必要ト認ムルトキハ防火壁非常通路其ノ他特別ノ施設ヲ命ズルコトアルベシ

第十六條 主階ハ腰掛席トシ一腰掛ノ長サハ三米以内其ノ縦列間隔ヲ三十種以上横列ノ間隔ヲ六十種以上一人ノ占用面積ヲ千六百平方種以上トシ一人ノ占用席毎ニ仕切ヲ爲スベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第七條ノ許可ヲ取消シ又ハ興行場ノ使用ヲ停止スルコトアルベシ

- 一 許可ノ日ヨリ二月以内ニ工事ニ着手セザルトキ
- 二 豫定日ヲ經過スルコト四月ニ及ブモ尙竣工セザルトキ
- 三 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

第十八條 興行場以外ノ場所ニ於テ臨時ニ映畫ノ上映ヲ爲サントスルトキハ其ノ構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ但シ引火ノ虞ナキ映寫機材ヲ使用スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 出入口非常口ノ支障トナラザル場所ニ鐵板ノ類ヲ以テ映寫室ヲ設クルコト
 - 二 映寫窓視キ口及出入口ニハ鐵板ノ類ヲ以テ扉又ハ覆蓋ヲ附スルコト
 - 三 映寫室外二米以上ノ距離ヲ保有シテ映畫置場ヲ設クルコト
 - 四 映寫室ニハ消火用砂ヲ設備スルコト
- 前項ニ依ル映畫ノ上映ヲ反覆スル場所ニ於テ保安又ハ衛生上必要アリト認ムルトキハ第十四條及第十六條ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適要スルコトアルベシ

二、興行場及興行取締規則 抄

(昭和十二年九月二十日
茨城縣令第二十八號)

第一章

第一條 本令ニ於テ興行ト稱スルハ料金ヲ受クルト否トヲ問ハズ演劇演技觀物歌舞音曲其ノ他之ニ類スルモノヲ公衆ノ觀覽又ハ聽聞ニ供スルヲ謂ヒ興行場ト稱スルハ興行ノ用ニ供スル常設的場屋ヲ謂フ

第二條 興行場ハ客席面積ニヨリ左ノ如ク區別ス

- 一 第一種興行場 客席面積三三〇平方米以上
- 二 第二種興行場 客席面積二五〇平方米以上
- 三 第三種興行場 客席面積一六五平方米以上
- 四 第四種興行場 客席面積一六五平方米未満

第三條 本令ニ依リ知事ニ提出スベキ書類ハ總テ興行場所在地所轄警察署ヲ經由スベシ
本令ニヨリ提出スベキ書類ニハ未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ法定代理人準禁治産者ニ在リテハ保佐人妻ニ在リテハ夫ノ同意書ヲ添附スベシ但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限リニ非ズ

第四條 會員組織ニ依リ又ハ家族慰安會其ノ他ノ名稱ヲ以テ第一條ニ掲グル興行ニ類スル行爲ヲナス者ニハ第三章及第四章ノ規定ヲ準用ス

第二章 興行場

第五條 興行場ノ新設改築、増築又ハ大修繕ヲ爲サントスル者ハ左ノ各號ノ事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

- 一 本籍、住所、氏名、生年月日（法人ニ在リテハ其名稱主ナル事務所々在地代表者ノ本籍住所氏名及定款ノ寫）
- 二 名 稱
- 三 種類（第二條ニ依ル區別）
- 四 使用ノ目的
- 五 敷地ノ位置及面積
- 六 客席面積（各階ニ區別スルコト）
- 七 圖 面
 - イ 見取圖四隣建築物及周圍二百米以内ノ道路及主タル建築物ヲ表示シタルモノ
 - ロ 配置圖敷地内建築物ノ位置及周圍ノ空地狀態ヲ示シ之ニ主要寸法ヲ記シタルモノ
 - ハ 各階平面圖間取ノ各部ノ用途柱（通柱管柱ノ區別及其ノ位置）非常口及出入口ノ階段ノ配置及附屬設備アルトキハ其位置ヲ示シ寸法ヲ記入シタルモノ
 - ニ 立面圖正面圖及側面圖
 - ホ 各階床組及小屋組ノ平面圖主要材料ノ種類及寸法ヲ記シタルモノ
 - ヘ 主要斷面圖
- 八 高軒高階高基礎ヲ示シタルモノ
- イ 各階毎ノ定員數並ニ其ノ配置
- 九 構造仕様書
 - イ 圖面ニ示シ難キ構造材料ノ種類寸法及仕様ノ梗概
 - ロ 鐵筋コンクリート造鐵骨造其ノ他特殊ノ構造ニ在リテハ代表的主要部分ノ強度計算

- ハ 本令第十條、第十一條及第十三條ノ規定ニ依ル設備ノ詳細
- 十 非常避難及消火設備ノ詳細
- 十一 起工及竣功豫定期日
- 十二 建築費見積總額
- 十三 敷地ガ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ承諾書
- 前項地三號、第四條及第八條乃至第十一號ヲ變更セントスルトキハ其ノ事項ヲ具シ願出デ知事ノ許可ヲ受クベシ
- 必要アリト認メタルトキハ前二項ニ掲グルモノノ外書類圖面等ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ
- 第六條 工事竣功シタルトキハ知事ニ届出デ使用認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第七條 興行場ヲ承繼セントスルトキハ被承繼人ト連署（相續ノ場合ニ在リテハ戶籍抄本添附）ノ上第五條第一項第一號乃至第四號及第十三號ノ各事項ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ
- 第八條 興行場主左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ十日以内ニ知事ニ届出ヅベシ但シ第四號ノ場合ニハ戶主又ハ家族（法人ニ在リテハ清算人）ヨリ届出ヅベシ
- 一 第五條第一項第一號、第二號又ハ第十三號ノ事項ニ變更アリタルトキ
- 二 興行場ヲ廢止シタルトキ
- 三 興行場主死亡シ若ハ所在不明トナリ又ハ法人解散シタルトキ
- 第九條 興行場主其ノ興行場ノ所在地ニ居住セズ又ハ自ら興行場ヲ管理スルコト能ハザルトキハ管理人ヲ選任スベシ
- 管理人ヲ選任又ハ解任シタルトキ若ハ改氏名アリタルトキハ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ知事ニ届出ヅベシ

管理人ニシテ不適當ト認メタルトキハ解任ヲ命ズルコトアルベシ
管理人ハ本令ノ適用ニ付テハ興行場主ニ代ルモノトス

第二節 位置及構造設備

第十條 興行場ノ位置及構造設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 官公署、學校、幼稚園、圖書館及病院ヨリ二百米以上ノ距離ヲ保有スルコト
- 二 第一種及第二種興行場ハ幅員六米以上第三種及第四種興行場ハ幅員四米以上ノ道路ニ面スルコト
- 三 建物ノ前面及兩側ニハ左ノ區別ニ依リ空地ヲ存スルコト但シ前面ヲ除ク外道路幅ヲ算入ス
 - イ 第一種及第二種興行場六米以上
 - ロ 第三種及第四種興行場四米以上
- 四 表出入口ハ高二米以上トシ幅員ハ左ノ區別ニ依ルコト、其ノ二箇以上ナルトキハ併算ス但シ一箇ノ幅員ハ一・五米ヲ下ルコトヲ得ズ
 - イ 第一種興行場 八米以上
 - ロ 第二種興行場 六米以上
 - ハ 第三種興行場 四米以上
 - ニ 第四種興行場 二・七三米以上
- 五 非常口ハ高二米幅員一・八米以上トシ左シ區別ニ依リ設クルコト但シ多衆ヲ容易ニ場外ニ出スコトヲ得ベキ構造ナルトキハ左ノ區別ニ依ラザルコトヲ得
 - イ 第一種及第二種興行場 六箇以上
 - ロ 第三種興行場 四箇以上
 - ハ 第四種興行場 二箇以上

二階以上ニ客席ヲ有スルモノハ別ニ其ノ階ヨリ直接外ニ通ズル非常階段二箇以上ヲ設クルコト

- 六 非常口及出入口ノ扉ハ外開キトナスコト
- 七 客席ノ天井高ハ其床上二・五米以上ト爲スコト但シ階上ニ客席ヲ設ケザル場合ニ在リテハ四米以上トナスコト
- 八 木造及木骨造建物ニ在リテハ客席ヲ三階以上ニ設ケザルコト
- 九 木造建物ノ場合ニ在リテハ外壁面及軒裏ヲ不燃材料ヲ以テ構造又ハ被覆スルコト
- 十 屋根ハ不燃材料ヲ以テ覆葺スルコト
- 十一 屋根及天井ニハ適當ノ換氣孔ヲ設クルコト
- 十二 客用階段ハ左ノ制限ニ依ルコト
 - イ 踏面二十六種以上蹴上十八種以下トナスコト
 - ロ 階上ノ客席百平方メートル未滿ニ在リテハ幅員一・六米以上ノモノ二箇以上トシ百平方メートル以上ノモノニ在リテハ三十平方メートル増ス毎ニ各幅三十種以上ヲ擴メ又ハ階段ヲ増設スルコト
 - ハ 兩側ニハ高八十五種以上ノ堅牢ナル手摺ヲ設クルコト
 - ニ 段數十五ヲ超ユルモノニ在リテハ中間ニ正方形ノ踊場ヲ設クルコト
 - ホ 廻リ階段ヲ設ケザルコト
- ヘ 階段ノ上下ニハ適當ナル足溜ヲ設クルコト
- 十三 客席ニ段床ヲ設クルトキハ床幅七十三種以上各段ノ高五十四種以下トナスコト
- 十四 花道ヲ設クル場合ハ奈落ヲ設備スルコト
- 十五 各階客席ノ兩側ニハ幅員一米以上主階後面ニハ幅員一・八米以上ノ通路又ハ廊下ヲ設クルコト
- 十六 客席内ニハ適當ノ通路ヲ設クルコト但シ樹仕切ヲ爲ス客席ニ在リテハ縦列三樹横列二樹毎ニ幅員三

- 十六 糎以上ノ通路ヲ設ケ高ハ柵仕切ノ高ノ二分ノ一ト爲スコト
- 十七 階上客席ノ前端ニハ適當ノ塵除及高六十糎以上ノ扶欄ヲ設クルコト
- 十八 客席ノ周圍ニハ階下裏口ニ接スル箇所ヲ除クノ外適當ノ窓ヲ設ケ階上ノ窓ハ其ノ高ヲ床面ヨリ八十糎以上トナスコト
- 十九 前號ノ窓ノ面積ハ各階客席面積ノ六分ノ一以上トスルコト
- 二十 便所ハ左ノ規定ニ依ルコト
 - イ 位置ハ客席ニ臭氣ノ及バザル程度ノ距離ヲ保チ且臭氣抜ノ設備ヲ爲シ便器及床面ハ不浸透質ノ材料ヲ以テ構成スルコト
 - ロ 男女用ニ區別スルコト
 - ハ 客用以外ハ別ニ設クルコト
 - ニ 手洗水ハ流水装置ト爲スコト
 - 二十一 火氣取扱所又ハ火鉢煙草盆其ノ他燃焼シ易キ物品ノ置場ハ不燃材料ヲ以テ構成スルコト
 - 二十二 喫煙室ヲ設クル場合ハ床ヲ不燃材料ニテ構成又ハ被覆スルコト
 - 二十三 場内外ニハ充分ナル照度ヲ有スル電燈ヲ設置シ且ツ停電其ノ他非常ノ場合ニ於ケル安全ナル豫備燈ヲ設備スルコト
 - 二十四 非常口及便所竝ニ喫煙室ノ入口ニハ其ノ標識ヲ掲ゲ非常口ニハ赤色燈便所口ニハ綠色燈ヲ設置スルコト
 - 二十五 下足渡場ハ左ノ區別ニ依リ設クルコト
 - イ 第一種及第二種興行場 二箇所以上
 - ロ 第三種及第四種興行場 一箇所以上

- 二十六 適當ノ位置ニ警察官ノ臨監席ヲ設ケ興行主ノ事務所ニ通ズル電鈴ヲ裝置スルコト
- 二十七 適當數ノ唾壺及消化器ヲ設備スルコト
- 第十一條 映畫興行ヲナスコトアルベキ興行場ニ在リテハ前條ノ外、茨城縣令映畫法施行細則第十四條第一項第二十八號ニ依ル映寫室ノ設備ヲナスベシ
- 第十二條 土地ノ狀況若ハ構造ニヨリ必要ト認ムルトキハ防火壁非常通路其ノ他特別ノ施設ヲ命ズルコトアルベシ
- 第十三條 客席ハ左ノ各號ニ依ルベシ
 - 一 腰掛席ハ一腰掛ノ長サヲ三米以内トシ其ノ縱列間隔ヲ三十糎以上横列間隔ヲ六十糎以上一人ノ占用面積ヲ千六百平方糎以上トシ一人ノ占用席毎ニ仕切ヲ爲スコト
 - 二 座席樹席ニ在リテハ一人ノ占用面積四千平方糎以上トシ樹席一樹ハ定員ヲ六人以下ト爲シ其ノ背部ニ番號ヲ附スルコト
 - 三 立見席ニ在リテハ一人ノ占用面積ヲ二千三百平方糎以上ト爲スコト但シ活動寫真ノミヲ興行スル興行場ニ在リテハ立見席ヲ設ケザルコト
- 第十四條 削除
- 第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第五條ノ許可ヲ取消シ又ハ興行場ノ使用ヲ停止スルコトアルベシ
 - 一 許可ノ日ヨリ二月以内ニ工事ニ著手セザルトキ
 - 二 豫定期日ヲ經過スルコト四月ニ及ブモ尙竣功セザルトキ
 - 三 本則又ハ本則ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ
- 第十六條 興行場ニシテ危險ノ虞アリト認メタルトキハ改修ヲ命ズルコトアルベシ

三、廣告物取締法施行規則

(明治四十四年七月
茨城縣令第四十三號)

改正 明治四年七月縣令第一一二號大正十四年七月第三九號

第一條 廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ハ左記地域ニ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ公益ノ爲メニスル場合ハ此ノ限ニアラズ

一 公園、社寺佛堂境内、墓地社寺佛堂ノ類ガ其ノ境内ニ於テ祭典法要説教等ノ事務ノ爲メニスル廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲ス場合ハ本條ヲ適用セズ

第二條 左記各號ノ一ニ該當スル地域又ハ前條第一項但書ノ規定ニ依リ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ヲ爲サントスルトキハ住所氏名竝ニ設計書ヲ具シ所轄警察官署ノ許可ヲ受クベシ其ノ之ヲ改設若ハ表示ノ方法ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一 名勝地、古蹟並其ノ附近二町以内

二 鐵道、軌道ノ沿線並鐵道軌道公園社寺佛堂境内ヨリ展望シ得ベキ場所

三 市街地並其ノ接續街路ヨリ展望シ得ベキ場所

四 著名ナル湖河川ニ面シタル場所又ハ四面ヨリ展望シ得ベキ場所

五 海水浴場、溫泉場、保養場、遊覽場

第三條 前條設計書ニハ表示又ハ設置ノ場所期間及物件ノ形體表示スベキ文字記號繪畫等ヲ記載スベシ表示又ハ設置ノ場所物件ガ他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ所有者又ハ管理者ノ承諾書ノ寫ヲ添フベシ

第四條 第一條ニ掲グル地域外ニ於ケル廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置ニシテ美觀又ハ風致ヲ保存スル爲必要アリト認ムルトキハ所轄警察官署ハ除却又ハ改設若ハ移轉ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 第二條ニ依リ許可ヲ受ケタル者其ノ住所氏名ヲ變更シタルトキハ十日以内ニ許可ヲ受ケタル警察官

ニ届出ツベシ

第六條 第五條ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令第一條第二號乃至第六號ニ掲グル地域ニ於ケル廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ニシテ現ニ表示又ハ設置シアルモノハ本令施行ノ日ヨリ一ヶ月以内ニ第二條規定事項並住所氏名ヲ具シ所轄警察官署ニ届出ツベシ

前項ノ届出ヲ爲シタルトキハ特別ノ命令ナキ限り本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

表示又ハ設置者未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ第六條ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ法人ナルトキハ其ノ代理者ニ之ヲ適用ス

四、煙火取締規則 抄

(大正十年五月三十日
茨城縣令第三十六號)

第三條 煙火又ハ玩具用火工品作業所及其ノ貯藏所ハ其ノ外壁ヨリ左ノ距離ヲ保有スベシ

一 社寺、學校、病院、公園、鐵道軌道及諸工場へ二十間以上

二 宅地、公道、電線、瓦斯、傳導管其他火氣ヲ取扱場所五間以上

三 作業所、貯藏所相互間二間以上

第四條 煙火又ハ玩具用火工品作業所及其ノ貯藏所ノ構造設備ハ銃砲火藥類取締法施行細則第二十六條各號ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ但シ土地ノ狀況ニヨリ避雷裝置及土堤ハ之ヲ省略スルコトヲ得

- 一 建造物ハ土藏造、石造、煉瓦造ノ平屋建タルベシ
- 二 屋根ハ不燃質物ヲ以テ葺覆シ屋根裏及天井ハ板張トスベシ
- 三 庫壁ハ厚サハ三寸以上トシ内壁ハ漆喰塗又ハ板張トスベシ
- 四 扉ハ堅牢ナル構造トシ其ノ外面ハ不燃質物ヲ用ヒ床ハ厚板張トシ鐵類ヲ露ハスベカラズ

五、石油取締規則 抄

(昭和十三年十一月二十四日)
茨城縣令第五十一號

第七條 一キロリットル以上ノ揮發油燈油五千七百リットル以上(約五噸)ノ重油ノ貯藏所(地下槽ヲ除ク)又ハ詰換場ヲ新設セントスルトキハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ保有スベシ

- 一 社寺、公園、學校、病院、寄宿舎、興業場、危險物貯藏所其ノ他多衆ヲ收容スベキ築造物ヨリ百メートル以上
- 二 鐵道軌道又ハ人家ヨリ十メートル以上

前項ノ距離ハ建物ノ構造設備石油ノ種類數量又ハ土地ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認メタルトキハ斟酌スルコトアルベシ

第八條 貯藏所(地下槽ヲ除ク)及詰換場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ但シ貯藏上止ムヲ得ザルモノニシテ防空其ノ他ノ必要ニ應ジ速ニ塗替ヘ又ハ不燃材料ヲ以テ掩覆偽裝シ得ル準備アルモノハ第八條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

- 一 建物ハ凡テ耐火構造ト爲シ且平家造トナスコト
- 二 建物ノ周圍ニハ一・八メートル(一間)以上ノ空地ヲ存セシムルコト
- 三 鋼著場ト他ノ建物トノ間ニハ高サ一・八メートル(一間)以上ノ防火壁ヲ設クルコト

四 床ハ不滲透質材料ニテ築造スルコト

五 槽ハ凡テ不燃質材料ヲ以テ築造スルコト

六 窓及出入口等ハ凡テ防火戸ノ設備ヲ爲スコト

七 適當ナル防火換氣設備ヲ爲スコト

八 露出セル石油貯藏槽ノ外部ハ周圍色ト近似ノ暗色ニ塗裝シ周圍色不定又ハ複雑ナルトキハ「ブターブル」色ニ塗裝スルコト

前項各號ノ外必要アリト認ムルトキハ特別ノ構造設備ヲ命ズルコトアルベシ第一項ノ制限ハ石油ノ種類、數量取扱方法又ハ土地ノ狀況ニ依リ危險ノ虞ナシト認メタルトキハ特ニ斟酌スルコトアルベシ

第九條 地下槽ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ

- 一 槽ハ鐵材ヲ以テ築造スルコト
- 二 通氣管ノ一端ニハ傘蓋及金網ヲ以テ引火防止ノ設備ヲ施スコト
- 三 槽ノ頂部ト地面トノ間ニ一メートル以上ノ距離ヲ保有スルコト
- 四 槽ノ周圍ハ緩衝方法トシ厚サ十センチメートル以上ノ乾砂其ノ他ノ不燃質材料ヲ以テ包圍シ其ノ四圍及上部ハ厚サ三十センチメートル以上ノ煉瓦又ハコンクリートノ繞壁覆蓋ヲ設クルコト
- 五 計量器ハ建築線ノ内側ニ設備スルコト

六、自動車交通事業法施行細則 抄

第十九條 車庫ヲ設置セントスルトキハ法令ニ別段ノ定アルモノノ外左ノ事項ヲ具スベシ
車庫ヲ移轉シ又ハ變更セントスルトキ亦同ジ

- 一 車庫附近ノ構築物配置略圖(車庫トノ距離及道路ニ在リテハ幅員ヲ記入スルコト)
- 二 車庫及附屬設備ノ仕様書
- 三 起工及竣工ノ期日

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場所ニ於テハ車庫ヲ設置スルコトヲ得ズ但シ保安上支障ナキトキハ知事ノ許可ヲ受ケ之ニ依ラザルコトヲ得

- 一 車庫前面ノ空地ハ道路ヲ併セテ六米未満ノ場所
- 二 橋梁隧道踏切又ハ路面電車等ノ停留所ヨリ二十米以内ノ場所
- 三 道路ノ交叉點又ハ曲角ヨリ十五米以内ノ場所
- 四 其ノ他交通上支障アル場所

第二十二條 車庫ノ構造設備ハ特別ノ規定アル場合ノ外左ノ制限ニ從フベシ

- 一 床面ハ不滲透性物質ヲ以テ造リ且適當ナル排水設備ヲ爲スコト
- 二 内面周壁及屋根ハ不燃性物質ヲ以テ被覆スルコト
- 三 揮發油類ノ消火ニ有効ナル設備ヲ爲スコト
- 四 建物ノ一部ヲ車庫ニ使用スルトキハ他ノ部分ト完全ニ區劃スルコト
- 五 格納スベキ車輛ノ種類及數ニ應ジ相當ノ餘裕ヲ存スルコト

前項各號ニ依リ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ許可ヲ受クベシ

第二十三條 車庫内ニ於テハ地下埋設油槽其ノ他保安上完全ナル油槽ニ直結シ漏洩ナキ給油管ニ依リノ外自動車ニ給油スルコトヲ得ズ

七、交通取締規則 抄

(大正十一年六月
茨城縣令第四十三號)

改正 大正十一年七月縣令第五十二號
昭和二年九月 第七十四號

第一章 道路ノ占用

第一條 左ノ場合ニハ占用期間、面積場所、設計書及圖面ヲ添へ道路管理者ニ出願許可ヲ受クベシ

- 一 道路ニ電柱、支柱、廣告塔、榜示火ノ見梯子、井戸、柵、街燈、碑表、便所其ノ他工作物ヲ設ケ又ハ鐵管、土管、暗渠、其ノ他地中工作物ヲ埋設スルトキ
- 二 道路ニ樹木ヲ植エ又ハ諸駐車場ヲ設クルトキ
- 三 道路ニ揚水ノ設備ヲ爲ストキ
- 四 道路ニ專用軌條ヲ敷設スルトキ

前項ノ場合ニ於テ管理者ハ許可ヲ爲ス前警察官署ニ照合スベシ

第二條 左ノ場合ニハ使用日時又ハ期間、場所及圖面ヲ添へ所轄警察官署ニ出願許可ヲ受クベシ

- 一 道路ニ神輿、山車又ハ踊屋臺ノ類ヲ置キ又ハ之ヲ進行セシムルトキ
- 二 道路ニ露店、幕張店、葎張店又ハ屋臺店ノ類ヲ設クルトキ
- 三 道路ニ板圍又ハ足代ノ類ヲ設クルトキ
- 四 祭典、緣日、賣出等ノ爲道路ニ幟杭舞臺其ノ他ノ飾物ヲ設クルトキ
- 五 道路ヲ競走路ニ充ツルトキ
- 六 廣告等ノ爲旗幟ヲ樹テ又ハ樂器ヲ鳴ラシテ數人連行スルトキ
- 七 道路ヲ經テ家屋其ノ他建造物ヲ移轉シ又ハ道路ニ於テ輾木其ノ他一時的設備ヲ爲シ物件ヲ運搬スルトキ

第三條 左ノ場合ニハ警察官署ニ届出ヅベシ

一 道路ニ於テ荷造又ハ荷解ヲ爲ストキ

二 (削除)

三 道路ノ占用又ハ使用ニシテ前二條ニ列舉シタル以外ノ場合

第四條 道路又ハ其ノ附屬物ニ軒檐、標旗、標燈、旗柱、看板、日除、物干其ノ他通行上妨害トナルベキモノヲ設ケ又ハ突出スベカラズ但シ道幅三間半以上ノ道路ニシテ左ノ範圍内ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 軒檐、標旗、標燈又ハ看板ノ類ヲ路面上八尺以上ノ高さニ設クル場合ニ限リ二尺以内ノ側溝上又ハ路端上

二 日除ハ支柱ヲ用ヒザルモノニシテ路面上八尺以上ノ高さニ設クルモノニ限リ三尺以内

宿屋営業取締規則

(明治三十五年四月)

第八條 營業用家屋ノ構造一左ノ規定ニ依ルベシ
一 階高ハ建物ノ高さニ對シテ五分以上十以下ノ間ニ在ルベシ
二 軒檐ノ突出ハ路面上ニ於テ二尺以上ノ高さニ設クルモノハ此ノ限ニ在ラズ
三 客室ノ十分ニ光線ヲ取ルニ足ル光氣ノ設備ハ必要ナル構造ヲ爲スベシ
四 浴場、便所、洗面所、客室ニ及ビテ其ノ所ニ設ケル設備ハ必要ナル構造ヲ爲スベシ
五 階下ニ於テ火災機及ビ他ノ危険ヲ他大具ノ範圍トシテハ其ノ場所ハ必要ナル設備ヲ爲スベシ

營業用家屋營業關係

(明治三十五年八月)

第十四條 營業用家屋ノ構造一左ノ規定ニ依ルベシ
一 階高ハ建物ノ高さニ對シテ五分以上十以下ノ間ニ在ルベシ
二 軒檐ノ突出ハ路面上ニ於テ二尺以上ノ高さニ設クルモノハ此ノ限ニ在ラズ
三 客室ノ十分ニ光線ヲ取ルニ足ル光氣ノ設備ハ必要ナル構造ヲ爲スベシ
四 浴場、便所、洗面所、客室ニ及ビテ其ノ所ニ設ケル設備ハ必要ナル構造ヲ爲スベシ
五 階下ニ於テ火災機及ビ他ノ危険ヲ他大具ノ範圍トシテハ其ノ場所ハ必要ナル設備ヲ爲スベシ

營業關係

一、宿屋營業取締規則 抄

(明治三十五年四月
茨城縣令第三六號)

第八條 營業用家屋ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルベシ

- 一 二階以上ノ建物ニシテ客室十五坪以上ナルトキハ每層二箇以上ノ階子ヲ設クルコト階子ハ幅三尺以上ニシテ裏板ヲ張ルベシ但シ既設ノ建物ニシテ二箇以上ノ階子ヲ設クルコト能ハザルトキハ特ニ警察官署ノ許可ヲ得テ相當ノ裝置ヲ爲スコトヲ得
- 二 客室ハ十分ニ光線ヲ取り且ツ空氣ノ疏通ニ適當ナル裝置ヲ爲スコト
- 三 便所ハ臭氣ノ客室ニ及ザル所ニ設ケ尿尿ヲ受容スベキ部分ハ石敲キ陶器ノ類ヲ以テシ其ノ周圍ノ汚液滲透セザル様適當ナル裝置ヲ爲スコト
- 四 浴場ノ火焚場及ビ炊事場其ノ他火災ノ起因トナルベキ場所ハ防火ノタメ適當ナル裝置ヲ爲スコト

二、飲食店營業取締規則 抄

(昭和十三年八月十六日
茨城縣令第六十三號)

第十四條 營業用家屋ノ構造ハ左ノ規定ニ從フベシ

- 一 二階以上ノ建物ニシテ客室六十六平方「メートル」(十五坪)以上ナルトキハ每層二箇一階段ヲ設クルコト階段ハ幅九十「センチメートル」(三尺)以上ニシテ裏板ヲ張ルベシ
- 二 調理場ニハ飲食物ニ對シ昆蟲類ノ蟻集又ハ塵埃ノ附着ヲ防止スルニ足ルベキ適當ナル設備ヲナスベシ
- 三 調理場ノ流場ハ石敲又ハ厚板ヲ以テ築造シ汚水ノ流出ヲ容易ナラシムル様適當ノ構造トナスベシ
- 四 便所ハ臭氣ノ散逸竝病源菌ノ繁殖ヲ防止シ得ベキ構造トスルコト
- 五 警察署ノ指示ニ從ヒ適當ナル輕便消化器ヲ設備スベシ

三、料理店待合茶屋營業取締規則

抄 (昭和三年八月十六日) 茨城縣令第六十二號

改正 昭和六年六月縣令第三六號
同 七年十一月第四七號

第十六條 營業用建物ノ構造設備ハ左ノ制限ニ從フベシ但シ第八號、第九號ノ規定ハ之ヲ待合茶屋ニ適用セ

- 一 窓及出入口ハ床面々積ノ二分ノ一以上トスルコト
- 二 二階以上ノ建物ニシテ客室六十六平方メートル(十五坪)以上ナルトキハ每層二箇ノ階段ヲ設クルコト
- 三 階段ハ幅員九十センチメートル(三尺)以上蹴上二十三センチメートル(七寸五分)以内踏面二十四センチメートル(八寸)以上トシ側面壁ニ接セザル部分ニハ堅牢ナル手摺ヲ設クルコト
- 四 二階以上ノ各室及廊下ニシテ危險ノ虞アル箇所ニハ堅牢ナル手摺ヲ設クルコト
- 五 客室間ノ仕切ハ壁又ハ襖ノ類ヲ用ウルコト
- 六 建物ノ大小ニ應ジ相當個數ノ消火器又ハ消火劑ノ類ヲ設備スルコト
- 七 非常口ハ客ノ容易ニ知り得ル様其ノ場所ヲ明示スルコト
- 八 調理場ニハ飲食物ニ對シ昆蟲類ノ蠅集又ハ塵埃ノ附着ヲ防止スベキ適當ナル設備ヲ爲スコト
- 九 調理場ノ流場ハ石版又ハ厚板ヲ以テ築造シ汚水溜若ハ下水溜ヘノ流出ヲ容易ナラシムル様適當ノ構造トナスベキコト
- 十 便所ハ臭氣ノ散逸並病源菌ノ繁殖ヲ防止シ得ベキ構造トスルコト

四、湯屋營業取締規則

抄

(昭和元年十二月二十七日) 茨城縣令第一號

改正 昭和三年十二月縣令第七七號
同 六年三月 第六號

第三條 浴場ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ據ルベシ但シ鑛泉湯ニ限り已ムヲ得ザル事由アルトキハ其ノ一部ニ付斟酌スルコトアルベシ

- 一 浴場ノ出入口ハ男女ヲ異ニシ脱衣場及流場ハ外部ヨリ見透シ得ザル裝置ヲ爲スコト
- 二 場内ニ衣類下足其ノ他携帶品ヲ保管シ得ベキ設備ヲ爲スコト
- 三 流場ト脱衣場トノ間ハ透明硝子入ノ戸ヲ以テ仕切ルコト
- 四 脱衣場及流場ハ男女別室トシ中間ニ高六尺以上ノ見透シ得ザル障壁ヲ設クルコト
- 五 流場ハ適當ノ勾配ヲ附シ汚水溝ヲ設ケ浴用ニ供シタル汚水ノ屋外汚水溝ニ流出スル裝置ト爲スコト
- 六 流場ノ床面ハ浴槽面積ノ五倍以上ト爲スコト
- 七 流場ノ腰廻リ及床下ハ厚三寸以上ノ「コンクリート」其ノ他ノ不透透質材料ヲ以テ構築スルコト
- 八 浴槽ハ男女ヲ異ニシテ互通シ得ザル裝置トシ流場ニハ浴槽ヨリ三尺以上ノ距離ヲ保有シテ汚水混入ノ虞ナキ上リ湯及水ヲ設クルコト
- 九 男女各浴槽ハ内法面積二十四平方尺以上深三尺以上四尺以下トシテ槽ノ内方ニハ適當ノ踏段ヲ設クルコト但シ個人用又ハ小兒用ノ爲メ特ニ設備スルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラズ
- 十 流場ノ天井ハ床上十二尺以上トシ適當ノ換氣窓ヲ設クルコト
- 十一 流場ノ天井ニ採光ノ爲硝子窓ヲ設クルトキハ金網入硝子又ハ之ニ代ルベキ安全ナル裝置ヲ爲スコト
- 十二 排水溝及汚水溜ハ厚三寸以上「コンクリート」其ノ他ノ不透透質材料ヲ以テ構築シ且隨時掃滌スルコトヲ得ル設備ト爲スコト

- 十三 火焚場ノ床及周壁ハ耐火構造ト爲スコト
- 十四 燃滓置場ハ他ノ建造物ニ延焼ノ虞ナキ様必要高サノ耐火材料ヲ以テ區劃シ可及的離隔セシムルコト
- 十五 屋根ハ不燃質物ヲ以テ葺覆スルコト
- 十六 男女浴場ニハ各十五箇以上ノ小桶ヲ備フルコト
- 十七 浴場内適當ノ場所ニ委見鏡ヲ設備スルコト
- 十八 脱衣場及流場ハ採光換氣ノ充分ナル装置ト爲シ尙夜間照明装置ノ事故ニ因ル消燈ノ場合ニ適當ナル燈火ノ準備ヲ爲スコト
- 十九 浴客ニ臭氣ノ及バザル適當ノ場所ニ男女用ヲ異ニシタル便所ヲ設ケ其ノ尿尿ヲ受容スベキ部分ハ不滲透質材料ヲ以テ構築スルコト
- 第六條 浴場ノ建設ハ現ニ營業ヲ爲ス浴場トノ間ニ左ノ直徑距離ヲ有スルニ非ザレバ之ヲ許可セズ但シ土地ノ狀況ニ依リ又ハ公益上特ニ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 市部ニ在リテハ 百二十間
 - 二 郡部ニ在リテハ 百八十間

五、乗合馬車營業取締規則 抄

(明治四十五年四月
茨城縣令第十九號)
改正 大正十一年六月縣令第四六號

- 第二十三條 發著場又ハ駐車場ニハ厩舎ヲ設クベシ厩舎ハ所轄警察官署ノ検査ヲ受クルニアラザレバ使用スルコトヲ得ズ其ノ之ヲ改造シタル場合亦同ジ
- 第二十四條 厩舎ノ構造及施設ハ左ノ標準ニ據ルベシ但シ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルベシ

- 一 厩舎ハ一頭毎ニ幅五尺以上奥行八尺以上ノ區劃ヲ設ケ前後ニ相當ノ餘地ヲ保有スルコト
- 二 厩舎ノ地盤ハ一寸以上ノ厚板又ハ石煉瓦敲ヲ以テ敷設シ適當ノ勾配ヲ附スルコト
- 三 糞尿及汚水ノ排泄溝ハ石煉瓦「コンクリート」漆喰敲等不滲透質ノモノヲ以テ構造シ適當ノ勾配ヲ附スルコト
- 四 汚物溜ハ前號ノ材料ヲ用ヒ且ツ雨水ノ浸入セザル様地盤ヨリ其ノ位置ヲ高クシ適當ナル覆蓋ヲ設クルコト

第三條 疫病の傳播を防止し、及、患者の隔離を促し、其の療養を善くせしむるに必要なる事項は、左の如きものとする。

一、全世帯に消毒薬を配布し、其の用法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

二、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

三、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

四、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

五、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

六、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

七、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

八、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

九、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

十、患者の居室及びその周囲を消毒し、其の消毒方法を指導し、及、必要なる場合は、之を代用せしむるものとする。

衛生關係

衛生關係の維持を目的とし、疫病の傳播を防止し、及、患者の隔離を促し、其の療養を善くせしむるに必要なる事項は、左の如きものとする。

一、汚物掃除法施行細則 抄

第三條 溝渠ノ構造及施設ハ左ノ制限ニ適セシムベシ

- 一 公共用溝渠ハ暗渠若ハ露渠トシ圓形卵形又ハ方形等其ノ他形狀ノ如何ニ係ラズ切石煉瓦陶器セメント又ハ漆喰敲其ノ他適當ノ材料(木材ヲ除ク)ヲ用ヒ露渠ニハ覆蓋ヲ設クベシ
- 二 公共溝渠ハ各溝渠ト連絡ヲ計リ其ノ排泄口ハ人家ヲ隔ル場所ニ設ケ又ハ河川湖沼ニ流出スルノ施設ヲナスベシ

三 公共溝渠ノ排泄口ニシテ人家ニ接近スルトキハ防臭及消毒ノ裝置ヲナシ湖沼ニ流出セシムルモノハ其ノ流出口ニ消毒裝置ヲナスベシ

四 庖厨浴場洗面所洗濯所并戸流場等ノ汚水廢水ノ排泄口ノ如キ私人ノ溝渠ハ其ノ材料ニ厚板其ノ他ノ木材ヲ用キ得ベキモ其ノ他ハ凡テ本條第一號ニ依ルベシ

五 溝渠及其ノ排泄口ノ施設ハ可成水道布設ノ場所ヲ避クベシ

第四條 汚物掃除法施行規則第八條ニ依リ築造スベキ公共便所ノ構造及施設ハ左ノ制限ニ適セシムベシ

- 一 便所ハ飲料井水ヲ隔ツルコト五間以上ノ場所ニシテ可成街路ヲ背面ニシ其ノ入口ニ板塀其ノ他適當ノ防圍ヲ設ケ見通シヲ防グベシ
- 二 便所ノ外圍ハ切石、煉瓦若ハ板塀トシ適宜ノ家根ヲ付ケ敷地ハ地盤ヨリ五寸以上高クシ雨水ノ流水ヲ防グベシ
- 三 便壺ハ陶器ヲ埋ムルカ又ハ厚サ三寸以上ノ「セメント」若ハ漆喰敲トシ其ノ周邊モ亦三寸以上ノ「セメント」若ハ漆喰敲トシ適宜ノ勾配ヲ付シ漏斗狀トナスベシ
- 四 小便器ハ切石煉瓦陶器「セメント」若ハ漆喰敲トシ洗淨ニ便ナラシメ其ノ形狀ハ漏斗狀トナスベシ

第五條 私人ノ設置スル便所ハ飲料井水ヲ隔ツルコト二間以上ノ箇所ニ設ケ其ノ敷地ハ地盤ヨリ五寸以上高クシ雨水ノ流入ヲ防ギ便壺ハ陶器ヲ埋ムルカ又ハ厚サ二寸以上ノ「セメント」若ハ漆喰敲トシ其ノ周邊ハ適宜ノ勾配ヲ付シ漏斗狀トナスベシ

第六條 三戸以上共用ノ便所及旅人宿料理店貸座敷劇場人寄席工場會社其ノ他多人數群集スル場所ノ便所ハ本則第四條第二號第三號第四號ヲ適用ス

第七條 汚水溜及塵芥溜ノ構造及施設ハ左ノ制限ニ適セシムベシ

一 汚水溜ハ切石煉瓦陶器「セメント」又ハ漆喰敲トシ覆蓋ヲ設クベシ

二 汚水溜ニ疏通セシムベキ溝渠モ亦本則第三條ニ依ルベシ

三 塵芥溜ハ側面底面共ニ切石煉瓦「セメント」又ハ漆喰敲若ハ堅質ナル木材ヲ用ユベシ

四 汚水溜又ハ塵芥溜ハ飲用井水ヲ隔ツルコト二間以上ノ場所ニ設クベシ

五 汚水溜ニシテ前各號ノ制限ニ適セシメ難キ事情アルトキハ知事ノ認可ヲ受ケ別段ノ施設ヲナスコトヲ得

第八條 本則ニ規定セル陶器ハ凡テ素燒ヲ除キ本則第三條第四條第七條ノ施設ニシテ切石煉瓦石若ハ陶器ヲ用フルトキハ凡テ其ノ接續ノ間隔ニ「セメント」又ハ漆喰ヲ施スベシ

二、飲料水改良規程 抄

(大正四年九月)
茨城縣訓令甲第二十九號

改正 昭和十年七月訓令甲第二十八號

第一條 井戸ノ周圍ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ附近ノ地盤ヨリ三寸以上高カラシメ且ツ井戸側トノ接着部ハ間隙ヲ生ザザル様之ヲ密著スベシ

第二條 井戸側ハ井底ニ達スル迄一寸以上ノ厚板又ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ構造シ各繼目ハ「セメント」類ヲ以テ緊密ニ接合スベシ但シ鐵井(堀抜井戸)ニ在リテハ井戸側ヲ井底ニ達セシメザルモ妨ナシ

井戸側ハ地質緻密ニシテ汚水ノ浸入スル虞ナキ井戸ニ在リテハ之ヲ設ケザルコトヲ得

第三條 井桁若ハ井筒ハ地盤ヨリ二尺五寸以上ノ高サヲ保有スベシ

第四條 井戸ニハ適當ナル屋根ヲ設ケ且ツ木製等ノ覆蓋ヲ設備スベシ

第六條 井戸ハ便所下水汚水溜流溜汚物溜ヨリ三間以上ノ距離ヲ保有スベシ但シ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 井戸流場流溜及之ニ接續スル導水路ハ厚板又ハ土管其ノ他ノ不滲透質材料ヲ以テ構造シ流場及導水管ハ適當ノ勾配ヲ付スベシ

三、牛乳營業取締規則施行細則 抄

改正 昭和九年十月二十三日茨城縣令第二十七號

第十條 牛乳(特別牛乳ヲ含ム)搾取場ハ左ノ場所ニ設置スルコトヲ得ズ但シ土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトアルベシ

一 社寺、學校、病院、公園又ハ水道水源地ヨリ百米以内ノ場所

二 人家稠密ノ場所

第十一條 特別牛乳ノ搾取場ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

一 牛舎ハ之ヲ専用トナシ特別牛乳以外ノ牛乳用牛舎ト同棟ナルトキハ間壁ヲ設クルコト

二 内壁ハ床面ヨリ高サ〇・八〇米以上ヲ耐水材料ヲ以テ築造スルコト

三 床ハ周圍ノ地面ヨリ高クシ不滲透質材料ヲ以テ築造シ且適當ナル勾配ヲ附スルコト

- 四 牛房ハ間口一・一〇米以上奥行一・六〇米乃至一・七五米トナシ保定装置ヲ設ケ牛房ノ後方ニハ深サ〇・一五米以上幅〇・三〇米以上ノ排水溝ヲ設クルコト
 - 牛房ノ前方ニハ一・〇〇米以上後方ニハ〇・七〇米以上ノ餘地ヲ設クルコト
 - 五 牛房ヲ二列ト爲ストキハ列間ヲ頭合セノ場合ハ一・三〇米以上尻合セノ場合ハ一・八〇米以上ノ餘地ヲ設クルコト
 - 六 適當ナル採光換氣及手洗ノ設備ヲ爲スコト
 - 七 運動場ノ周圍ニハ堅固ナル柵ヲ設ケ且適當ナル排水溝ヲ設クルコト
 - 八 屋根裏ヲ利用スル場合ハ天井ヲ堅固緊密ニ爲スコト
 - 九 汚物溜及汚水溜ハ牛舎ヲ距ル一〇米以上ノ地ニ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ適當ナル覆蓋ヲ設クルコト
 - 十 産室、搾乳室ヲ設クル場合ハ第一號乃至第六號ノ規定ニ準ジ築造スルコト
- 第十二條 牛乳處理場ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ
- 一 牛乳取扱室及器具取扱室ニ區劃シ内壁ハ床面ヨリ〇・八米以上ヲ耐水材料ヲ以テ築造スルコト
 - 二 床ハ「コンクリート」其ノ他不滲透質材料ヲ以テ築造シ之ニ適當ナル勾配ヲ附スルコト
 - 三 牛舎、住宅又ハ物置等ト同棟ナルトキハ間壁ヲ設クルコト
 - 四 適當ナル採光換氣及防蠅ノ設備ヲ爲スコト
 - 五 牛乳取扱室ハ天井張ト爲スコト
 - 六 良水ノ充分ナル供給設備ヲ爲スコト
 - 七 熱湯又ハ蒸氣ノ適當ナル供給設備ヲ爲スコト
 - 八 牛乳加熱殺菌器ニハ適當ナル溫度計ヲ附スルコト但シ低溫殺菌器ニ在リテハ自記溫度計ヲ附スルコト

九 特別牛乳ノ處理ト其ノ他ノ牛乳トノ處理トヲ併セ行フ牛乳ノ處理場ニ在リテハ前各號ニ依リ別ニ牛乳取扱室ヲ設クルコト

第十三條 特別牛乳以外ノ牛乳搾取場ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ

- 一 適當ナル牛乳冷却ノ設備ヲ爲スコト
- 二 牛乳用器具ノ消毒設備ヲ爲スコト

四、清涼飲料水營業取締規則施行細則 抄 (明治三十三年七月 茨城縣令第六十七號)

改正 大正十年縣令第四九號

第六條 清涼飲料水製造所ノ構造及施設ハ左ノ制限ニ適セシムベシ

- 一 製造所ノ地盤ハ石煉瓦「セメント」漆喰敲厚板其ノ他適當ノ材料ヲ以テ施設スベシ
- 二 製造所内ニハ汚水及廢水ノ排泄溝ヲ設ケ其構造材料ハ前號ニ依ルベシ
- 三 汚水廢水ヲ排泄シ能ハザル地形ニ在リテハ汚水溜ヲ設ケ其構造材料ハ石煉瓦陶器(素燒ヲ除ク)「セメント」又ハ漆喰敲其他適當ノ材料(木材ヲ除ク)ヲ以テ施設シ覆蓋ヲ設クベシ
- 四 汚水溜ニハ石灰其他硫酸ヲ中和セシムルモノヲ混入ス

五、冰雪營業取締規則施行細則 抄 (昭和三年八月三十一日 茨城縣令第六五號)

改正 昭和八年五月縣令第十五號

第三條 冰雪ノ採取、製造ニ使用スベキ原水ハ衛生上無害ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルコトヲ要ス但シ其ノ危害ヲ防止シ得ベキ設備ヲ施セルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 河川水、湖沼水又ハ泉水ヲ原水トスルモノニ在リテハ取入口ヲ中心トスル周圍百二十「メートル」以内ニ人家、學校、工場、患者收容所、下水、墓地、火葬場、牧場、屠場、化製場、斃獸捨場、塵芥若ハ尿尿置場及六十「メートル」以内ニ鐵道道路、田圃等其ノ他衛生上危害ヲ生ズル虞アルモノノ存在セザルコト

二 井水ヲ原水トスルモノニ在リテハ唧筒井トスル外其ノ周圍六「メートル」以内ニ便所、下水、汚水溜、流溜、汚物溜等ノ存在セザルコト

第四條 導水裝置ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 導水裝置ニ使用スベキ材料ハ衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナキモノナルコト
 二 水源ヨリ採取場、製造場ニ到ルマデノ水道ハ不滲透性ノ材料ヲ以テ完全ニ掩包シ汚水ノ滲入又ハ塵芥ノ混入ヲ防止スルニ足ルベキコト

三 漏水ノ虞ナキ設備タルコト

四 取入口ト採取場、製造場トノ中間適當ノ場所ニ内法二「メートル」立方以上ノ容積ヲ有スル沈澱池及濾過池ヲ設クベキコト

五 沈澱池及濾過池ノ覆蓋及底部並周壁ハ厚サ三「センチメートル」以上ノ不滲透性材料ヲ以テ緻密ニ築造周壁ハ其ノ周圍ノ地面ヨリ二十「センチメートル」以上ノ高サヲ有シ周圍ヨリ汚水ノ滲入ヲ防止スルニ足ル設備ヲ施シ底部ハ排水ニ適スル勾配及溝孔ヲ設ケ乾涸裝置ヲ爲スコト

第五條 採取場ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 第三條第三號ニ記載セル場所ヨリ百二十「メートル」以上ノ距離ヲ保有スルコト
 二 結水池ノ底部並周圍ハ厚サ十「センチメートル」以上ノ不滲透性材料ヲ以テ緻密ニ築造シ其ノ周圍ノ地面ヨリ二十「センチメートル」以上ノ高サヲ有シ周圍ヨリ汚水ノ滲入ヲ防止スルニ足ル設備ヲ施シ底部ハ排水ニ適スル勾配及溝孔ヲ設ケ乾涸裝置ヲ爲スコト

排水ニ適スル勾配及溝孔ヲ設ケ乾涸裝置ヲ爲スコト

三 結水池ノ周圍ニハ其ノ周縁ヨリ一「メートル」以上ノ距離ニ於テ之ヲ圍繞スベキ幅三十「センチメートル」以上深サ一「メートル」以上ノ溝渠ヲ設クルコト但シ土地、設備其ノ他ノ狀況ニ依リ衛生上危害ヲ生ズルノ虞ナシト認ムル場合ハ此ノ限りニ在ラズ

第六條 製造場ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 結氷室ノ側壁及床面ハ厚サ四「センチメートル」以上ノ木材又ハ不滲透性ノ材料ヲ以テ築造スルコト
 二 結氷室ニハ塵芥、煤煙等ノ混入防止設備ヲ施スベキコト
 三 藥品ノ臭氣ヲ散逸セシメザルコト

第七條 貯藏場ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 位置ハ濕潤ノ虞ナキ場所タルコト
 二 汚水ノ滲入並融解水ノ漏溢ノ虞ナキ設備タルコト
 三 融解防止ニ使用スベキ木屑其ノ他ノ材料ヲ散亂セザル裝置ヲ施スコト
 四 堅固ナル扉ヲ設ケ鎖鑰ヲ施スコト
 五 移入營業者ハ未檢査ノ氷雪ヲ收納スルニ足ルベキ専用ノ貯藏場ヲ設クルコト

六、屠場法施行細則 抄

(明治三十九年七月 茨城縣令第二十九號)

改正 明治四十年五月縣令第三五號
 同 四十二年七月 第三九號
 大正十三年七月 第二四號

第二條 屠場ノ位置ハ獸畜ノ搬入屠肉ノ搬出及給水竝ニ排水ニ便ニシテ左ノ各號ノ地域外タルコトヲ要ス

一 離宮、御用邸又ハ御陵墓ヨリ五町以内ノ地

- 二 社寺、學校、病院、公園又ハ水道水源ヨリ二町以内ノ地
 - 三 人家、井水、道路、墓地、火葬場又ハ鐵道線路ヨリ一町以内ノ地
- 土地ノ狀況ニ依リ前項第三號ノ制限ニ據ルヲ得ザルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ特ニ知事ノ許可ヲ受クベシ
- 第三條 屠場ニハ繫留所、生體検査所、屠室、検査室、血液溜、汚水溜、汚物溜、消毒所及隔離所ヲ設ケ其ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ依ルベシ
- 一 繫留所ハ地盤ヲ石「コンクリート」又ハ煉瓦(已ムヲ得ザルトキハ漆喰敲又ハ厚板)ニテ築造シ後方ニ汚水溝ヲ設ケ牛馬ハ一頭毎ニ犢羊豚ハ適宜ニ區劃ヲ爲シ各區ニ番號ヲ附記スルコト
 - 二 生體検査所ハ地盤ヲ石「コンクリート」又ハ煉瓦(已ムヲ得ザルトキハ漆喰敲又ハ厚板)ニテ築造シ體量及體尺ノ計測竝ニ獸體保定ニ關スル設備ヲ爲スコト
 - 三 屠室ハ屠室(牛馬屠室、犢羊屠室、豚屠室、病畜屠室)内臟取扱室及外皮取扱室ニ區劃シ生體、屠肉、内臟等搬出入口ヲ各別ニ設ケ地盤ハ石又ハ「コンクリート」又ハ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ血液汚水ヲ排除スベキ溝ヲ設ケ勾配ヲ付シ内壁ニハ(石又ハ煉瓦造ノ場合ヲ除ク)金屬又ハ石板ヲ以テ四尺以上ノ腰張ヲ爲シ採光換氣ノ爲窓ヲ設ケ内臟検査臺、屠肉懸吊器、屠肉秤臺ヲ備フルコト
 - 四 検査室ニハ顯微鏡其ノ他検査ニ必要ナル器具藥品ヲ備フルコト
 - 五 血液溜、汚水溜、汚物溜ハ屠室ヨリ三間以上ノ距離ヲ有シ不滲透質ノ材料ヲ築造シ其ノ周壁ハ地盤ヨリ五寸以上ヲ高メ且雨水ヲ防グベキ装置ヲナスコト
 - 六 消毒所ハ場内適當ナル場所ニ之ヲ設ケ地盤繫留所ニ準ジ築造スルコト
- 屠場ノ周圍ニハ見透サザル様塙ヲ設ケ之ニ閉鎖シ得ベキ門戸ヲ付スベシ
- 第四條 土地ノ狀況ニ依リ又ハ専ラ羊豚ノ屠殺ヲ目的トスル屠場ニシテ前條ノ制限ニ據ルヲ得ザルトキハ其ノ事由竝ニ構造設備ノ方法ヲ詳具シ特ニ願出デ知事ノ許可ヲ受クベシ

七、墓地及埋葬取締規則施行細則

抄

(大正七年一月 茨城縣令第四號)

改正 大正九年十月 縣令第五八號
 同 十一年十一月 第八五號
 昭和 十二年十二月 第七二號
 五年 十月 第三九號

- 第七條 墓地及火葬場ハ左ノ制限ニ依リ構造スベシ但シ山林原野等ニシテ人家遠隔ノ場所ニ設クル火葬場ニ限リ第三號及第四號ヲ省略スルコトヲ得
- 一 周圍ニ塙塙土堤ヲ設ケ又ハ樹木ヲ植エ藩籬ヲ造リ隣地トノ境界ヲ明ニスルコト
 - 二 適當ノ通路及排水溝ヲ設クルコト
 - 三 火葬場ノ火爐煙突ハ堅牢ニ構造シ臭煙ハ燃燒其ノ他ノ方法ニ依リ防止ノ装置ヲ爲スコト
 - 四 火葬場ニハ屍體置場附添人控所其ノ他必要ナル建物ヲ設備スルコト

八、獸魚類化製場取締規則

抄

(昭和九年十二月十八日 茨城縣令第三十三號)

- 第四條 獸類化製場ハ人家、學校、病院、社寺及公園ヨリ三百「メートル」以上道路、墓地及鐵道線路ヨリ百「メートル」以上ノ距離ヲ保有シ且飲料水ニ障害ナキ地ニ非ザレバ設置スルコトヲ得ズ
- 第五條 獸魚類化製場ノ構造設備ハ左ノ制限ニ據ルベシ
- 一 獸類化製場ノ周圍ニハ外部ヨリ見透シ得ザル様高サ一・八「メートル」以上ノ塙塙又ハ土堤ヲ設ケ出入口ニハ門扉ヲ附スルコト
 - 二 化製室支解室原料置場其ノ他汚液ヲ生ズベキ場所ノ地盤ハ耐水材料ヲ用ヒ適當ノ勾配ヲ附シ汚水溜ニ

- 通ズル溝ヲ設ケ且内壁ハ耐水材料ヲ以テ高サ〇・八「メートル」以上ノ腰張ト爲スコト
- 三 獸類化製場ニ在リテハ屋根ニ換氣裝置ヲ設クルコト
- 四 汚物溜、汚水溜ハ耐水材料ヲ以テ築造シ覆蓋ヲ設ケ雨水等ノ浸入セザル設備ト爲スコト但シ魚類化製場ニ在リテハ周圍ノ狀況ニ依リ本號ノ設備ヲ省略スルコトヲ得
- 五 獸類化製場ニ在リテハ煮沸ノ用ニ供スル竈及煙突ハ堅牢ニ築造シ且釜中ヨリ蒸騰スル臭氣ヲ放散セシムベキ適當ノ裝置ト爲スコト
- 六 化製ニヨリ生ズル汚液ノ排泄ニ用フル溝渠ハ耐水材料ヲ以テ築造シ且臭氣ヲ放散セザル設備ト爲スコト但シ魚類化製場ニ在リテハ周圍ノ狀況ニ依リ本號ノ設備ヲ省略スルコトヲ得

九、傳染病院隔離病舎設置規程 抄

(大正十二年六月二十五日
茨城縣訓令甲第十號)

改正 大正十五年七月訓令甲第七〇號

傳染病院隔離病舎設置規程左ノ通定ム

第二條 傳染病院隔離病舎ノ位置ハ患者收容ニ便利ナル場所ニシテ濕潤ナラズ且飲料水ニ差支ナク學校、公園、工場、劇場、市街地ニ接近セザル場所ヲ選定スベシ

第三條 傳染病院隔離病舎ニハ左ノ施設ヲ爲シ周圍ニ墻塼ヲ設クベシ

- 一 病室
- 二 看護人室
- 三 炊事場
- 四 食器消毒所

- 五 患者浴場
 - 六 患者便所
 - 七 人夫詰所
 - 八 醫員事務員ノ詰所調劑所、使丁詰所及其ノ附屬浴場、便所
 - 九 屍室
 - 十 消毒所
 - 十一 燒却所
- 前項第一號乃至第七號ノ建物ハ別棟トスベシ
- 第四條 傳染病院及隔離病舎ノ構造及設備ハ左ノ各號ニ據ルベシ
- 一 建物ハ平家建トシ採光換氣ニ注意シ其ノ屋根ハ可燃質物ヲ以テ覆蓋スルコト
 - 二 二棟以上ノ病室又ハ病室ト他ノ建物ト併列シテ建設スルトキハ相互ノ距離ハ兩建物ノ高サヲ比較シ高キ建物ノ高サト同一以上ノ距離ヲ有スルコト
 - 三 病室ノ床ハ板張又ハ不滲透質材料ヲ以テシ其ノ高サハ地盤ヨリ二尺以上トシ天井ハ床上八尺以上ト爲スコト
 - 四 病室ノ床下及屍室ノ地盤ハ厚サ二寸以上ノ不滲透質ノ材料ヲ以テ築造シ適當ナル勾配ヲ付スルコト
 - 五 病室ハ三室以上ヲ設ケ一室ノ坪數ハ三坪以上ト爲スコト
 - 六 病室ノ廊下ハ幅四尺以上トシ中廊下ニ在リテハ六尺以上ト爲スコト
 - 七 病室ノ床及側壁ハ板張又ハ不滲透質材料ヲ以テスルコト
 - 八 病室ニハ寢臺ヲ備フルコト
 - 九 便所汚水溜排水溝ノ構造ハ不滲透質材料ヲ以テシ汚水溜ニハ覆蓋ヲ設クルコト

- 十 消毒所ニハ蒸氣消毒器ヲ備フルコト
- 十一 井戸ハ可成「ポンプ」式吸水装置ト爲スコト

十、診療所取締規則 抄

(昭和八年十月四日
内務省令第三十號)

第四章 診療所ノ構造設備

- 第二十一條 診療所ノ構造設備ハ左ノ規定ニ依ルベシ
- 一 診療ニ使用スル電氣、光線、熱又ハ放射線ノ設備ニ付テ危險防止上適當ナル方法ヲ講ズルコト
 - 二 病室ハ地階又ハ木造建物ノ第三階以上ハ之ヲ設ゲザルコト
 - 三 第三階以上ノ階ニシテ病室ヲ有スルモノニ在リテハ二以上ノ避難階段ヲ設クルコト
 - 四 病室ノ床高ハ〇・四五米以上トスルコト但シ床又ハ床下ニ漆喰叩、「コンクリート」叩其ノ他適當ナル防濕方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ
 - 五 病室ノ床木造ナルトキハ其ノ床下ニハ適當ナル換氣方法ヲ講ズルコト
 - 六 病室ノ天井高ハ二・二米以上トスルコト
 - 七 病室ノ面積ハ患者一人ヲ收容スルモノニ在リテハ六・七五平方米以上、患者二人以上ヲ收容スルモノニ在リテハ患者一人ニ付四・八六平方米以上トスルコト
 - 八 病室ニ於テ直接外氣ニ面シ室面積ノ八分ノ一以上ニ相當スル面積ヲ開放シ得ベカラシムルコト但シ之ニ代ルベキ適當ナル換氣装置アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 九 精神病室又ハ傳染病室ハ一般病室ト遮斷スルコト
 - 十 精神病室ニ於テハ監護上適當ナル施設ヲ爲スコト

十一 傳染病室アル診療所ニ於テハ消毒所ヲ設ケ又ハ適當ナル消毒施設ヲ爲スコト

第二十二條 病院ノ構造設備ハ前條ノ規定ニ依ルノ外左ノ規定ニ依ルベシ

- 一 病室ニ通ズル廊下ノ幅ハ内法一・二米以上トスルコト但シ中廊下アルトキハ其ノ幅ハ内法一・六米以上トスルコト
- 二 第二階ニ病室アルトキハ階段二以上ヲ設クルコト
- 三 患者ノ使用スル階段ノ構造ハ左ノ規定ニ依ルコト但シ避難階段ハ此ノ限ニ在ラズ
 - イ 階段及踊場ノ幅内法一・二米以上トスルコト
 - ロ 蹴上ハ〇・二米以下、踏面ハ〇・二四米以上トスルコト
 - ハ 高四米ヲ超ユルモノニ在リテハ高四米以内毎ニ踊場ヲ設クルコト
 - ニ 螺旋狀ト爲サザルコト
- 四 消毒所、汚物處理場又ハ汚物溜ハ病室ヨリ適當ナル間隔ヲ保ツコト
- 五 汚物處理場又ハ汚物溜ハ耐水材料ヲ以テ構造シ防水装置ヲ施シ且臭氣又ハ汚物ノ散逸ヲ防グ爲適當ナル装置ヲ爲スコト

第二十三條 特別ノ事情アル場合ニ於テハ地方長官ノ定ムル所ニ依リ本章ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

十一、診療所取締規則施行細則 抄

(昭和九年一月二十五日
茨城縣令第四號)

- 第十九條 精神病室又ハ精神病院及其ノ附屬施設ノ構造設備ハ規則第二十一條、第二十二條ニ依ルノ外左ノ各號ニ依ルベシ但シ建物ノ構造ハ土地ノ狀況其ノ他ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルベシ
- 一 敷地周圍ニハ高二米以上ノ牆壁ヲ設クルコト

- 二 病室ト敷地境界トノ間ニハ七米以上ノ空地ヲ存セシムルコト
- 三 病室ハ男女別ト爲シ適當ニ遮斷スルコト
- 四 第一階ニ男女別ノ監置室ヲ設クルコト
- 五 精神病室ト他ノ病室トノ同一建物ニ併置スル場合ハ壁體ヲ以テ遮斷スルコト
- 六 運動場及娛樂室ヲ設クルコト
- 七 便所ヲ各階毎ニ設クルコト
- 八 看護人室ヲ各階毎ニ設クルコト
- 九 患者用浴場ヲ設クルコト
- 十 精神病患者十人以上ヲ收容スル設備ヲ有スルモノニ在リテハ傳染病室、重病室、屍室、面會室及作業場ヲ設クルコト

第二十四條 傳染病室及其ノ附屬施設ノ構造設備ハ規則第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依ルノ外左ノ各號

- ニ依ルベシ但シ建物ノ構造ハ土地ノ狀況ニ依リ之ヲ斟酌スルコトアルベシ
- 一 敷地周圍ニハ高サ一・八米以上ノ塙塹ヲ設クルコト
- 二 建物ト敷地境界トノ間ニハ一・八米以上ノ間隔ヲ存セシムルコト
- 三 外部ニ接スル窓ニハ〇・〇〇二米以下ノ金網張ヲ爲スコト
- 四 出入口ニハ防蠅裝置アル自由蝶番附扉ヲ設クルコト
- 五 傳染病室ハ別棟平屋建ト爲スコト
- 六 病室ノ床下地盤ハ不滲透質材料ヲ以テ築造スルコト
- 七 出入口ニハ藥物消毒器具、豫防衣及履物ヲ備フルコト
- 八 井戸ハ水道若ハ覆蓋アル「ポンプ」式汲水裝置ト爲スコト

九 便所ノ構造ハ可成内務省考案ノ改良便所ニ依ルコト

十 傳染病患者十人以上ヲ收容スル施設ヲ有スルモノニ在リテハ附添人室及屍室ヲ設クルコト

第二十五條 規則第二十一條第十一號ノ規定ニ依ル消毒所及消毒施設ハ左ノ各號ニ依ルベシ

- 一 適當ノ隔壁ヲ以テ區劃シタル未消毒品置場、既消毒品置場ヲ設クルコト
- 二 蒸氣消毒器ヲ備フルコト
- 三 覆蓋アル汚物溜ヲ設クルコト

昭和二十二年十一月十一日

各學級長市町村長及學級組合管理委員
御同窓安政建設局 敬請 二箇ノ注意事項

一、地盤の地盤が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

土木營繕關係

二、地盤の陥没が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

三、地盤の陥没が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

四、地盤の陥没が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

五、地盤の陥没が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

六、地盤の陥没が二尺以上土下へ陥没する場合は、換氣を充分にし土下ノ濕氣ヲシテ

土木營繕關附

一、御眞影奉安殿建築設備ニ關スル件

學發第三三八號

昭和五年十二月十二日

茨城縣學務部長

各學校長市町村長及學校組合管理者宛

御眞影奉安殿建築設備ニ關スル注意事項

- 一 床高サハ地盤ヨリ二尺以上トシ床下ハ空虚ニシ換氣口二個以上設置シ換氣ヲ充分ニシ床下ノ濕氣ヲシテ絶對ニ室内ニ侵入セザラシムベシ
- 二 壁ハ厚五寸以上トシ鐵筋「コンクリート」又ハ大谷石ノ場合ニハ内外兩面ニ防水劑入「モルタル」厚五分以上又ハ他ノ防水材料ニテ塗裝シ花崗石等ノ如キ外部ノ裝飾用ノモノニ對シテハ石積用並ニ化粧目地用「モルタル」ニ防水劑ヲ混入シ内面ニハ前記防水劑入「モルタル」又ハ他ノ防水材料ヲ塗裝シ濕氣ノ侵入ヲ防グベシ
- 三 屋根ハ陸屋根ノ場合ニハ鐵筋「コンクリート」トシ「ラバロイド」、「マルソイド」等ニテ完全ナル防水層ヲ造リ其ノ上ニ「コンクリート」又ハ「セメントモルタル」ヲ塗リ仕上ゲ、勾配ヲ有スル木造屋根ノ場合ニモ鐵筋「コンクリート」天井ヲ設ケ防火ノ用ニ供スベシ
- 四 室内壁ニハ成ルベク木造ノ羽目板ヲ張り外壁トノ間ニ空隙ヲ有セシムベシ
- 五 室内天井面又ハ壁ノ上部及床面又ハ壁ノ下部ニ外氣ニ通ズル換氣孔ヲ設ケ室内ノ空氣ヲ循環セシムル様設備スベシ
- 六 入口扉ハ内外二重ニ設備シ外扉ハ不燃材料ヲ用ヒ内扉ハ木造トスベシ

七 菊花御紋章ハ不敬ニ涉ラザル部分ニ一ヶ處設備シ裝飾ノ目的ニ亂用スベカラズ

設計金額	設計手數料	監督手數料	設計手數料	監督手數料
五千圓以下	25 1000	30 1000	35 1000	
五千圓以上	20 1000	25 1000	30 1000	
一萬圓以上	15 1000	20 1000	25 1000	
五萬圓以上	10 1000	15 1000	20 1000	
十萬圓以上	8 1000	13 1000	15 1000	

二、土木工事及築品仕様書

(大正二年三月三十一日
茨城縣告示第百七十八號)

通則

- 第一條 土木工事及築品ノ仕様ハ設計書ニ特記スルモノ、外總テ本仕様書ニ依ル
 - 第二條 設計書仕様書及圖面ノ解釋其他施行順序方法等ハ係員ノ指揮ニ從フベシ
 - 第三條 工事ノ基礎ハ必ず係員ノ檢査ヲ受ケタル後ニアラザレバ其上部ノ工事は着手スルコトヲ得ズ
 - 第四條 工事完成シタル時ハ跡掃除ヲナスハ勿論不用古材ハ係員指定ノ場所ニ取纏メ引渡スベシ
- 材料ノ整備

第五條

- 材料ハ左ノ各號ニ依リ種類別ニ整備スベシ
- 一 木材ハ其末口ノ方向ヲ一定ニシ小材ハ并桁棧積高六尺以内トシ桁梁橋杭ノ如キ大材ハ二本以上ノ枕木上ニ併列スベシ
 - 二 沈石及張石ハ地盤ノ平坦ナル所ニ巾一間長一間若クハ巾二間長二間高ハ各五分トシ周圍一石通積立テ其他ハ投込トス
但時宜ニ依リ係員ノ許可ヲ得テ其制限ヲ短縮スルコトヲ得
 - 三 長粗朶ハ二十束又ハ五十束ヲ以テ枕トシ左ノ方法ニ依リ傾斜セザル様正シク竝べ建テ一團五百束以内トス
 - 一 二十束ノトキハ束竝ベトシ内一束ヲ横挾トス
 - 二 五十束ノトキハ二十束竝ベトシ内二束ヲ横挾トス
 - 三 帶梢ハ前同様二十束ヲ枕トシ一團五百束以内トス
 - 四 小杭ハ五束竝ベテ一段トシ一積十段以内トス
 - 五 唐竹ハ目通三寸二十本、四寸拾本、五寸八本、六寸六本ヲ各一束トシ十束竝ベテ一段トシ一積五段以内トス
 - 六 煉瓦ハ高三尺以内矩形ニ積重ネ一積二千本以内トス
 - 七 「セメント」火山灰及石灰ノ類ハ特ニ係員ノ承認ヲ受ケタル場所ニ格納スベシ
 - 八 各種ノ材料ニハ形狀及員數ヲ標示スヘシ
 - 九 各種ノ材料ニハ形狀及品質

本材

第六條 木材ノ形狀及品質ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 木材ハ乾燥真直ニシテ腐朽、死節、乾裂其他強力ヲ減殺スベキ缺點ナキモノトス
- 二 角材及板材ハ正寸正角ノモノトス
- 三 押角材ハ各邊ニ於テ指定寸法ノ十分ノ七以上ヲ有スルモノトス
- 四 丸太材ハ外皮ヲ剥ギタルモノニシテ其末口ハ最小部ニ於テ指定寸法以上ヲ有スルモノトス

石材及土砂類

- 第七條 石材ノ形狀及品質ハ左ノ各號ニ依ル
- 一 石材ハ堅硬緻密質ニシテ能ク寒暑等ニ耐ヘ得ベキモノトス
- 二 檢知石ハ左記標準ニ依ル

寸		法		平一坪	
表	裏	表	裏	合	端
1/2 5	1/2 0	0/R30	0/R20	3	6
1. 8	1. 0	0.35	0.25	3	6
2. 0	1. 2	0.40	0.30	2	5
2. 5	1. 5	0.50	0.35	1	6
3. 0	1. 5	0.50	0.40	1	6

- 三 沈石ハ丸石又ハ割石ニシテ壹個三貫匁以上十貫匁以下ノモノトス
- 四 張石ハ沈石同様ニシテ控八寸以上ノモノトス
- 五 玉石ハ徑三寸以上五寸以下ノモノトス
- 六 礫ハ徑二寸以上三寸以下ノモノトス
- 七 砂利ハ一寸五分目ノ篩ヲ通過シ二分目ニ止マリタルモノトス

八 切込砂利ハ砂利七分砂三分ヲ含ムモノトス
 九 「モルタル」用洗砂又ハ「コンクリート」用洗砂利ハ堅質ニシテ塵芥貝殻等ヲ混セズ水中ニ投ズルモ毫モ濁ヲ生ゼザルモノトス

- 一〇 真土ハ粘質ニシテ砂氣ナキモノトス
- 一一 粘土ハ粘力强靱ナルモノトス

煉瓦及土管

- 第八條 煉瓦及土管ノ形狀及品質ハ左ノ各號ニ依ル
- 一 煉瓦ハ其形狀正方對面平行稜角尖銳ニシテ石塊等ヲ含有セズ其割目ニ空隙龜裂ナク全面平等稍光澤アルモノトス
- 二 燒過煉瓦ハ光澤ヲ有シ其燒縮ノ程度ハ各邊共普通品ノ二十分ノ一以内トス
- 三 煉瓦ノ目方ハ一個六百二十匁以上其吸水量ハ普通品ニ於テ其目方ノ六分ノ一以下燒過品ニ於テ十二分ノ一以下ノモノトス
- 四 土管ハ純良ナル粘土ヲ以テ製シ充分燒上ゲ分子緻密表面平滑燒割其他凸凹歪ナキモノトス

「セメント」

- 第九條 「セメント」ハ左ノ各號ニ依ル
- 一 「セメント」ハ明治三十八年二月十日農商務省告示第三五號ニ準據シ縣ニ於テ合格ト認メタルモノトス
- 二 「セメント」一樽ノ容積ハ四切五分入ニシテ其重量ハ正味三百六十封度(四十三貫五百六十匁)トス

鐵材

- 第十條 鐵材ノ形狀及品質ハ左ノ各號ニ依ル

一 鍊鐵及鋼鐵ハ断面均一ニシテ不充分ノ鍛鍊其他ノ缺點ナク鑄鐵ハ鼠色ヲ帶ビ粘梗緻密ノモノニシテ品質一樣氣孔ナク表面ハ麗潔且ツ平滑寸尺極テ正格ニシテ其強度及重量ハ左表以上ノモノトス

種目	一立方呎ノ重量 (封度)	抗張 強度 (一平方吋ニ付封度)	抗壓 強度 (同上)	抗張 強度 (同上)	抗曲 強度 (同上)	長柱 強度 (同上)
鍊鐵	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
鑄鐵	50,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
中鋼	50,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

但尺貫ニ換算スルニハ一立方呎ハ一〇一八立方尺一封度ハ百二十一匁トス
二 「ボールト」ハ上等鍊鐵ニシテ頭ハ六角形高ハ徑ノ八分ノ七短巾ハ徑ノ凡ソ一倍四分ノ三、女鋸ハ頭ト同形ニシテ高ハ徑ト同ジク短巾ハ徑ノ凡ソ一倍四分ノ三、座鐵ハ厚サ徑ノ三分ノ一巾ハ徑ノ三倍トシ其重量ハ左表ニ依ル

ボールト重量表

分	圓桿 長一尺 重	頭 重	女 重	座鐵 二枚 重	頭女鋸 座鐵二枚 重	合計
4.00 (1/2)吋	7.9	1.0	9	2.6	4.5	4.5
5.00 (5/8)吋	12.3	1.9	1.5	4.0	7.4	7.4
6.00 (3/4)吋	17.8	3.2	2.6	7.8	13.6	13.6
7.00 (7/8)吋	24.2	4.9	3.8	13.2	21.9	21.9

8.00(1)吋	31.5	5.7	5.4	17.3	28.4
----------	------	-----	-----	------	------

備考 「ボールト」ノ長ハ頭ノ高ヲ除キタルモノトス

三 鐵物ハ上等「ペンキ」又ハ「コールタ」ヲ以テ銹止ヲナスモノトス
四 鋸、皆折釘、西洋釘、樽頭鋸、丸頭鋸等ハ左表ニ依ル

鋸及皆折釘其他釘類重量表

種類 長(寸)	西洋釘	鋸		皆折釘	鋸釘	平落釘
	一本(匁)	一本(匁)	瓜長(寸)	一本(匁)	一本(匁)	一本(匁)
1.0	0.20				2	
1.2	0.30					
1.5	0.43				3	
2.0	0.88				3.5	
2.5	1.42					
3.0	2.10			10.	4.0	
3.5	3.15					
4.0	4.00	4.0	1.5	1.5		
4.5	4.65					1.1
5.0	5.80	5.0	1.8	2.0	20丸頭鋸	

6.0	7.25	6.0	2.0	2.5	2.5	1.4
7.0	9.00	7.0	2.3	3.0	3.0	1.9
8.0		8.0	2.5	3.8	3.5	2.1
9.0		9.0	2.5	4.0		
10.0		10.0	3.0	4.8		
15.0		400				

粗朶工事用築品類

第十一條 粗朶工事用築品類ノ形狀及品質ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 粗朶ハ檜柵等(針葉樹ヲ除ク)渾テ堅硬粘質ニシテ葉ヲ去リタル細長キ幹枝長九尺以上ノモノ數本ヲ合セ堅ク結束シタルモノヲ一束トス第一結ハ元口ヨリ一尺五寸ノ所第二結ハ元口ヨリ四尺五寸ノ所ニテ各周リ二尺三寸以上トシ第三結ハ元口ヨリ七尺五寸ノ所ニテ周一尺八寸以上トス
- 二 帶梢ハ屈曲ナキ粘質ノ樹ニテ髓ナキモノヲ撰ビ悉ク小枝ヲ拂ヒ去リ長十二尺元口徑六分乃至八分ノモノ二十五本ヲ以テ一束トス
- 三 杭木ハ檜柵等(針葉樹ヲ除ク)屈更ナキモノニシテ長四尺元口徑一寸二分乃至一寸五分平坦ニ鋸轆シ末口ヲ三角ニ尖ゲ十本ヲ以テ一束トシ結束ハ二ヶ處トス
- 四 三子繩ハ三子ニ合セタル藁繩ニシテ一條長九尺其一端ニ長四寸ノ蛇口ヲ設ケ太サ徑八分トシ六尺ノ所ヨリ漸次細マリ末六分ニ止マリ其綯方ハ硬度トス
- 五 二子繩ハ二子ニ合セタル藁繩ニシテ長百尺ヲ以テ一房トシ徑四分以上目方凡ソ百八十寸以上其綯方ハ

硬度トス

- 六 小株栂繩ハ株栂ノ皮ヲ去リ毛ノミ合セ周リ六分ニシテ長百尺ヲ一房トシ目方凡ソ四十寸其綯方ハ硬度トス
- 七 松粗朶及柳粗朶ハ通り良キ生枝ニシテ元口ヲ切揃ヘ其長四尺以上ニシテ四尺打違五尺繩二人締ニ結束シタルモノヲ一束トス
- 八 挿柳ハ川柳ノ生枝ニシテ長一尺二寸徑三分乃至五分ノモノトス
- 九 唐竹ハ眞竹ト稱スル青竹ニシテ枝葉ヲ切拂ヒタルモノトス
- 一〇 葉唐竹ハ唐竹ト同種ニシテ枝葉アルモノトス
- 一一 葉直竹ハ青竹又ハ青篠ニシテ枝葉ヲ切拂ヒタルモノトス
- 一二 山萱ハ長九尺乃至十二尺ノモノヲ九尺打違ヒ五尺繩二人締ニ結束シタルモノヲ一束トス但多少篠竹小笹竹ノ混入スルモ妨ナシ
- 一三 芝(野芝、山芝)ハ生眞芝ニシテ根組緻密雜草ヲ混ゼズ其切採ノ寸法ハ幅五寸厚一寸五分、長一尺以上ノモノトス
- 一四 目串竹ハ巾四分長五寸以上ノモノトス
- 一五 杉皮ハ表皮ヲ剥ギタル枝孔少ナキモノニシテ巾二尺長五間締ヲ一束トス

道路工事

第十二條 道路工事ノ仕様ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 盛土箇所ハ塵芥草木根等ヲ取除キ土砂ヲ以テ厚一尺毎ニ敷均シ十貫以上ノ蛸槌等ニテ搗固メ法長一尺毎ニ巾五寸ノ筋芝ヲ植付法面ヲ土羽棒ニテ三回以上打固メ巾五寸ノ耳芝ヲ植付ケ仕立アグルモノトス
- 二 山腹又ハ傾斜地ニ盛土ヲナスニハ直高三尺毎ニ巾四尺以上ノ階段ヲ設ケ前同様施行スルモノトス

- 三 堀割ハ指定ノ深サニ切取リタル後耳芝植付仕上グルモノトス
- 四 工事中堀割ニハ標柱ヲ存シ盛土ニハ基線ヨリ指定ノ高ニ目標ヲ設ケ工事上ノ標識トナスモノトス
- 五 切取斜面ニハ必要ニ應ジ張芝ヲナシ目串ハ平一坪ニ百四十四本以上芝面ヨリ凡ソ六分内外露出セシメ打立ツルモノトス
- 六 路面ノ修繕ハ深二寸以上堀起シ搔均シ徑三寸以上ノ玉石ヲ取除キ中央ヨリ凡ソ二十分ノ一下リ勾配ヲ付シ不陸ナキ様砂利ヲ撒布スルモノトス
- 七 隧道、堀割其他施工ニ際シ湧水アルトキハ必ズ係員ノ指揮ヲ受ケ臨機ノ處置ヲナスモノトス
- 八 足土ヲ要スル路面ノ下地拵ハ厚三寸以上堀起シ衣土ヲ取除キ足土ヲ持込ミ不陸ナキ様敷均シ取除キ置キタル衣土ヲ細少ニ打碎キ厚薄ナキ様敷均スモノトス
- 九 砂利ハ木ノ刃ヲ有スル鋤簾ヲ使用シ十樹ニ對シ一樹ヲ撰ミ之レヲ二十分時内ニ投入試量スルモノトス
- 一〇 板柵ハ遣形ニ從ヒ根切リヲナシ指定ノ間ニ柵杭ヲ少シク内側ニ傾ケ打立テ高低ヲ定メ杭頭斜ニ切去リ柵板片面鉤削リ合端充分ニ摺合セ杭木ニ馴染ヨク釘打張立、笠木繼手ハ合缺キ杭木ニ柄取付ケ控杭指定ノ位置及高ニ打立テ裏埋土高一尺毎ニ搗固ムルモノトス
- 一一 土留石垣ハ遣形ニ從ヒ裏込石ヲ容ルルニ充分餘地アル迄土砂ヲ堀取り積立テニ着手シ裏詰ハ間隙ナキ様詰込ミ合端充分ニ摺合セ指定ノ勾配ヲ附シ四ツ目、通り目、八ツ卷等ヲ避ケ入念ニ築造シ野面石ハ露頭積トシ法面ニ直角ニ据付ケ石ノ大小不正ナキ様配置シ積立ツルモノトス
- 一二 土管ハ各管接合ヲ密接ニシ周圍ニ徑ト同一ノ厚ニ粘土ヲ卷付ケ逐次施工スルモノトス
- 一三 開渠暗渠等ハ橋梁工事ニ準シ施工スルモノトス

橋梁工事

第十三條 橋梁工事ノ仕様ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 橋臺ノ根切リハ遣形ニ從ヒ相當ノ勾配ヲ付シ堀下ゲ若シ湧水等アルトキハ工事ニ支障ナキ様適當ノ豫備ヲナスモノトス
- 二 橋臺基礎工事ノ内地杭ハ一本毎ニ特ニ打止メ検査ヲ受ケ杭頭切揃へ算盤木取付ケ杭頭以下泥土ヲ防設取捨テ割栗石玉砂利ヲ捨土臺上端迄搗込ミ目潰砂利ヲ施シ捨土臺ハ合缺キニシテ取付クルモノトス
- 三 橋杭ハ特ニ係員指定ノ位置ニ打立テ一本毎ニ打止メ検査ヲ受ケタル後指定ノ高ニ切揃へ柄(厚ハ徑ノ三分ノ一、幅ハ徑ノ三分ノ二、長ハ梁厚ノ二分ノ一)拵へ梁木取付テ柄ハ核木ト朶柄ニテ取付ケ密着スル様接合セシムルモノトス
- 四 水貫及筋違貫ハ其橋杭ニ接スル處ハ杭木ヲ平滑ニ切込ミ極メテ密接ニ取付クルモノトス
- 五 橋臺石垣ハ檢知石野面石共其根石ハ可成大ナルモノヲ撰ミ四ツ目、通り目、八ツ卷等ヲ避ケ一層毎ニ迫飼、胴飼友受共充分ニ施シ裏詰及目潰砂利ヲナシ丁寧ニ詰固メ積ミ上グルモノトス
- 六 梁、水貫、筋違貫、腕木、頬杖、耳桁(丸太ヲ除ク)ハ中等鉋削リ橋ノ兩側面ニ顯ハルル部分及高欄等ハ上等削リトナスモノトス
- 七 板橋ハ敷板赤身勝表面中等鉋削、合端三回以上鋸引入締寄セ目違ナキ様釘付ケシ男柱ハ敷板ヲ貫キ耳桁外側ニ柄ニテ取付ケ榎木ハ通貫六彫リ上下トモ柄ニシ耳桁ニ釘付ケ笠木上端ニハ小返リ付ケ下端ニハ榎木ヲ柄入ニシ繼手ハ落鎌柄差取付ケ通シ貫挿込ミ仕立ツルモノトス
- 八 土橋ハ並木ヲ太鼓落ニシ間隙ナキ様敷キ並べ杉皮又ハ粗朶敷込ミ兩側土留木取付ケ土厚三寸毎ニ搗固メ砂利ヲ敷均スモノトス
- 九 石橋ハ渡石表面及合端共小鑿切トシ毛抜合セニナラザル様入念ニ仕上グルモノトス
- 一〇 「モルタル」ハ「セメント」及砂ヲ精確ニ量リ乾燥ノ儘三回以上切返シ兩種同一色ヲ呈スルニ至リ如露ニテ清水ヲ漑ギ更ニ三回以上切返シ攪拌スルモノトス

- 一 「コンクリート」ハ「セメント」及砂ヲ精確ニ量リ乾燥ノ儘混交セシムルコト前項ノ如クニシテ之ニ洗砂利ヲ加ヘテ三回以上切返シ水ヲ漑ギ更ニ六回以上切返シタル後指定ノ場所ニ靜ニ詰込ミ厚五寸毎ニ敷均シ五貫匁以上ノ蛸槌ヲ以テ表面ニ水氣ノ顯ハル、迄搗固メ其硬化ニ先テ次層附着ヲ容易ナラシムル爲メ熊手ノ類ヲ以テ其表面ヲ搔キ荒スベシ尙作業後ハ菰又ハ葎ノ類ヲ以テ必ズ之レヲ覆フモノトス
- 二 「コンクリート」基礎施工後一週間以上經過スルニアラザレバ其上部工事ニ着手スルヲ得ザルモノトス
- 三 煉瓦ハ使用前充分水ニ浸シ附着ノ泥土ヲ洗去リ水滴ノ切ル、ヲ待チ疊登セルモノトス一度浸水シタルモノト雖モ乾燥シタルトキハ再ビ浸水セシムベシ
- 四 煉瓦積ヲナスニハ接合面ニ鏝ヲ以テ善ク「モルタル」ヲ塗り付ケ叮嚀ニ疊登シ作業後ハ菰又ハ葎ノ類ヲ以テ必ズ之ヲ覆フ者トス若シ已ムヲ得ズシテ流シ「トロ」ヲナス場合ニハ係員ノ特ニ指定シタル割合ノ「モルタル」ヲ用ユルモノトス、一度煉上ゲタル「モルタル」ニ隨意ニ水ヲ加ヘ又ハ水ヲ以テ「モルタル」ヲ流シ込ムコトヲ禁ズ
- 五 「ボールト」ハ「スバナ」ヲ以テ充分締付ケタル後女回ノ反回セザル様螺旋頭ヲ輕ク打挫キ置クモノトス
- 六 防腐劑ヲ使用スル場合ニハ接合箇處並ニ金物取付ノ爲メ覆ハルベキ箇處ハ組立前充分ニ塗抹スルモノトス

治水工事

第十四條 堤防工事ノ仕様ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 盛土ハ塵芥草木根等ヲ取除キ眞土ヲ以テ厚六寸毎ニ敷均シ八貫匁以上ノ蛸槌ニテ全面平等ニ五回以上搗固メ更ニ眞土厚約六寸敷均シ前同様搗固メ順次築造スルモノトス

- 二 添築ハ直高三尺毎ニ幅一尺五寸以上ノ階段ヲ設ケタル後盛土工ニ準ジ築造スルモノトス

- 三 切返及堀割搗固メハ指定ノ通り堀起シ係員ノ検査ヲ受ケタル後盛土工ニ準ジ築造スルモノトス

- 四 切返及堀割土ニシテ砂質又ハ砂利質其他化土様ノモノヲ發見シタルトキハ直チニ係員ノ指揮ヲ受クベシ

- 五 凍結又ハ霜解其他地盤過濕ノ場合ニ作業セントスルトキハ係員ノ指揮ヲ受クベシ

- 六 法面ハ築土工事ニ伴ヒ漸次築造シ土羽棒ヲ以テ全面平等ニ十回以上打固メ張芝ヲナシ馴染良ク充分土羽板打ヲナシ目串竹ヲ平一坪ニ百四十四本以上芝面ニ五分内外露出セシメ打立ツルモノトス

第十五條 護岸工事ノ仕様ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 沈床ハ係員ノ指揮ヲ受ケ粗朶稍長ク元口徑八分以下ニシテ小枝ノ多キモノヲ選ミ内徑五寸ノ締鐵ニテ一尺五寸間毎ニ充分締付タル箇處ヲ株柁繩ニテ二重廻リニ結束シ更ニ其中間ヲ五寸間毎ニ二子繩ニテ前同様結束シタルモノヲ連柴トス、之レヲ縱橫共三尺間ニ配置シ其交叉點中周圍二通りハ各所毎ニ其他ハ一ヶ所置ニ十五番締鐵ヲ以テ縱橫連柴ヲ繫釣シ殘リノ箇處ハ二子繩二本ニテ繫結シ之レヲ下段ノ柴格トス、其上ニ縱橫三層ニ粗朶ヲ敷均シ前同様連柴ヲ配置シ之レヲ上段ノ柴格トス、上下兩段ノ柴格ヲ締結スルニハ下段ヨリ繫釣シタル締鐵ヲ用ヒ他ノ交叉點ハ二子繩二本ニテ締結ス、然ル後小杭打立ヲ柁高六寸ニ編牆シ縱橫柁ノ分レ目ハ編ミ分ケトス斯クシテ沈床厚ヲ三尺ニ仕立沈石ヲ投入シ床均シタル箇處ニ不陸ナキ様沈設スルモノトス

- 二 單床ハ縱橫三尺間ニ連柴ヲ配置シ各交叉點ヲ二子繩二本ニテ締結シ小杭打立ヲ粗朶敷均シ柁高六寸ニ編牆シタル後沈石ヲ投入シ床均シタル箇處ニ不陸ナク据付クルモノトス

- 三 犬走ハ指定ノ箇所ヲ不陸ナキ様搗固メ小杭間ニ送り六本ニ打ち粗朶ヲ下流ヘ斜ニ向ケ敷均シ柁高六寸ニ編牆シ砂利ヲ入レ搗固メ四ツ目、通り目、八ツ卷等ニナラザル様張石ヲナシ鐵棒ヲ以テ小砂利ヲ空隙

- ナキ様搦込ミ目潰ヲナスモノトス
- 四 張石ハ法面ヲ指定ノ如ク搦固メ仕立タル後成ル可ク大ナルモノヲ根石トシ之レヲ土臺ニ密着スル様据付ケ砂利又ハ「コンクリート」ノ裏詰ヲナシ四ツ目、通り目、八ツ卷等ヲ避ケ善ク接合スル様谷落シニ張登仕立テ前同様目潰ヲナスモノトス
- 五 石垣ハ道路土留石ニ準ズベシ

第十六條 河岸工事ノ仕様ハ左ノ各號ニ依ル

- 一 並木又ハ水制ハ係員ノ指揮ヲ受ケテ張ヲナシタル後杭木建込ミ相當ノ分銅又ハ蝟槌ヲ以テ打込ミ横布木ハ杭ノ上流側ニ縦布木ハ外側ニ鑿鑿ヲ用ヒ入念釘付ケスルモノトス
但無斷杭木ノ切斷ヲ禁ズ
- 二 蛇籠(長五間徑一尺五寸)ハ五分乃至八分巾ノ粉竹三枚ニテ四十八輪ニ籠目四寸乃至四寸五分ニ造ルモノトス
- 三 蛇籠ハ其造リ初メノ方ヲ河身又ハ上流ニ向ケ籠表ヲ表面ニ配置スルモノトス
- 四 籠水制及締切ハ指定ノ箇所ヲ床均ヲナシ卷籠ノ中心ニ當ル所ニ杭木ヲ打立テ心籠ヲ千鳥形ニ繼合セ充分ニ石詰メ卷籠ヲナスモノトス
- 五 積籠ハ遣形ニ從ヒ床均ヲナシ杭木打立テ通籠ハ千鳥形ニ繼合セ根付方ハ一本中間ハ二間半毎ニ二本ツ、締籠ヲナスモノトス
- 六 内部ノ蛇籠ハ一層毎ニ石詰検査ヲ受クヘシ且ツ表籠ニハ鏡石ヲ張ルモノトス
- 七 根固籠ハ床均ヲナシ打立テ施工スルモノトス
- 八 建籠ハ指定ノ法ヲ附シ蛇籠ヲ配列シ其間隙ニハ礫ヲ填充スルモノトス
- 八 柵ハ遣形ニ從ヒ杭木打立テ指定ノ材料ヲ以テ編織シ柵内へ粗朶建込ミ跡埋充分ニ搦固ムルモノトス

柵ニ葉唐竹ヲ使用スル時ハ叮嚀ニ葉卷ノ上元口ヲ上流ニ向ケ編織スルモノトス

- 九 羽口ハ豫メ粗朶ヲ切揃ヘ置キ仕立場處ヲ四尺巾ニ根切り地形ヲ善ク踏固メ高三寸ニ粗朶ヲ敷並ベ其上ニ粘土厚一寸ヲ置キ踏固メ以上三回ニテ一尺高トノ小口ヨリ一尺内側ニ間ニ五本ノ割ニテ葉直竹ヲ充分土中ニ挿込ミ二、一ニ縫合セ凡ソ三分法ニ葺上ゲ之レヲ一層トシ三層高三尺トナルヲ間ニ五本ノ割ニテ唐竹ヲ充分挿込ミ前ノ如ク縫合セ仕立ツルモノトス
- 羽口留杭ハ指定ノ高ニ達スル一葺前ニ羽口面ニ當テテ打込ムモノトス
- 一〇 枳類ハ床均シノ上柱建込縦横貫木柄入ニシ取付グ其柄巾ハ徑ノ三分ノ二厚ハ徑ノ三分ノ一トシ成木建込ミ間隙ナキ様礫ヲ填充シ入念ニ仕立ツルモノトス
- 枳類ノ用材ハ使用上差支ナキ程度ノ屈曲アルモ妨ナシ

◎茨城縣告示第四百五十號

道路以外ノ土木工事執行規定左ノ通定ム

大正九年十一月廿九日

道路以外ノ土木工事執行規定

茨城縣知事 力石雄一郎

- 第一條 縣費ヲ以テ支辨スベキ工事ノ執行ハ別ニ規定シタルモノヲ除クノ外此ノ規定ニ依ル
- 第二條 工事ノ執行ハ直轄及請負ノ二種トス
- 第三條 直轄工事ハ知事ニ於テ縣ノ官吏々員ヲシテ施行セシム
- 第四條 請負工事ハ縣ノ官吏々員監督シ請負人ヲシテ施行セシム
- 第五條 堤防護岸及港灣工事ハ直轄ヲ以テ施行ス但場合ニ依リ競争入札ニ附シ請負人ヲシテ施行セシムルコ

トヲ得

第六條 營繕工事ハ競争入札ニ附シ請負人ヲシテ施行セシム
第七條 左ノ場合ニ競争入札ニ附セズ直轄又ハ隨意契約ヲ以テ施行セシムルコトヲ得

一 各種ノ工事ニシテ特ニ技術ヲ要スルトキ

一 急施ヲ要シ入札ニ附スル暇ナキトキ

一 入札ノ價格豫定價格ヲ超過シ又ハ入札望人ナキトキ

一 一廉金二千圓未滿ノ工事執行ノトキ

一 工事着手後實地ニ異動ヲ生ジ爲メニ要スル増工事ニシテ關聯上他人ニ請負ハシメ難キトキ

一 競争入札ニ付スルヲ不利ト認メタルトキ

第八條 入札ハ一般競争入札指名競争入札ノ二種トス

第九條 競争入札ハ縣下ニ於テ發行スル日刊新聞紙ノ内ヘ一日以上工事及築品ノ種類其ノ他ノ要項ヲ記載廣告ス但必要ニ依リ東京諸新聞ノ内ヘ廣告スルコトアルベシ

第十條 指名競争入札ハ工事ノ種類又ハ狀況ニ依リ知事ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ特ニ當業者ヲ指名シテ入札セシム

第十一條 此規定ヲ施行スルニ就キ必要ナル事項ハ知事ニ於テ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正九年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十六年十一月茨城縣告示第四百八十五號土木工事執行規定ハ本規定施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

茨城縣告示第四百五十一號

大正九年十一月內務省令第三十六號道路工事執行令及大正九年十一月茨城縣告示第四百五十號道路以外ノ土木工事執行規定ノ施行細則左ノ通定ム

大正九年十一月廿九日

茨城縣知事 力石 雄 一 郎

三、道路工事執行令及道路以外ノ土木工事執行規定細則

第一章 入 札

第一條 入札ハ左ニ掲グル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但必要ト認ムルトキハ特ニ其ノ資格ヲ制限スルコトアルベシ

一 二年以來工事又ハ工事用物件供給請負ノ業ニ従事シ尙二年以來直接國稅年額金五圓以上ヲ納ムル者

二 土木請負營業ヲ目的トスル法人

前項入札人ノ資格ハ第一號書式ニ依リ入札前市町村長ノ證印アル書面ヲ以テ之ヲ證明シ法人ノ場合ハ第二號書式ニ依リ登記謄本ヲ添付證明スベシ此ノ證明書ヲ提出シタルモノハ其會計年度中再ビ證明書ヲ提出スルヲ要セズ

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナスコトヲ得ズ

一 無能力者

二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘザル者

三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

五 責付又ハ保釋中ノ者

六 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セザル者

第三條 左ノ者ハ其ノ所定期間内入札人タルコトヲ得ズ

一 第十一條ノ期限内ニ契納ヲ締結セザルガ爲其ノ落札ヲ取消サレタル者ハ爾後六ヶ月間

二 第二十六條ニ依リ契約ヲ解除セラレタル者又ハ左ノ各號ノ一ニ該當スト認メタル者ハ爾後二ヶ年間

イ 競争ノ際漫リニ價格ヲ競上ゲル目的ヲ以テ直接又ハ間接ニ連合ヲ爲シタル者

ロ 直接又ハ間接ニ競争ノ加入ヲ妨害シ若ハ競争者ノ契約履行ヲ妨害シタル者

三 第三十五條ノ擔保期間内ニ於ケル滅失毀損ニ對シ縣ノ指定シタル期間内ニ於テ之ガ復舊ヲ爲サザリシ者ハ爾後三ヶ年間

第四條 入札ハ第三號書式ニ依リ記載シ封緘ノ上入札保證金(第四號書式ノ納付書ニ依ル)ヲ添へ自身出頭

ノ上之ヲ爲スベシ若シ自身出頭シ難キ事故アルトキハ委任狀ヲ携帶スル代理人ヲ差出入札スルコトヲ得但

入札書ニハ必ズ本人ノ名ヲ用ユベシ

入札ハ自己ノ爲ニスルト他人ノ代理タルトヲ問ハズ一人一票ニ限ル

入札ハ取消又ハ引換ユルコトヲ得ズ

入札人又ハ其代理人ハ開札ノ場所ニ立會フベシ

第五條 縣ニ於テ郵便入札ニ附シタルトキ又ハ入札者ニ於テ郵便入札ヲ爲サントスルモノハ入札書(別封ト

ス)及入札保證金(第四號書式ノ納付書ヲ添付スベシ)ヲ添へ本縣内務部土木課ニ宛テ(封皮ニハ何々工事

入札書在中ト朱書スベシ)開札ノ前日迄ニ到達スル様書留郵便ヲ以テ差出スベシ

但シ入札保證金ハ縣金庫保管證及知事宛ノ郵便爲替又ハ銀行爲替券ニ限ル

入札者ハ入札ノ結果ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

入札ヲナシタル者ハ開札ノトキ參觀ヲ求ムルコトヲ得

第六條 左ノ入札ハ無効トシ第十二號ニ該當スル者ノ入札保證金ハ之ヲ沒收ス

一 入札書ニ入札代理人ノ名義ヲ用ヒタルモノ

二 二人以上ノ連名ニテ入札シタルモノ

三 指定ノ日時ヲ過ギテ差出シタルモノ

四 第一條乃至第三條ニ依リ入札人タルコトヲ得ザルモノヨリ差出シタルモノ

五 入札保證金ヲ差出サザルモノ又ハ不足ニ差出シタルモノ

六 土木請負營業ヲ目的トスル商會又ハ會社又ハ組合ノ一員ニシテ入札シタルモノ但シ商會、會社組合ヲ代表スベキモノノ入札ハ此限りニ在ラズ

七 請負資格證明書ヲ差出サザルモノ又ハ差出シ置カザルモノ

八 第四條第一項ノ委任狀ナキモノ又ハ同條第二項ニ違背スルモノ

九 文字ノ判明セザルモノ

一〇 本人ノ捺印ナキモノ

一一 入札人ノ氏名又ハ入札金額ノ文字ヲ改竄シ其ノ箇所ニ捺印セザルモノ

一二 入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキ

第七條 縣ハ入札ニ付シタル事件ノ豫定格ヲ封緘シテ開札ノ場所ニ置クモノトス

第八條 入札人中豫定價格内ニシテ豫定價格ノ三分ノ二ヲ下ラザル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以テ落札人トシ之ニ請負ヲ命ズベシ

落札トナルベキ同價格ノ入札ヲ爲シタルモノ二人以上アルトキハ其ノ入札人ヲシテ更ニ其ノ價格以內ニテ入札セシメ尙ホ同價格ナルトキハ抽籤ヲ以テ落札人ヲ定ム

落札トナルベキ入札ガキトキハ即時再入札ニ付スルコトアルベシ

第九條 入札ハ縣ノ都合ニヨリ開札後ト雖モ之ヲ取消スコトアルベシ
入札人ハ之ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第十條 落札人ノ入札保證金ハ請負契約締結ノ後其ノ他ノ者ノ入札保證金ハ開札ノ後直ニ之ヲ還付ス

第二章 契約

第十一條 落札人ハ請負ヲ命ゼラレタル當日ヨリ五日以内ニ第五號書式ノ契約書二通ヲ作り契約保證金(第六號書式ノ納付書ニ依ル)ヲ添へ之ヲ差出スベシ

前項契約保證金ハ契約金額ノ百分ノ十以上ニシテ四捨五入ノ法ニ依リ圓位ニ止ム

第一項ノ日限内ニ契約ヲ締結セザルトキハ別ニ告知セズシテ落札ヲ取消スコトアルベシ
落札ヲ取消シタルトキハ入札保證金ヲ沒收シ縣ノ收入トス

第十二條 契約書ハ一通ヲ請負人ニ交付スベシ

第十三條 契約保證金ハ無記名國債證書、農工銀行債券、日本勸業銀行債券、日本興業銀行債券ヲ以テ現金ニ代フルコトヲ得

但シ國債證書額面金額ニ依リ其ノ他ノ債券ハ時價十分ノ八ヲ以テ計算シ之ニ第七號書式ノ賣却承諾書分第八號書式ノ賣却委任狀ヲ添付スベシ

第十四條 契約保證人ハ縣内ニ本籍ヲ定メ常ニ居住シ直接國稅年額金五圓以上ヲ納メ年齡滿二十五歳以上ノ男子ニ限ル

破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セザルモノ又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘザルモノハ契約保證人タルコトヲ得ズ

第十五條 前條保證人ノ資格ハ第九號書式ニ依リ市町村長ノ證印アル書面ヲ以テ之ヲ證明スベシ

第十六條 契約保證人ハ請負人ト連帶ニテ契約ヲ履行スベシ契約保證人死亡若ハ失格シタルトキハ請負人ハ更ニ契約保證人ヲ定メ連署ヲ以テ直チニ届出ヅベシ若シ保證人ヲ立ツルコト能ハザルトキハ縣ニ於テ定ムル所ノ擔保金ヲ納メシム其ノ擔保金ニ付テハ第十三條ヲ適用ス

第十七條 請負人ハ縣ノ承諾ヲ得ズシテ工事ノ施行ヲ他人ニ委託シ若ハ其ノ請負ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第十八條 請負人死亡シ相續人ナキ場合若ハ相續人アルモ其ノ契約履行ニ適當ナラズト認ムルトキハ前項ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ハ之ヲ還付ス

第十九條 請負人工事又ハ物件ノ納付ニ着手セントスルトキハ少クモ三日以前ニ第十號書式ニ依リ所轄工區ヲ經由届出スベシ但工程日割書ノ必要アルト認メタルトキハ臨時提出セシムルコトアルベシ

第二十條 請負人ハ必ズ設計書ヲ携帶シ常ニ工場ニ在リテハ工事ニ關スル一切ノ事ヲ處辨スベシ若シ事故アル場合ハ縣ノ承諾ヲ得テ工事ニ經驗アル者ヲ以テ代理處辨セシムルコトヲ得但縣ニ於テ其ノ代人ヲ不適當ト認メタルトキハ何時ニテモ其ノ承諾ヲ取消スコトアルベシ

第二十一條 請負人ハ其ノ使用人ノ行爲ニ關シ一切ノ責ニ任ズベシ其ノ行爲工事ニ障害アルカ又ハ不適當ト認メタルトキハソノ使用ヲ差留メシムルコトアルベシ

請負人ハ第二條ニ該當スルモノヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十二條 工事ニ使用スル事件ハ豫メ検査ヲ受クベシ
前項ノ物件検査ニ合格セザルトキハ請負人ハ指定ノ期限内ニ之ヲ他ニ搬出スベシ若シ之ヲ搬出セザルトキハ縣ニ於テ之ヲ執行シ其費用ハ請負人ヲシテ之ヲ負擔セシム物件ハ完納検査済ノトキヲ以テ納付ヲ了シタルモノトス

第二十三條 工事ノ竣成検査前ニ於ケル既成部分及材料ノ亡失毀損其他總テノ損害ハ請負人ノ負擔トス

ルモノトス

第二十四條 縣ノ都合ニ依リ工事ヲ一時停止シ若クハ變更増減シ又ハ契約ヲ解除スルコトアルモ請負人ハ之ヲ拒ミ又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

前項契約解除ノ場合ニ於テ契約保證金ハ之ヲ還付ス

第二十五條 縣ノ都合ニ依リ工事ニ使用スル物件ヲ變更増減スルコトアルモ請負人ハ之ヲ拒ミ又ハ損害賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

但シ變更増減ノ爲メ納付期日ノ伸縮ヲ要スルトキハ其ノ期日ハ縣ニ於テ之ヲ定ム

第二十六條 請負人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ縣ハ契約ヲ解除スルコトアルベシ

一 第十六條第十七條第二十二條ニ違背シタルトキ

二 工事ノ施行ニ付當該官吏々員ノ指揮ニ從ハザルトキ

三 第二十四條第二十五條ニ依リ縣ニ於テ工事又ハ工事ニ使用スル物件ノ變更増減ヲ爲スニ當リ之ヲ拒ミタルトキ

四 契約締結ノ日ヨリ日數十日ヲ經過シ故ナク着手セザルカ又ハ何等ノ理由ナク工程日割書ノ通り施行セザルカ若ハ工事又ハ物件ノ納付緩慢ニシテ契約期限内竣功又ハ納付シ難ト認メタルトキ

五 請負人又ハ其ノ代理人ニ不正ノ行爲アリタルトキ

前項ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ヲ沒收シ之ヲ縣ノ收入トス

第二十七條 請負人ハ縣ノ許可ヲ得テ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ契約解除ノ場合ハ契約保證金ハ之ヲ還付ス

第二十八條 契約解除ハ書面ヲ以テ請負人若ハ保證人ニ告知ス請負人若ハ保證人ニ於テ書面ノ受領ヲ拒ミタルトキ又ハ住所居所共ニ知レザルトキハ縣報ニ其要領ヲ公示スルヲ以テ之ヲ送達シタルモノト看做ス

第二十九條 請負人工事竣成期日又ハ物件納付期日延期ヲ出願セントスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ所屬工區

ヲ經由申請スベシ

前項ノ出願ニシテ天災其ノ他不可抗力等ノ爲已ムヲ得ズト認メタルモノハ之ヲ許可スルコトアルベシ 其許可ノ告知ナキモノハ契約期限後竣成又ハ納付済ニ至ル迄ノ日數ハ之ヲ第三十條ノ過怠日數トシテ計算ス

第三十條 工事ノ竣成又ハ物件ノ納付其ノ期日ヲ經過シタルトキハ竣成期日又ハ納付期日ノ翌日ヨリ起算シ

其ノ經過ノ日數ニ應ジ一日ニ付契約金額千分ノ一ニ當ル金額ヲ過怠金トシテ徵收ス

第三十一條 請負人ハ工事ノ竣成又ハ物件ノ完納前ニ於テ工事既成部分又ハ其物件ノ既納部分ニ對スル金額ノ十分ノ八以内ノ假拂ヲ請求スルコトヲ得但シ契約金額道路ニアリテハ金三百圓未滿其他ノモノニアリテ

ハ金二百圓未滿ノトキハ此ノ限ニアラズ

前項請求書ハ第十一號書式ニ依ルベシ

第三十二條 第十八條第二十四條第二十五條第二十六條第二十七條ニ依リ契約ヲ解除シ又ハ工事物件ヲ變更

増減シタルトキ其ノ契約金額ノ更定及第三十一條ノ工事既成部分又ハ物件ノ既納部分ニ對スル金額ハ縣ニ

於テ之ヲ算定シ相當ト認ムル金額ヲ立支拂フベシ請負人ハ此ノ計算ニ對シ異議ノ申立ツルコトヲ得ズ

第三十三條 工事ヲ竣成シタルトキハ第十二號書式ノ竣工届及第十三號書式ノ工事請負金額請求書ヲ物品ノ

納付ヲ物品ノ納付ヲ了シタルトキハ第十四號書式ノ物品納付済届及第十三號書式ノ工用品請負金額請求

書ヲ差出スベシ

第三十四條 前條工事ノ竣成検査ニ際シ其ノ工事仕様書ニ違ヒ若ハ不完全ト認メ之ガ手直シ又ハ改築ヲ命ズ

ルモ請負人ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ若シ之ヲ拒ミタルトキハ縣ニ於テ執行シ其ノ費用ハ請負人ヲシテ之ヲ負

擔セシム

第三十五條 工事擔保期間内ニ於テ工事ニ滅失毀損ヲ生ジタルトキハ請負人ハ縣ノ指定シタル期限内ニ於テ

擔セシム

第三十五條 工事擔保期間内ニ於テ工事ニ滅失毀損ヲ生ジタルトキハ請負人ハ縣ノ指定シタル期限内ニ於テ